

地 研 年 報

第26号

論 説

デジタル経済下におけるエックス税

..... 大畑 智史 (1)

明治期以降の農村居住環境整備の発展過程に関する研究 その1

-特に明治期について-

..... 岩田 俊二 (19)

三野村利左衛門と三井組育児方について

..... 茂木 陽一 (41)

調 査

高校生は親がたずねれば話すのか？

-精神的自立と親への親密性に着目して-

..... 高橋 彩 (75)

2020年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要

地域問題研究所活動日誌

地域問題研究所刊行物

研究活動

2021年12月

三重短期大学地域問題研究所

デジタル経済下におけるエクス税

大畑 智史

はじめに

一般的に国家運営において租税は欠かせないが、この社会的影響力は無視できない。例えば、近年の日本における消費税の税率引上げがその内需を無視できない程度に引下げ、これが日本の経済社会を大きく攪乱している、といった状況を考えればよい。そのような事情もあり、適正な税制の構築に向けた議論が活発な状況が古くから続いている。この議論の中で、支出税構想の持つ意義を検討することは欠かせない¹⁾。支出税構想については、ミード型の支出税構想をみると、これは、理論的には、税務行政の簡索性、経済活性化、等の点で S=H=S 型の包括的所得税の場合よりも優れている、等のことが主張される。こうしたことから、支出税構想を活用した租税の議論が活発である。こうした租税としては、フラット税、エクス税、USA 税等の税がある。ただし、支出税は、実際の施行の困難性等の事情により施行事例が殆どなく、租税議論においては、支出税そのものの施行方法というよりは、その構想の活用方法に議論の焦点が当てられている。本稿では、東欧等の国家で施行されているフラット税を改良した税としてのエクス税に焦点を当てることとする。エクス税が、実際に施行されている税の改良版であること以外に、税務面での簡索性、経済活性化、等の長所と考えられる性質を有していることを考慮すると、当該税については更に分析されるべきである。

エクス税の構造や性質については後に示すが、当該税の性質については、国際的視点、税務行政面、雇用面、金融取引面、等の各種視点から議論がなされる。この中で、当該税の問題点も数多く指摘されている。著者は、前稿において、その問題点に対するクラウド型 ERP の意義について議論をし、当該システムがその問題点の解消に一定程度の意義を有することを示した。しかし、この分析においては、近年盛んに議論されているデジタル課税の視点が殆ど考慮されていない。世界的に ICT 化がますます進展する中で、デジタル取引も今後ますます拡大することが考えられる。このような状況を見据えると、デジタル課税についての制度を十分に考慮したエクス税の分析も欠かせない。後に示すように、クラウド型 ERP 活用を考慮したそのような分析はまだなされていないと考えられる。なお、本稿の内容は、特に断りのない限り、本稿投稿時点（2021 年 8 月）のものとする。また、2019 年 12 月頃から新型コロナウイルス感染の世界的拡大が問題となっているが、一時的な攪乱要因であろう、等のその性質上、本稿では当該視点は考慮しない。ただし、この拡大により、税収減・財政支出増という傾向がみられ、世界的にデジタル課税強化の圧力が高まっている、等の点は見逃せない。更に、本稿では、特に断りのない限り、企業あるいは法人は営利会社を指すものとする。

I エックス税とクラウド型 ERP：構造と性質

1 エックス税

エックス税は、個人への賃金税と法人部門への税とから成る。VAT (Value Added Tax) の逆進性を緩和するため、ホール＝ラブシュカ型のフラット税やエックス税においては、VAT の課税ベースである付加価値は賃金部分と企業付加価値部分とに分けられ、それらは別々に課税されることになる。累進税率が採られる賃金税の最高税率は法人税率と等しい。個々の労働者に対する賃金税の課税ベースは、労働サービスに対する支払から構成され、彼らの貯蓄には課税されない。この一方で、法人税部分ではキャッシュフロー方式が採られ、この部分の税は、労働者への賃金支払や金融取引が排除される R (Real) ベースの法人税であり、この課税ベースにおいて投資は控除される。金融取引に関し、D.F.Bradford は、金融取引は、個人と法人(金融機関についての特殊な場合を除く) とのエックス税の課税ベースでは完全に排除されるが、このことは、エックス税における際立った簡素性の根拠である、と説明している。以上のエックス税に関し、勤労促進型給付付き税額控除 (EITC : Earned Income Tax Credit) は存在し得る、原産地主義の場合や仕向地主義の場合が考えられる、等のことが主張される。また、このエックス税をその構想上の基礎とした GIT (the Growth and Investment Tax Plan) がある。この両者の間の主な相違点は、エックス税の賃金税の課税ベースにおいては金融取引は排除されるが、GIT の個人への税はキャピタルゲインのような所得に課税する、という点である。更に、字数の制約上、本稿ではその詳細には言及できないが、代替的なエックス税も提案されている²⁾。

支出税は、政府が基本的に一年における納税者の消費支出額に応じてそれに税負担を課す税で、この税は直接税で間接税ではない。この税の課税ベースは、一般的には、「 C (消費支出額) = Y (所得額) - S (貯蓄額)」という形で定義される。 C は、基本的に、「(キャッシュインフロー) - (キャッシュアウトフロー)」という形でのキャッシュフロー方式によって算出される。支出税とエックス税との間には幾つかの共通点がある。これについては、例えば、賃金税は、幾つかの前提の下で支出税に等しい、貯蓄は課税ベースから排除される、個人への課税において累進税率が基本的に採用される、といった点を挙げることができる。言うまでもなく、それらの間には幾つかの相違点がある。これについては、例えば、エックス税において、法人部門への課税がある、この課税におけるキャッシュフロー方式は R ベースのものである、貯蓄からの引出分は課税されない、等の点を挙げるができる。以上のようなエックス税に関し、複数の利点が指摘されている。これについては、まず、簡素であることがとりわけ強調される。エックス税の基本的構造において、課税ベース算定において金融取引が考慮されない、等のことがその根拠とされる。また、個人ファイルの利用の容易化、退職貯蓄制度の簡素化、設備投資といった類の投資活動への歪みが比較的少ない、金融サービスに関する無駄な技術革新の削減、個人部門への課税と法人部門への課税との統合、等のことが指摘される³⁾。その他、貯蓄額排除や設備投資額控除の経済促進効果を指摘できることは言うまでもない。

エクス税に関しては、複数の分析がなされている。当該税の性質に関しては、エクス税は長期消費を増加させるだけでなく全ての所得階層の厚生を改善するが、短期的にみると、改革の時点において、最高所得層の高齢者は最も大きな厚生的損失を被る一方、最貧困層の年配者は厚生的便益を享受する、と主張される⁴⁾。また、国際的視点からの当該税の分析では、フラットタックスとエックスタックスの相違点は、国際的二重課税への対応で、源泉地課税を採るフラット税には国際的二重課税の議論が生じうるのに対し、仕向地課税をとるエクス税では、輸出に対して国境調整を行なうので二重課税が排除される点で、エクス税は、より消費課税の特色を打ち出した税制といえよう⁵⁾、仕向地主義や WTO ルールと矛盾する仕入高控除方式のエクス税よりは、それらと整合的な税額控除方式のエクス税が望ましい⁶⁾、原産地主義のエクス税は移転価格問題をより深刻にする一方で仕向地主義のエクス税は人々にその税率の低い場所で消費をする動機を生み出す⁷⁾、その後者の方式と比べた場合に長所を持つ前者の方式の場合における移転価格問題を取り除く方法がある⁸⁾、等のことが主張される。また、長戸（2018年）においては、以下のように述べられる。

即時償却と減価償却+資本コスト控除の等価性の選択の他に、制度選択上の重要事項として仕向地主義か原産地主義かの選択がある。即時償却の仕向地主義法人税（destination based corporate tax）を採用すれば、（採用国からみて）移転価格の問題は生じないが、国境税調整のために輸入課税・輸出免税を行う必要があり、同時に国内企業にのみ支払賃金控除を認める仕組みとなるため、WTO のルール（GATT・GATS）違反の懸念がある。そのため、同じく即時償却を採る改革案でも、X タックスでは原産地主義をとり、移転価格には関連者取引に R+F ベースを採用することで対応する。⁹⁾

その他、ここで述べたような国際的視点も考慮されながら、各種視点から、エクス税の問題点等のその関係諸点の分析がなされる。例えば、エクス税において会計期間や会計方法が問題となるだろう¹⁰⁾、エクス税の下で租税回避が生じる可能性がある¹¹⁾、エクス税を採用した場合には失業率が低下する¹²⁾、実物取引と金融取引との区別のための制度の必要性や個人部門における累進税率の過度な強化等の短所がエクス税の場合にはある¹³⁾、エクス税では相続分や遺贈分に課税がなされずこの扱いの議論が必要である¹⁴⁾、エクス税の主要な長所の一つとして簡潔性がある、代替的なエクス税と基本的なエクス税とは等価である¹⁵⁾、所得税の代わりにエクス税を施行する場合にはこの後者の税率が高くかつより累進的になる¹⁶⁾、等の主張がなされる。その他、著者は、税制における ICT 活用が進展している現状を考慮し、エクス税の諸問題の解消に ICT 化が一定程度の意義を有することを示した¹⁷⁾。この分析における ICT システムとしては、特にクラウド型 ERP を扱った。しかし、この著者の分析においては、近年におけるデジタル課税の議論が詳細に交えられていない。このデジタル課税の制度はまだ定まっていないが、当該制度を税制面でより適正なものにする上で、この制度を考慮した

様々な分析がなされる必要がある。本稿では、エックス税の性質をデジタル課税の視点から分析し、この問題点の解消におけるクラウド型 ERP の意義を論じることとする。

2 クラウド型 ERP

まず、ERP (Enterprise Resources Planning) の基礎的構造は下記の通りである¹⁸⁾。

ERP：企業内の情報共有化のためのツールであり、企業の購買・生産・販売・人事・財務等の主要な業務プロセスにおける経営情報をデータベース化するとともに、リアルタイムに情報を更新して情報を一元的かつ統合的に管理するシステムである¹⁹⁾。ここでは、パッケージソフト（出来合いのもの）を使い、これに合わせて仕事のやり方を変えていくことが提案される。このソフトを ERP パッケージと言う。さらに同一の業種・業態の企業は同一の ERP パッケージを使うことが提案される。これによって多くの企業が使うことによるシステムコストのダウンだけでなく、企業間のネットワークシステムが合理的に行えると訴えられている²⁰⁾。

これを図示すると、次の図のようになる。

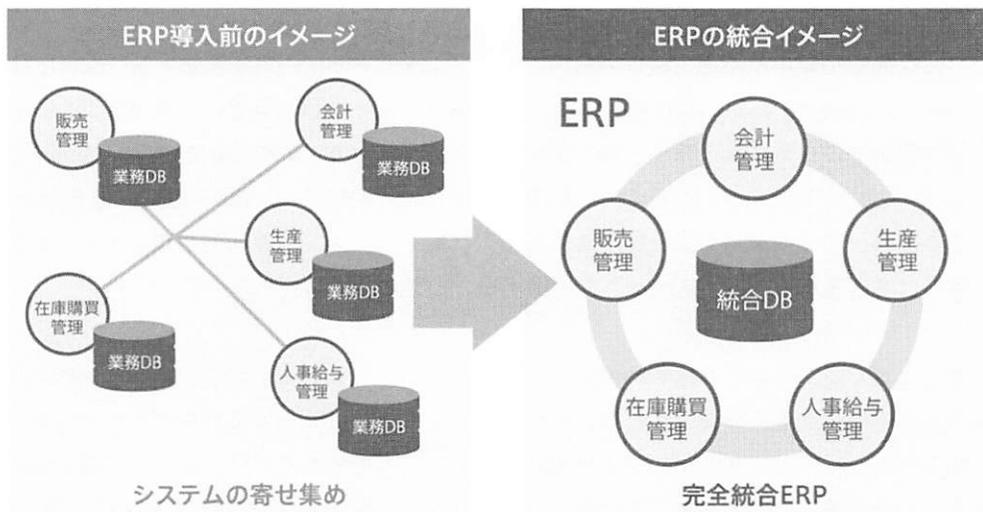


図 ERP のイメージ

GRANDIT HP [<https://www.grandit.jp/erp/>]

この ERP には、SNS (Social Networking Service) 等のネットワークと連携したマーケティングツールや、BI (Business Intelligence)、CRM (Customer Relationship Management)、EPM (Enterprise Performance Management) といった機能も加えられる。このような工夫により、企業経営における各種意思決定の場面で、経営関係情報や企業会計関係情報等の情報の活用が進み、その業務の効率性が向上すると考えられる。以上のような ERP をクラウド上で利用することで、以下のような、長所と短所とが生じる²¹⁾。

[長所] 22)

- ・インフラ調達が不要なため、低コストで迅速な導入を実現できる。
- ・システムの運用・管理業務がないためトータルのコスト削減につながる。
- ・バージョンアップ対応がなく常に最新のシステムを利用できる。
- ・使用する場所やデバイスを選ばず外出先からでもアクセスできる。
- ・海外拠点で同一のシステムを利用できるためナレッジを蓄積できる。
- ・ランニングコストが月額固定なので費用対効果が見えやすい。
- ・必然的にセキュリティ対策やBCP(事業継続計画)対策につながる。
- ・統合されたデータベースでヒト・モノ・カネの動きが見える。
- ・連携の取れたシステムで業務効率化が促進される。
- ・各データが集約されたダッシュボードで意思決定を迅速化できる。

[短所] 23)

- ・月額費用というランニングコストがかかる。
- ・基本カスタマイズがしづらい。
- ・オフライン環境ではシステムにアクセスできない。
- ・システム運用が提供事業者のサービスレベルに左右される。

このクラウド型 ERP と、先に挙げた SNS 等の ICT システムはもちろんのこと、EDI(Electronic Data Interchange)、DCM (Demand Chain Management)、BPM (Business Process Management)、CMS (Cash Management System)、e-Tax (日本における国税電子申告・納税システム) 24)、eLTAX (日本における地方税ポータルシステム)、マイナポータル (日本政府が運営する共通番号制度関係のオンラインサービス) 25)、法人番号システム (日本) 等の官公庁のその他 ICT システム 26)、ZEDI (日本における、全銀 EDI システム) 27)、日銀ネット (日本銀行金融ネットワークシステム) 28)、各種金融機関におけるコンピュータネットワーク 29)、金融庁 (日本) や証券取引所 (日本) のデータ関係のシステム 30)、情報銀行、FOA (Flow Oriented Approach)、PFM (Personal Financial Management) 31)、ブロックチェーン、等の ICT システムとも一定程度の条件下で連携することができる。もちろん、以上のような連携を世界レベルで実現することも可能である。以上のような連携において、Fintech、AI (Artificial Intelligence)、API (Application Programming Interface)、XML (eXtensible Markup Language)、RPA (Robotic Process Automation)、QR (Quick Response) コード、5G、デジタル通貨や電子マネーと関係する技術、手形等の有価証券の電子化と関係する技術 32)、等の ICT 関係技術も大きく関係することは言うまでもない。なお、本稿では、クラウド型 ERP と、ここで取り上げたそれ以外の各種 ICT システムとが連携されたシステムを、拡張的クラウド型 ERP と呼ぶこととする 33)。

近年、とりわけクラウド型の ERP の普及が進んでいるが、このような状況の中で、ERP 関係の ICT システムの充実化が進んでいる。ここでは、幾つかのそうした取組みを紹介しておく。

- ・ナレッジマネジメントソリューション「knowler」との連携³⁴⁾
- ・財務報告書の作成に必要な月次監査業務を効率的に行うための支援システム「MJS AI 監査支援」(ERP との連携：予定)³⁵⁾
- ・パソコンバンキングソフト「EBNext2DX」との連携³⁶⁾
- ・金融データプラットフォーム「Moneytree LINK」や金融データ分析ツール「LINK Intelligence」との連携³⁷⁾

II デジタル課税：議論の概要

主に、国際的二重課税調整や脱税租税回避対策のための国際課税制度はかつてから存在するが、近年における国際的デジタル取引の拡大に従来の国際課税制度が対応し切れていないといった状況から、デジタル課税の議論がますます活発になっている。まず、従来の国際課税制度を簡潔に整理すると以下のようになる³⁸⁾。

国際的二重課税調整

国際課税の基本的原則に、源泉地主義、居住地主義、仕向地主義、原産地主義、といったものがあることはよく知られている。例えば、A国が源泉地主義でB国が居住地主義であった場合、国際的二重課税調整が必要になり、租税条約の締結ということになる。国際的二重課税調整が必要になる場合としては、主に、その例の場合、居住地主義国課税の重複、源泉地主義国課税の重複、移転価格税制の影響、という場合が考えられる。

以上の国際的二重課税排除に関する税制面の方式としては、日本については、主に、外国税額控除方式と外国子会社配当益金不算入制度とがある。OECDモデル租税条約においては、居住地国における国際的二重課税排除方式は、国外所得免除方式又は外国税額控除方式、とされている。日本の場合は、これらの方式の両方が活用されていると考えられる。

脱税・租税回避対策

パナマ文書やパラダイス文書に見られるように、租税負担の公平性の視点から、タックスヘイブんに企業利益を移転するといった国際的租税回避行為が問題となっている。また、違法な形での国際的脱税も問題となっている。

以上のような問題に対処するため、複数の税制が構築されてきた。日本では、その主要な税制としては、移転価格税制、過少資本税制、過大支払利子税制、外国子会社合算税制、等のものがある。もちろん、OECDモデル租税条約においては、税務当局間の納税者情報（銀行口座情報を含む）の交換や、滞納租税に関する徴収の相互支援の視点が重視されている。

では、従来の国際課税制度を考慮し、デジタル課税（以下、特に断りのない限り、デジタル課税という場合は以下で整理する制度を指すものとする）の議論を整理する³⁹⁾。まず、そのこ

れまでの経緯を大まかに述べておく。OECD では、1990 年代後半に電子商取引の課税の議論がなされ、1998 年 10 月のオタワ閣僚級会合では電子商取引課税の基本的枠組みが示された。ここでは、当該課税には、伝統的な課税原則（中立性、効率性、明確性、簡索性、公平性、柔軟性）を適用すべきとの考え方が示された。最近では、OECD の 2012 年からの BEPS プロジェクトの最終報告書（2015 年 10 月）の他、OECD による、それまでの検討状況について記述したポリシーノート及び討議文書（2019 年 1 月及び 2 月）や作業計画（2019 年 5 月）や事務局提案（2019 年 10 月）がある。その最終報告書でも、デジタル経済への課税に関する具体的対応策の勧告には至らなかった。2020 年度末（2021 年 3 月）におけるデジタル課税に関する 2 つの主要論点は、市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直しと、軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入とである。この前者についてだが、デジタル経済の進展により、事業を行う上で必ずしも物理的拠点を必要としないデジタル企業等が増え、このような状況に従来の「PE（Permanent Establishment：恒久的施設）なければ課税なし」が対応しきれないという事情がその背景にある。これに加えて、デジタル経済化の下では、特許やブランド等の「無形資産」の価値が高まっており、これについての適正な「独立企業間価格」の算定が困難になっているという事情もその背景として存在している⁴⁰⁾。その後者の背景には、経済のデジタル化により多国籍企業グループ内の無形資産の移転が容易になる中で、低い法人税率や優遇税制を有する軽課税国への BEPS（Base Erosion and Profit Shifting：税源浸食と利益移転）リスクが増大している事情がある⁴¹⁾。では、以下において、これら両者の概要を示しておく⁴²⁾。

市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し（第一の柱）⁴³⁾

第一の柱における、市場国に配分される可能性のある課税所得として、利益 A、利益 B、利益 C、これらがある。

利益 A：多国籍企業のみなし残余利益の一部を形式的な方法を用い市場国に配分することで、当該市場国へ課税権を配分する。納税義務判定には、全体売上規模や活動内容等、複数点に関する基準が使用される。また、利益 A の新たな課税根拠（ネクサス）は、消費者とのかかわりを通じた市場国経済に対する持続的で重要な関与という新たな概念、市場国における多国籍企業の収益に基づく決定、自動化されたサービスの場合には物理的な存在なしに市場に重要かつ持続的に関与できていることが重要な判断基準になる、結局のところ当該市場国での売上に帰結しそこからもたらされる利益が源泉となり得る、といった特徴を持つ。申告と納付については、特定法人がグループを代表して一元的に申告を行う方式が採用可能であり、申告義務を負う支払者の識別と収益の配分は、活動テスト、収益性テスト、市場接続優先度テスト、比例配分、という 4 つの段階に応じて実施検討される。更に、利益 A を追加的に配分したことによって生ずる二重課税に関して、二重課税を排除するメカニズムが導入されており、この方法としては、外国税額控除、国外所得免除、という 2 方法のいずれかを採用することとされている。

税の安定性を向上させるために、第一の柱の素案は利益 A について義務的な拘束力のある紛争防止と解決へのアプローチを提案し、より広範囲における紛争防止の強化および紛争解決を促進するための方法を探る。

利益 B：基礎的なマーケティングおよび販売活動について、独立企業間原則に見合う一定の利益を付与する。利益 B は、市場国において行われる、「基礎的なマーケティングおよび流通機能」に対する、一定比率での固定報酬であり、これは既存ルール（独立企業原則）の簡素化であり新たな課税権ではない。利益 B についても、強制的かつ拘束力のある紛争解決の対象となる。

利益 C⁴⁴⁾：利益 C に関しては、それ自体の定義付けに積極的な意義はなく、利益 A や利益 B に対する統合アプローチ下での課税の結果、独立企業原則の適用を通じて二重課税が生じ得る所得、あるいは市場国で主張される利益 B を超える追加的利益を総称した概念であり、利益 C については二重課税の防止と強力な紛争解決手段を講じる必要があるとされる。

以上のような仕組みについて、利益分割法等ある意味バーチャルな独立企業原則の適用の拡大、源泉地におけるネクサスの拡大の先取りとしての機能的な PE への拡大⁴⁵⁾、等のことが指摘される。

軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入（第二の柱）⁴⁶⁾

第二の柱（GloBE（global anti-base erosion）ルール、租税条約の特典否認ルール（STTR（Subject To Tax Rule）））では、軽課税国への利益移転に対し、国際的に合意された最低税率（少なくとも 15%）による法人課税を確保するルール（ミニマム課税）の導入が検討されている⁴⁷⁾。

第一に、軽課税国に所在する子会社等に帰属する所得について、親会社等の所属する国・地域において、最低税率まで上乘せして課税するルール（所得合算ルール（Income Inclusion Rule））である。また、これを補完する制度として、軽課税国への支払を行っている子会社等に対し、支払会社等の所在地国で課税するルールがある（軽課税支払ルール（Undertaxed Payment Rule））。具体的な最低税率の水準は（両ルール共通）については引き続き議論を継続している。課税国の支店の所得については、国外所得免除方式を採用する国・地域について、所得合算ルールの適用のために外国税額控除方式への切り替えを認めるルール（スイッチオーバールール：Switch-Over Rule）も併せて提案されている。以上が GloBE ルールである。

第二の柱には、支払受取者の所在地国が軽課税の場合に租税条約の特典を否認するルール（租税条約や特典否認ルール：Subject to Tax Rule）もある。

本制度（第一の柱と第二の柱）により、世界全体での税収は、最大で年 800 億ドル程度増加すると推計されている。また、第二の柱の導入による 420～700 億ドルの法人税収増（第一の柱の場合の増加分より大きい）⁴⁸⁾、この税収増による第二の柱への産業界の反発⁴⁹⁾、税収面での第一の柱と第二の柱との相互作用の影響の低さ⁵⁰⁾、等のことも指摘される。更に、国際的な

合意に至らず各国の一方的措置が拡大し貿易紛争が増加する場合、世界全体で最大 1%を超える GDP の押下げ効果があるとの分析もなされている。

第一の柱と第二の柱とに関する問題

デジタル課税制度はまだ制度的に固まっておらず、その確定に向けた数多くの問題が存在している。デジタル課税制度の主な問題の概観については、以下のように整理される⁵¹⁾。

今後検討すべき課題として、以下の点が指摘されています。まず、利益配分方法 (Amount A, Amount B 及び Amount C) について、ビジネスモデルごとのデジタルの要素 (程度) の違いを反映する仕組みや市場国に帰属すべき配分される利益の重み付けなどを行うべきかという点です。また、新しい課税権ルールに関する各種の定義をどうすべきかや、市場国に課税権を認めるみなし残余利益の一部を算定するための定式配分の数値を決定する必要があるとされており、特に後者は究極的には政治的な合意の結果決まるものであるとされています。さらに、二重課税の排除についても、納税義務者の特定や、それが既存の二重課税排除のルールに与える影響も検討する必要があるとしています。新しい課税権の執行に関しては、非居住者に対する執行及び聴衆が問題になるため、源泉徴収の仕組みを導入することも検討に値すると指摘されています。⁵²⁾

ここではその問題を詳細に見ておく。

第一の柱の問題の具体例⁵³⁾：二重課税防止への配慮、デジタル化の程度やセグメンテーション等の事業関係の事項の社内での検討、適用業種範囲、会計上の利益との差の調整、システムロス発生時の対応、実績利益配分管理の仕組みの構築、損失の扱い、高課税所得と低課税所得との合算 (ブレンディング) の決定、途上国や新興国の利益 B による収税への期待、ADS (Automated Digital Services) と CFB (Consumer Facing Businesses) との区別の明瞭化 (重畳している点、両者の対象の明瞭化)、利益 B や利益 C の事前確認の効率化手法、利益 A と利益 B との間の無重複・利益 A と利益 C との間のダブルカウント発生場面の存在、利益 A の対象企業における申告書の内容、大規模な市場国では高い閾値 (ADS・CFB)・小規模な開発途上国では低い閾値、医療用医薬品セクターにおけるルールの適用方法等のスコープに関する論点、利益 A の算式へのデジタルの度合いや利益率の差異の反映、単一国において開発製造販売される製品の利益の利益 A からの除外による国内事業対象外の可能性、利益 A と市場国における既存の課税権との関連性、外国税額控除の既存国内法との組み合わせによる二重課税抑制効果の低下、異なるビジネスモデルに応じた特定の収益源泉ルールの開発、異なる会計基準で策定された財務諸表の連結における時間的差異等の調整 (利益 A 算定時)、利益 B 関係の事項 (基礎的活動の定義、適切な利益水準指標、合意された利得レベルでの固定パーセントによる対価の策定、一般に入手可能な情報に基づくベンチマークの活用、産業・地域間での取扱い

の差別化の必要性の程度、利益 B の活動の利益 C の basic return への自動的紐づけの可能性、他)、紛争時の合意獲得、売上地特定の方法、セーフハーバー適用の可否⁵⁴⁾

第二の柱の問題の具体例：最低税率水準、財務会計と税務会計上の相違から生じる差異への対応、ブレンディング対応、課税自主権の侵害、社会福祉増進という租税競争の効果の低減効果、企業のコンプライアンス負担や課税当局の事務コストの増加、途上国における非効率な租税インセンティブ提供圧力の解消と適正な国内資金動員の効果、トン数標準税制適用の国際海運業者の扱い、現地の課税繰延ルールへの扱い、GloBE ルール導入前の損失や一時差異の影響の緩和策、多国籍企業グループの規模等に応じた重要性の基準の設置、持分法適用の関連会社や合併企業の扱い、マークアップ率水準等の適用除外（カーブアウト）方法関係事項、既存の租税条約における二重課税排除条項との関係、租税条約の特典否認ルールの執行上の問題（課税のタイミング、トリガー税率の総額ベース支払いへの適用の際に生じる過大課税リスク、等）、所得合算ルールと軽減課税支払ルールとの各国の国内法への統一的導入、所得合算ルールと GILTI（米国）との重複適用への懸念、軽減課税支払ルールと類似する BEAT（米国）の調整、既存の租税回避防止施策との調整⁵⁵⁾、所得がミニマム実効税率未満の課税となっている場合の具体的制度設計

Ⅲ エックス税の問題点への拡張的クラウド型 ERP の意義：デジタル課税の視点から

まず、エックス税の構造（エックス税だけが施行されているある国家（デジタル課税制度における課税権を受ける国家、柱 2 の制度における軽減課税国、仕向地主義）を考える）をデジタル課税の議論と照らし合わせた場合、どのような問題があるか、という点を見ておく。すべての国においてエックス税だけが課税されるといった状況下でのデジタル課税分析は、紙幅の都合上、今後の課題としておく。まず、第一の柱については、R ベースの取引の場合、第一の柱について言及される問題点は、市場国がエックス税の場合においても問題になることは言うまでもない。また、原則として、金融所得の受取りは課税されず金融取引関係の支払いは課税ベースから控除されない、等のエックス税の性質から、第二の柱関係の諸問題対処を市場国がエックス税の場合にも考えなければならない。ここでは、もちろん、エックス税は、法人部門の課税ベースが基本的に R ベースのキャッシュフローに基づく、等の性質を有しているが、デジタル課税は企業の課税所得（経費控除後）への税という形の制度であるということには注意しなければならない。このことを考慮すると、デジタル課税制度における、デジタル課税制度適用対象企業選定基準、市場国に与える利益 A の部分、国際的二重課税対処の必要性やその方法、柱 2 における最低税率水準、等の点をエックス税の構造を考慮したものにする必要がある⁵⁶⁾。デジタル課税制度がまだ未確定なものである、等の状況を考慮し、その課題の具体的な議論（論点の明瞭化、課題解決策、等）は今後の課題とする。なお、デジタル課税については、法人税に関する、仕向地主義化やキャッシュフロー化（残余利益についての市場国への課税権配分）の傾向が見受けられる、という指摘があるが、デジタル課税の本稿における整理からすると、

そのような見解が出ることは当然だと考えられる。

それでは、拡張的クラウド型 ERP のデジタル課税関係の諸問題解消への効果について考察する。ここでは、当該システムを導入しているある企業の場合を考え、各種 ICT システムが、インターネットセキュリティ上の問題等その施行上の各種問題がなく利用されている状況を考える。拡張的クラウド型 ERP により、ある企業は以下のような情報を獲得することができる。このことにより、当該 ERP が活用された、税務と関係する業務の処理の効率性がその分向上する。ただし、ここでは、料金払い等の、情報連携上の制約は無視するものとする。

基礎的情報：税引前利益、課税所得（適用税率が異なる場合にはその源泉別）、キャッシュタックス・ブックタックス、税率（適用される課税所得ごとに）、繰越欠損金（残高・使用期限・使用制限、他）、配当可能利益、相手先別支払配当額・ロイヤリティ額・マネージメントフィー支払額等の関係会社取引、繰延税金資産・負債の額、各種税額控除（優遇税制含む）、移転価格の手法・文書化の程度、関税・間接税の基礎データ、子会社株式の税務簿価、無形資産関連データ、財務諸表上の情報（税務等各種経理関係）、（日本）法人番号システム記載内容、各企業取引先、情報銀行関係の情報、顧客情報、製品情報、企業情報、各部門管理関係情報、消費者視点からの情報（商品開発、販促関係、他）、人事給与・就労証明書・税・年金・健康保険・子育て・介護・法人設立・自治体や企業からの情報等（マイナポータル関係）、株式等の金融関係情報、製造現場の情報（点検、マニュアル、作業者判断、その他製造装置からの情報、他）、様々な口座情報（銀行、保険、証券、他）、資金決済情報、日銀と関係する機関の決済情報、行政手続き等各種手続き情報、その他各種オープンデータ（日銀公開情報、政府公開情報（予算、税制、他）、他）、今後3年間の事業計画、など

基礎的情報を活用した分析的情報（場合によっては部門別に獲得できる）：各種経営上の情報（PBT 率（税引前利益率）、OM 率（売上高営業利益率）、他）、金融市場・製品市場等の各種周辺環境の分析、社員の属性分析、製造工程等の事業活動効率性（故障率、他）、顧客属性分析・株主属性分析、製品属性分析、流通経路属性分析、適用されるべき規制（租税回避基準・脱税等）とこの関係の各種優先分析、など

以上のような情報を得られる拡張的クラウド型 ERP の活用により、先の形でのエックス税施行の際にも生じるデジタル課税関係の諸問題は一定程度解消に向かうと考えられる。この点を具体的に見ておく。

第一の柱の問題については、まず、利益 A 等のその関係事項の算式の複雑化やブレンディング対応や国別の閾値（ADS・CFB）適用等の制度そのものの事項の複雑化の解消に拡張的クラウド型 ERP が役立つことを指摘できる。また、当該システムの活用により、適切なデジタル課税制度の構築のための数々の論点と関係する情報をより多く獲得することができる。例えば、市場国に与える利益 A の部分、デジタル化の程度、セーフハーバー適用の可否、法的対応、特定の収益源泉ルール、等の事項に関するそうした情報をより多く獲得できる。更に、拡張的クラウド型 ERP は、デジタル課税制度の波及的悪影響の緩和効果も有する可能性がある。例え

ば、課税自主権の侵害については、当該 ERP の活用については税収増や経費減の効果が期待されるが、これが実現されれば、第二の柱の最低税率を低められる可能性がその分高まると考えられるが、このことはその侵害問題をその分緩和させると考えられる。第二の柱の問題の場合についてももう少し見ておく。この場合も、拡張的クラウド型 ERP が、財務会計と税務会計との間の相違に関する調整、企業や課税当局におけるコスト低減、最低税率水準適正化、等の税務処理上の効果を有すると考えられる。また、持分法適用の関連会社や合併企業の扱い、既存の租税回避防止施策との調整、現地の課税繰延ルールへの扱い、等の点に関する適切な制度構築においても、当該 ERP 活用は、情報収集等の面で有意義である。その他、もちろん、先に指摘した、エクス税の構造の視点からのデジタル課税制度の課題に関する議論の具体化の際に、拡張的クラウド型 ERP を活用することは意義のあることである。

おわりに

本稿では、デジタル課税の視点からのエクス税の問題点に対する拡張的クラウド型 ERP の意義について考察した。この結果、当該 ICT システムはその問題の解消において一定程度の意義を有する、ということになった。しかし、デジタル課税制度がまだ明瞭なものではないため、その効果も不明瞭である。この点の明瞭化は今後の課題である。

最後に、本稿における分析の実際の意義について地方創生の視点から若干述べておく。まず、地方創生は、人口急減・超高齢化という我が国が直面する大きな課題に対し、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を活かした自律的で持続的な社会を創生することを目指す、とされる⁵⁷⁾。もちろん、ここでは各地域の経済的活性化も重視される。エクス税の性質を考慮すると、地方創生の視点からも当該税の構想の活用をより本格的に検討すべきだと考えられる。また、地方創生の取り組みの議論においては、ICT 活用による地域資源の国際的展開、といった視点からの見解が数多くある。本稿における拡張的クラウド型 ERP への言及から、当該 ICT システムは、その国際的展開の効率性や効果性の面において注目すべき ICT システムだと考えられる。当該 ICT システムにより、経営の効率性分析、各種制度対応、等の面での煩雑さがかなり軽減されると考えられる。もちろん、拡張的クラウド型 ERP はエクス税の諸問題の解消に役立つ ICT システムである。

【謝辞】

有限責任あずさ監査法人の井上貴司様（公認会計士）とピー・シー・イー株式会社の田邨公伸様とから、本稿の内容と関係する有意義なコメントを頂くことができた。ここに感謝の意を表す。なお、本稿の文責は全て著者にある。

【注】

⁵⁷⁾ 拙稿、「所得課税と消費課税：ICT 化の意義」『三重法経』151、三重短期大学法経学会、2019 年、拙

稿「支出税の議論の展開」『三重法経』140、三重短期大学法経学会、2012年]等の文献を参照するとよい。支出税の施行可能性向上に関するIT化の意義について、筆者は[Ohata Satoshi, “On the Properties of the Consumption Taxes in the IT Period”, *The Journal of the Law and Economic Society at Mie-Tankidaigaku*,139,The Law and Economic Society at Mie-Tankidaigaku,2011]等の論稿で考察した。なお、支出税の場合に必要な贈与・遺産への資産課税については、ミード報告や、[宮本憲一、鶴田廣巳、諸富徹 編『現代租税の理論と思想』有斐閣、2014年]等の文献において整理されている。その中では、その課税と関係し、GIET、LAWAT、PAWAT、等の点について議論されている。

²⁾ Bradford, D.F., *Taxation, Wealth, and Saving*, The MIT Press, 2000, pp.69-70.

³⁾ Bradford, D.F. “A Tax System for the Twenty-first Century” Alan J. Auerbach, Kevin A. Hassett eds., *Toward Fundamental Tax Reform*, The AEI Press, 2005, pp.14-17.

⁴⁾ Altig David, Alan J. Auerbach, Laurence J. Kotlikoff, Kent A. Smetters, Jan Walliser “Simulating Fundamental Tax Reform in the United States” *American Economic Review*, 91.3, 2001

エクス税への移行時の厚生分析は、[Sarkar, Shounak, G.R. Zodrow “Transitional Issues in Moving to a Direct Consumption Tax” *National Tax Journal*, XLVI.3, National Tax Association, 1993] (エクス税は、当該論稿における ITP/R の代表例である。) においてもなされている。当該論稿では、エクス税への移行時における、貯蓄、キャピタルゲイン、配当、ローン等の諸問題も分析している。

⁵⁾ 森信茂樹「世界の税制改革の新たな潮流：公平から効率へ」『租税研究』693、日本租税研究協会、2007年、68頁。

⁶⁾ Grinberg, Itai “Implementing a Progressive Consumption Tax : Advantages of Adopting the VAT Credit-Method System” *National Tax Journal* Vol. LIX, 4, 2006

⁷⁾ Bradford, D.F. “THE X TAX IN THE WORLD ECONOMY” *CESifo Working Paper Series* No.1264, 2004

⁸⁾ Bradford, D.F. “Addressing the Transfer-Pricing Problem in an Origin-Basis X Tax” *International Tax and Public Finance*, 10, 2003

⁹⁾ 長戸貴之「キャッシュ・フロー法人税の理論と課題」『法律時報』90.2、日本評論社、2018年、24頁。

¹⁰⁾ Weisbach, D.A. “Does the X-Tax Mark the Spot?” *John M. Olin Law & Economics Working Paper* No.163, 2002

¹¹⁾ Zodrow, G.R., “Should Capital Income Be Subject To Consumption-Based Taxation?” *Working Papers* 0715, Oxford University Centre for Business, 2006, Bankman Joseph, Michael Schler *Tax Planning under the Flat Tax/X Tax* a draft of a paper to be presented at the Conference on Taxing Capital Income: Do We? Should We? Can We? (Can We Not?) to be held at the Brookings Institution on September 23, 2005

¹²⁾ Neyra, Victor del Carpio, “A New Search-and-Matching Computable General Equilibrium Model: Progressive Consumption Taxation and Unemployment Equilibrium Effects on Growth, Unemployment, and Incidence” *A THESIS SUBMITTED IN PARTIAL FULFILLMENT OF THE REQUIREMENTS FOR THE DEGREE, Rice University*, 2017

¹³⁾ Carroll, R., A.D. Viard *Progressive Consumption Taxation: The X Tax Revisited* The AEI Press, 2012

¹⁴⁾ D.F. Bradford (2000), op.cit., p.71. 古田俊吉「ITP/R キャッシュ・フロー税の問題点」『富大経済論集』41.3、富山大学経済学部、1996年、113-114頁。なお、この後者の文献では、この他、当該税に関する、複数税率の場合の不都合、税収の減少と変動の増大、移行過程問題（資金調達コスト、減価償却、他）等の、各種問題点が整理されている。

¹⁵⁾ Ibid., p.73.

¹⁶⁾ Yin, G.K. “Discussion” J.W. Diamond, G.R. Zodrow eds. *Fundamental tax reform: issues, choices, and implications*, MIT press, 2008 p.137.

¹⁷⁾ 拙稿「エクス税の問題点：クラウド型 ERP の意義」国際文化政策研究教育学会ワーキングペーパー、2020年

当該論稿においては、エクス税と租税根拠論との関連性、エクス税の新規構造、等の点にも配慮している。

- 18) クラウド型 ERP のより詳細な分析は、[拙稿「エックス税の問題点：クラウド型 ERP の意義」国際文化政策研究教育学会ワーキングペーパー、2020 年] を参照するとよい。
- 19) 森川信男『情報革新と経営革新』学文社、2011 年、113 - 114 頁。
- 20) 内山力『IT 活用の基本』日本経済新聞出版社、2007 年、40 頁。
- 21) 企業におけるクラウド活用の性質については、[アクセンチュア株式会社『クラウドが経営を変える! : 新ビジネスを創造する企業 IT の変革』中央経済社、2012 年] が詳しい。
- 22) リードプラス株式会社 HP [<https://www.clouderp.jp/blog/10-advantage-implementation-clouderp.html>]
- 23) リードプラス株式会社 HP [<https://www.cloudtimes.jp/dynamics365/blog/cloud-erp-advantages.html>]
- 24) 日本電気株式会社 HP [<https://jpn.nec.com/soft/explanner/myvno.html>]
- 25) CRM(顧客関係管理)ソリューションのセールスフォース・ドットコムは、内閣府がマイナンバー制度に基づくウェブサービス「マイナポータル」の電子申請機能「ぴったりサービス」の基盤を、同社が展開する CRM ソフト「Salesforce」で構築した、と 9 月 21 日に発表した。impress HP [<https://webtan.impress.co.jp/n/2017/09/22/26945>]
- 26) 日本では、G ビズ ID [<https://gbiz-id.go.jp/top/>] も構築されている。本ページでは、G ビズ ID は、1 つの ID・パスワードで様々な行政サービスにログインできるサービスです、と説明されている。
- 27) 株式会社インターコム HP [https://www.intercom.co.jp/press/news/2018/0628_biware.html]
- 28) 日本銀行 HP [<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/kess/i10.htm/>]
- 29) これについては、[大和総研フロンティアテクノロジー本部『エンジニアが学ぶ金融システムの「知識」と「技術」』翔泳社、2019 年] を参照するとよい。なお、ここでは、SWIFT (Society for Worldwide Interbank Financial Telecommunication) も考慮することとする。
- SWIFT：銀行間の国際金融取引に係る事務処理の機械化、合理化および自動処理化を推進するため、参加銀行間の国際金融取引に関するメッセージをコンピュータと通信回線を利用して伝送するネットワークシステムです。[全国銀行協会 HP [<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/system/swift/>]]
- その他、最近では、デジタル起点の新しいサービスを提供し、口座開設から ATM 入出金、振込など、全てのサービスがスマートフォン上で完結できる「みんなの銀行」も登場している。[Impress Watch HP [<https://www.watch.impress.co.jp/docs/news/1327721.html>]]
- 30) @IT HP [<https://www.atmarkit.co.jp/news/200806/20/creo.html>]
- 31) ソフトウェアで個々の日々の資金の取引情報を、複数の金融機関などから、収集・集計・可視化するアカウントアグリゲーションサービスのことを指す。[大和総研フロンティアテクノロジー本部『金融システムの「知識」と「技術」』翔泳社、2019 年、296 頁。]
- 32) 全国銀行協会は 2022 年 11 月 4 日、手形・小切手の交換を画像データでやりとりする「電子交換所」の業務を開始する予定だ。準備の一環で 21 年 4 月以降、QR コード付きの統一手形・小切手用紙のサンプル作成を金融機関に求めていく。[digital FIT HP [<https://fit.nikkin.co.jp/post/detail/hl0553#:~:text=%E9%9B%BB%E5%AD%90%E4%BA%A4%E6%8F%9B%E6%89%80%E3%81%AF%E3%80%81%E3%81%93%E3%82%8C,%E7%9B%B8%E6%89%8B%E6%A9%9F%E9%96%A2%E3%81%B8%E9%80%81%E4%BB%98%E3%81%99%E3%82%8B%E3%80%82>]]
- 33) このような概念は以前より主張されているが、これは、例えば、[伊藤重光『ERP プロジェクト：こうすれば成功する』日本経済新聞社、2004 年] 等の資料を参照するとよい。
- 本稿で示した、クラウド型 ERP と各種 ICT システムとの連携に関するより詳細な分析は、[拙稿「クラウド型 ERP の拡張」『地研年報』25、三重短期大学地域問題研究所、2020 年、拙稿「エックス税の問題点：クラウド型 ERP の意義」国際文化政策研究教育学会ワーキングペーパー、2020 年] を参照するとよい。なお、その ICT システムの概要は下記の通りである。
- BI：企業内外の事実に基づくデータを組織的かつ系列的に蓄積・分類・検索・分析・加工して、ビジネス上の各種の意思決定に有用な知識や洞察を生み出すという概念や仕組み、活動のことであり、また、そうした活動を支えるシステムやテクノロジーを含む場合もある。[阿部満『IT 経営実践の知識』同友館、2011 年、189 頁。]
- CRM：顧客データベースを作成し、顧客属性・購買動向・プロモーションへの反応をとらえて、ロイヤル

カスタマー（店舗に利益をもたらす得意客）を育成していくものである。[内山力『IT活用の基本』日本経済新聞出版社、2007年、17頁。]

DCM：デマンドチェーン顧客管理とされ、需要主導・顧客起点型の顧客管理であり、顧客情報から需要の変化や動向を素早く見だし、販売・流通・生産の需要計画に反映させ、卸・小売業から物流業、さらに製品メーカ、資材・部品メーカに至る需要の連鎖を一元管理することにより、需要連鎖全体の最適化を図る顧客関係管理である。[定道宏『ビジネス情報学概論』オーム社、2006年、56頁。]

SCM：部品や原材料の調達から、製造・販売・流通などの過程を通じて製品が最終消費者の手に渡るまでの流れ（サプライチェーン）を複数の企業間で統合的に管理することで、サプライチェーン全体の経営効率を最適化する経営手法である。[株式会社日立システムズ HP [<https://www.hitachi-systems.com/ind/fs/words/sales-120/>]]

EPM：経営情報をビジュアル化し、分析機能を提供することで、経営の迅速化を図る問題発見および解決を支援するシステムである。[株式会社日立ソリューションズ HP [<https://www.hitachi-solutions.co.jp/epm/>]]

EDI：紙の注文書をFAXしたり、電話をかけたり、相手先ごとに異なる手順で行っていた受発注業務を、インターネットを利用して効率化するシステムである。[NEC HP [<https://jpn.nec.com/outsourcing/edi/index.html>]]

BPM：業務の初めから完了までを、ビジネスプロセス（業務の作業単位）のワークフロー（流れ図）で可視化して、現状を常時監視し、課題や問題を素早く発見して、不要なプロセスの削除や新規プロセスの挿入を行い、業務システム全体の効率を最適な状態に管理・維持することである。[定道宏『ビジネス情報学概論』オーム社、2006年、84頁。] 字数の制約上、ここではその詳細な言及は避けるが、BPMではなくBPMS（Business Process Management System）とERPとの連携についても議論がなされている。

e-Tax：公的個人認証サービスを利用し、国税に関する申告や納税、申請・届出などの手続きを行う電子申請サービスである。[地方公共団体情報システム機構 公的個人認証サービスポータルサイト HP [https://www.jpki.go.jp/jpkiguide/admin_proce/etax.html]] eLTAXは当該システムの地方税版である。

マイナポータル：国民一人一人に用意される政府が運営するポータルサイトで、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせサービスが可能である。[内閣官房番号制度推進室 内閣府大臣官房番号制度担当室「マイナンバー 社会保障・税番号制度：概要資料」内閣府、2018年8月、前掲報告書、4頁。]

ZEDI：支払企業から受取企業に総合振込を行うときに、支払通知番号・請求書番号など、さまざまなEDI情報の添付を可能とするシステムである。[全国銀行協会 HP [<https://www.zenginkyo.or.jp/abstract/efforts/smooth/xml/>]]

日銀ネット：日本銀行とその取引先金融機関との間の資金や国債の決済をオンライン処理により効率的かつ安全に行うことを目的として構築された、日本銀行が運営しているネットワークのことである。[日本銀行 HP [<https://www.boj.or.jp/announcements/education/oshiete/kess/i10.htm/>]]

通常の、銀行、クレジット会社、証券会社、投資会社、保険会社、証券取引所：それぞれに独自の業務処理ICTシステムがある。これについては、[大和総研フロンティアテクノロジー本部『エンジニアが学ぶ金融システムの「知識」と「技術」』翔泳社、2019年]を参照するとよい。

FOA：製造現場の生データに、関連のある背景データや説明データを加え、編集して分析した情報を企業内のネットワークにリアルタイムに配信する仕組みである。[大塚商会 HP [<https://www.otsuka-shokai.co.jp/words/foa.html>]]

SCM（Supply Chain Management）、PDM（Product Data Management）、MES（Manufacturing Execution System）、SRM（Supplier Relationship Management）、PLM（Product Lifecycle Management）等のICTシステム：スマート工場関係のICTシステムであるが、これらの詳細は、[松林光男 監修、川上正伸・新堀克美・竹内芳久 編著『スマート工場のしくみ：IoT、AI、RPAで変わるモノづくり』日本実業出版社、2018年]を参照するとよい。

PFM：厳密な定義はなくお金の管理を手助けするソフトウェアの総称として扱われ、家計簿ソフトウェアもPFMの一種であるが、一般的にはID連携（アカウントアグリゲーション）機能を用いて複数の銀行・証券やクレジットカードなどの口座情報を一元的に確認できるオンラインサービスを示すことが多い、とされる。[藤吉栄二「金融機関におけるPFM（Personal Financial Management）の活用」『Financial

Information Technology Focus』野村総合研究所、2014年8月、14頁。]

ブロックチェーン：データが地理的に離れたサーバーに分散保持され、記録されたデータがなくなる（改竄不可能性）、また一部のサーバーが不正侵入されても動き続ける（ビザンチン耐性）という特長を備えた全く新しいデータベースで、この大きな特徴の一つとして、ブロックと呼ばれるデータ保管の単位が一定時間で生成され、コンセンサス・アルゴリズム（合意形成）という各サーバー間にて保持されるデータ検証モデルを持つことが挙げられる。[bitFlyer HP [<https://bitflyer.com/ja-jp/miyabi-blockchain/>]]

Fintech、AI、API、XML、RPA、QRコード、5G、他：字数の制約上、説明は省くが、それらについては[e-Words HP [<https://e-words.jp/>]]を参照するとよい。

海外の決済系システム：字数の制約上、説明は省くが、それについては[宿輪純一『決済インフラ入門（2025年版）：スマホ決済、デジタル通貨から銀行の新しいリアル戦略、次なる改革まで』東洋経済新報社、2021年]を参照するとよい。

34) 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ HP [<https://www.nttdata.com/jp/ja/news/release/2021/051900/>]

35) 株式会社ミロク情報サービス HP [<https://www.mjs.co.jp/feature/ai-kansa/>]

36) 株式会社データ・アプリケーション「EBNext2®DX」のJX手順に、EDIクライアント「ACMSLiteNeo」を採用：JX手順の豊富な実績による信頼性を高く評価（Press Release）、2018年12月17日、1頁。

37) Digital Shift Times HP [https://digital-shift.jp/flash_news/FN210415_7]

38) 財務省 HP（国際課税） [https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/international/index.htm]

39) 栗原克文「デジタル経済への課税：実施上・執行上の論点」『フィナンシャル・レビュー』財務省財務総合政策研究所、通巻第143号、2020年6月、174頁。

40) 宇多村哲也、今岡植「経済のデジタル化に伴う国際課税上の対応：青写真（Blueprint）の公表」『ファイナンス』2020年12月号（財務省 HP [https://www.mof.go.jp/public_relations/finance/202012/202012d.html])

41) 宇多村、今岡（2020年）、同論文、10頁。

WTOにおいては、デジタル・コンテンツへの関税は、課税の技術的困難性などの理由から一定期間は関税を賦課しないという合意を形成して対処されてきた。

[関根豪政『国際貿易法入門：WTOとFTAの共存へ』筑摩書房、2021年、Loc.271-272（関税についての～対処してきた。）（電子書籍、kindle）]

42) デジタル課税における利益A関係の新課税権—各国国内法の税率適用、対象法人の規模、課税標準、他の詳細については、[岡直樹「デジタル独自課税を巡る米・欧の攻防とOECD合意の展望（BEPS）」2020年（東京財団政策研究所 HP [<https://www.tkfd.or.jp/research/detail.php?id=3455>])]等の資料を参考にするとよい。また、経済協力開発機構（OECD）が大枠合意した巨大IT企業などの税逃れを防ぐデジタル課税は、売上高が大きく利益率の高い—世界売上高が200ユーロ（約2兆6千億円）超で売上高に占める税引き前利益の割合が10%超の大企業—多国籍企業100社程度が対象だとされる。[産経新聞 HP [<https://www.sankei.com/article/20210702-GNSJ2JW2RBOZXE57F2VRANZKRE/>]]

43) 吉岡伸朗、須崎洋介「経済産業省令和元年度委託事業の【経済の電子化を踏まえた課税の動向等に係る調査報告書】のポイント解説」『租税研究』855、日本租税研究協会、2021年、106—116頁。

44) 藤原拓哉「デジタル経済課税の現状と将来の移転価格管理」『KPMG Insight』44、2020年、3頁。

45) 青山慶二「コロナ環境下での電子経済課税ルールの課題」『租税研究』853号、日本租税研究協会、2020年11月、149頁。

46) 宇多村、今岡（2020年）、前掲論文、12—14頁。

47) 第二の柱の各制度の詳細は、[吉岡伸朗、須崎洋介「経済産業省令和元年度委託事業の【経済の電子化を踏まえた課税の動向等に係る調査報告書】のポイント解説」『租税研究』855、日本租税研究協会、2021年]等の資料を参照するとよい。

48) 山形創一郎、秋田二郎『Japan Tax Newsletter』デロイトトーマツ税理士法人、2020年11月18日号、10頁。2021年7月3日には、以下の記事も出ているので、これを紹介しておく。

1日に経済協力開発機構（OECD）を含む130カ国・地域で大枠合意した新たな国際課税の枠組みは、デジタル化の進展に伴い企業に積み上がった「超過利益」に照準を定めた。データなど無形資産を稼ぎの源泉とし、巧みに納税を免れてきた多国籍企業に網をかけられるかが焦点となる。OECDは新たに課税でき

る規模は年 1000 億ドル（約 11 兆円）超になるとみている。[「デジタル課税、世界で 10 兆円規模にコロナ後の財源確保：多国籍企業の超過利益 50 兆円超日経試算、世界 81 社対象に」日本経済新聞（2021 年 7 月 3 日） HP [<https://www.nikkei.com/article/DGXZQQUA028KT0S1A700C2000000/>]

⁴⁹⁾ 山川博樹「電子経済課税と法人税：2020 年 1 月末「制度の大枠」のエッセンスと論点整理」『租税研究』847、日本租税研究協会、2020 年、184 頁。

⁵⁰⁾ 山川、同論文（2020 年）、200-201 頁。

⁵¹⁾ ここにおける第一の柱と第二の柱とが日本の税制に導入される場合の論点については、[EY 税理士法人『諸外国等における経済の電子化を踏まえた課税の動向等に係る調査研究事業』EY 税理士法人、2021 年]において整理されている。

⁵²⁾ 藤枝純、遠藤努、角田伸広『デジタル課税と租税回避の実務詳解』中央経済社、2019 年、45 頁。

⁵³⁾ 本項目の内容は、主に[青山慶二「コロナ環境下での電子経済課税ルールの課題」『租税研究』853号、日本租税研究協会、2020 年 11 月、山川博樹「電子経済課税と法人税：2020 年 1 月末「制度の大枠」のエッセンスと論点整理」『租税研究』847、日本租税研究協会、2020 年、181-203 頁。山形創一郎、秋田二郎『Japan Tax Newsletter』デロイトトーマツ税理士法人、2020 年 11 月 18 日号、岡田至康、高野公人「デジタル経済課税の最新状況と今後の動向」『International Taxation』40.4、PWC Japan グループ、2020 年]を参照している。

⁵⁴⁾ 米国によるセーフハーバー（企業によるデジタル課税制度適用選択制）提案は、2021 年 2 月に OECD において取り下げられた。

⁵⁵⁾ 本項目の内容は、[山形創一郎、秋田二郎『Japan Tax Newsletter』デロイトトーマツ税理士法人、2020 年 11 月 18 日号、岡田至康、高野公人「デジタル経済課税の最新状況と今後の動向」『International Taxation』40.4、PWC Japan グループ、2020 年、71 頁。]を参照している。

⁵⁶⁾ 財務諸表を活用しキャッシュフロー法人税課税ベースを算出することは可能である。これについては、[稲岡潔、中塚賢「税務会計とキャッシュ・フロー法人税」『経営情報研究』13.2、摂南大学経営学部、2005 年、山田直夫「キャッシュ・フローベースの法人税」栗林隆、半谷俊彦 編『租税論研究：課税の公平と税制改革』五紘社、2006 年]等の資料を参照するとよい。

⁵⁷⁾ 首相官邸 HP [https://www.kantei.go.jp/jp/headline/chihou_sousei/]

明治期以降の農村居住環境整備の発展過程に関する研究 その1

—— 特に明治期について ——

岩田 俊二

I 研究の目的

農村の居住環境整備史を耕地整理法の時代、土地改良法の時代を通して著すことを目的としている。農村整備は昭和45年ごろから本格的に農政の課題となり実施されてきており、その経緯については『豊かな田園の創造 農村整備事業の歴史と展望』（農村整備事業の歴史研究委員会編、日本農業集落排水協会、1999年）等に明らかにされている。また、耕地整理や土地改良事業については『土地改良百年史』（今村奈良臣他、平凡社、1977年）、『農業土木史』（㈱農業土木学会、1979年5月）等が著されている。しかし、明治初期から戦後までの耕地整理法、開拓助成法、農地開発法、戦後緊急開拓の時代における農村居住環境整備の歴史についての著作は見当たらないので、特に明治初期から戦後開拓までの期間の農村居住環境整備の歴史について調査研究を行う。農村居住環境整備は耕地整理の一環として、また開拓による新農村建設として行われてきたと考えられるので、同期間の農村居住環境整備の歴史について耕地整理と開拓の文献資料から通時的な分析を行うとともに、その分析の中から特徴的な事例地区を選択し、分析を行う。最終的な研究成果は農村居住環境整備の通史部分と特徴的な地区の個別史部分を併記し農村居住環境整備の歴史を明らかにするが、研究の狙いは個別史部分に置く。

II 研究の方法

研究その1ではまず、農村居住環境整備の時代的背景を知り、後述する事例地区の位置づけを行うために農村居住環境整備の観点から明治期以降の耕地整理の歴史を概観する。次に同様の観点から明治期以降の国内開拓から国土総合開発政策への展開を跡付ける。

そして1899（明治32）年の耕地整理法創設当時の耕地整理事業をとりあげ、その耕地整理とともにどんな居住環境整備がなされたかを検証する。とりあげた耕地整理事業は耕地整理法創設以前の1875（明治8）年に実施された静岡県磐田郡田原村彦島（現袋井市）のケイハン改良事業、やはり法創設以前1877（明治10）年にドイツの耕地整理事業を参考におこなわれた石川県石川郡上安原村（現金沢市）の田区改良事業、耕地整理法創設後1901（明治34）年に実施され、1963（昭和38）年に圃場整備事業が制度化されて大型圃場（30a、3反区画）が登場するまで耕地整理事業のモデルとされた埼玉県北足立郡鴻巣町常光村連合耕地整理事業である。

開拓事業についての事例地区の分析は研究(2)で行う予定である。

Ⅲ 我が国の耕地整理事業の歴史

1 耕地整理法創設まで

零細な水田のアゼを改良して区画を整理することはすでに 17 世紀から農書や記録にも書かれていたといわれ、とくに江戸末期になると、越前（福井県）、信濃（長野県、「畔ぬき」といった）、下総（大原幽学が指導）や美濃（岐阜県）などの各地で行われた。例えば美濃の例では馬耕の必要から 1 反区画にしたといわれる。一筆の面積を拡げ区画を整理することは増歩の利益があるだけでなく耕うん・田植え・管理・収穫などの労働生産性を高めた。

明治維新後、1871（明治 4）年に自由に作物を植えることができる田畑勝手作許可、1872（明治 5）年に土地永代売買解禁、さらに 1873（明治 6）年に地租改正条例が制定されると、土地の所有者となった地主や自作農たちは金納の地租と米価の値上がりとの差額を入手できるようになったため、とくに米の収量をあげようと努力した。実際に耕作している農民や地主のなかから豪農や老農とよばれたすぐれた農業の指導者が全国各地に現れ、米の増産や農業の改良に努力した。静岡県浜松の本田八郎の田区整理と農道・水利の改良、同県磐田郡の名倉太郎馬の区画整理はその例である。

やがて明治 20 年代になると、明治前期に静岡県の名倉太郎馬たちが試みた集団的な区画整理は各地でおおいに流行するようになった。この時期を「田区改正」時代といい土地改良史上画期的な時期となり、明治 30 年代からの耕地整理事業が展開する前提となった。この耕地改正には、一つは江戸時代から農村で行われてきたケイハン改良を中心としたものと、二つには外人教師のエッグルトや樋田魯一や酒匂常明などの留学官僚がとねた西欧式の「土地整理論」の二つがあった。前者の例が 1887（明治 20）年から静岡県磐田郡の鈴木浦八たちが行った区画改良（静岡式）であり、後者は翌 1888（明治 21）年に石川県庁の指導で石川郡の高田久兵衛が進めた田区改良（石川式）である。やがて、両者の技術や方法が結びつき、田区改正として各地に普及していった。

明治 20 年代に「田区改正」が花々しく脚光を浴びることになったが、事はそう簡単には進まなかった。集団施工の場合、対象面積が広がれば広がるほど地主間の対立は広まり、意思統一は困難になった。推進者の閣討ちや工事妨害が起こった。「議定書」や「田形改良約定証」などが取り決められた。石川県の高田久兵衛は地主 37 人と「田形改良約定証」を連署したが、その内容は久兵衛が事業費の立替、不成功の場合の補償、作付遅延・収穫減少の弁償、地券書替費用の自弁をするものとしていた。その技術上の問題は、区画の形状と用・排水路、農道の配置規模等であり、事業実施上からは資金の調達、検地の方法、地価の据え置き等であり、基本的には耕地整理の意義と事業実施の正しい認識等であった。

これの打開として日清戦争当時の国権主義の風潮によって、法律によって強制により不賛成者を参加させるべく耕地整理法案が準備され、1899（明治 32）年耕地整理法が公布された。

2 耕地整理法の大改正

この法律は事業の内容よりも不参加者の強制加入に意味があった。整理地区内において土地所有者の2/3の同意、それらの土地が土地総面積の2/3以上、それらの地価合計額が整理対象地の地価合計額の2/3以上であれば強制的に実施可能としたことなどである。

しかし、この耕地整理法は土地交換分合や区画形状の変更により労働生産性を高めたが、かんがい排水施設事業については不十分なものであり土地生産性は高まらなかったため、早晩行き詰ってしまった。これはドイツの土地法を中心に組み立てられていたので、区画形状の変更に主眼を置き土地利用増進を目論んだため我が国の水田農法に最も重要な用水系統、排水系統という路線上の問題と用排水の内容についての把握がなされていなかった。すなわち不耕作地主にとっては生産力発展のために耕地整理は不確定で問題の起きやすい増歩や交換分合を目的とするよりも、水の灌漑排水が容易であるような事業を目的とする方がより合目的であった。

そこで1909(明治42)年、耕地整理法は大改正を受けて「新法」になった。新法の第一条は、「耕地整理ト称スルハ耕地ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ其ノ所有者共同シテ土地ノ交換若ハ分合、区画形状ノ変更、道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等、変更配置及之ニ伴ウ灌漑排水ニ関スル設備竝工事ヲ行フヲ謂フ」と規定した。すなわち、耕地整理とは旧法と同様に交換分合や区画形状・畦畔・道路・溝渠等々の変更を言うと同時に、大切なことは灌漑排水設備の工事が付随してきたことである。これについては不在地主からは単なる土地の区画整理ではなくより土地生産力が増大する事業として歓迎された。

この後も耕地整理法はより広域の用排水施設の線的整備事業としての事業法に改められ、水利事業に比重がおかれて発展した。

またこの新法によって耕地整理がそれまで土地所有者による単純な共同施行であったものが、耕地整理組合という法人によって施行されるようになったことが重要である。組合が権利義務の主体となることで耕地整理事業への資金貸付の安全度を強化するための措置であった。1908(明治41)年成立の水利組合法による水利組合(内務省所管)、1910(明治43)年設置の臨時治水調査会による水害予防組合(内務省所管)がそれぞれ法人と認められたことと軌を一にして治水・利水・土地改良の諸施策が確立し大正期への基礎を作った。

耕地整理事業の工事費補助は府県ならびに府県農会が当たった。これらの補助金の交付は日清戦後当時戦費調達のために行われた地租増徴の緩和策として農村に補助金を交付することがおもな動機と考えられている。1905(明治38)年に農事改良費のなかに「耕地整理技術員養成費」が生まれ、翌年そのために「耕地整理及土地改良奨励費規則」が設けられ、調査、設計、工事監督等に要する費用の一部に対して補助金を交付する制度が始まった。さらに従来資金融通策を充実するために1910(明治43)年から大蔵省預金部からの低利資金融資の途が開かれた。

3 耕地整理事業の展開過程

ここで改めて耕地整理事業の展開過程を見ることにする。

1899（明治22）年に制定された耕地整理法は区画整理を主にした欧米スタイルの事業を想定していたため、1905（明治28）年に法改正を行い、日本農業に則応する灌漑排水事業を取り入れた。1909（明治32）年には日露戦争後の人口増加と国防上の見地から食糧増産の必要性が唱えられ、開墾、地目変換が包含された。1914（大正3）年には湖海の埋立、干拓が取り入れられ、従来の既耕地本位から未墾地開発を含む政策へと大きく転換した。ここに個人を対象にした集团的投資から一歩進んで公共投資への途を開いたこととなった。当初、民間独自の立場から農会などの指導で行われてきた耕地整理事業は組織、事業ともに地方公共団体（県）に移管された上で、政府は耕地整理事業を奨励するために必要な助成政策を採った。

土地改良事業に対して国家の財政資金が本格的にかつ大規模に投入されるようになったのは1923（大正12）年の用排水改良事業補助要項（食糧局長通牒）の制定によるいわゆる用排水幹線改良事業の発足からである。受益面積5百町歩以上の用排水幹線の施設改良を行う事業で府県が事業主体となるので府県営土地改良事業とも称されている。この補助事業がその後の我が国の補助金農政が開花していく嚆矢となった。

表1は1900（明治33）年から1939（昭和14）年までの耕地整理事業実施地区の概要である。耕地整理事業の一地区あたりの規模は35～55町歩で、地区数は耕地整理及び土地改良奨励費規則の制定により年次的に急増したが規模そのものは大きな変化は無かった。この規模は部落単位の耕地の規模を示すもので規模の限界があった。ただし、昭和恐慌による救農土木事業が行われた1931（昭和6）年～1935（昭和10）年の5か年間は小規模な事業が行われ、それらの面積の平均は16町歩であった。地区数そのものは昭和恐慌による時局匡救の救農土木事業が行われた1931年～1935年が最も多く、1919（大正8）年制定の開墾助成法後の1921（大正10）年～1925（大正15）年と1926（昭和元）年～1930（昭和5）年が多い。

表1 耕地整理事業の実施状況（1900年～1939年）

年次	地区数(A)	面積(町)(B)	整理費(円)(C)	B/A(町)	C/B(円)
1900(M33)	15	827	91,868	55.1	11.11
1901～1905(M34～M38)	667	28,930	4,769,558	43.4	16.49
1906～1910(M39～M43)	2,680	160,241	34,725,115	59.8	21.67
1911～1915(M44～T4)	3,878	215,901	58,848,985	55.7	27.96
1916～1920(T5～T9)	3,600	152,839	87,542,960	42.5	57.28
1921～1925(T10～T14)	4,315	192,835	160,815,982	44.7	83.39
1926～1930(S1～S5)	5,404	192,609	189,832,161	36.2	97.05
1931～1935(S6～S10)	11,159	179,838	114,466,753	16.1	63.65
1936～1939(S11～S14)	2,473	84,578	57,504,575	34.2	67.99

「第16次耕地拡張事業要覧p9」から作成

出典：『農業土木史』p217

都市周辺の都市整備は1919（大正8）年の都市計画法公布以降はこの法律の区画整理条項により実施するのが建前であった。しかし、都市計画法施行以前から将来の都市化を期待して耕地整理法により、畑や水田の区画整理を実施した例は各地に存在する。こうした都市化のための耕地整理事業は1931（昭和6）年の耕地整理法改正により市の区域内での耕地整理事業実施が禁止されるまで続いた。当時の耕地整理事業では農道密度や農道幅に基準はなく、都市化のための区画整理として有効であった。土地区画整理法が公布されたのは戦後の1954（昭和29）年になってからである。例えば図1に見られるように三重県津市の戦前の耕地整理事業実施地区のほぼすべてが現在の都市計画市街化区域内に位置している。

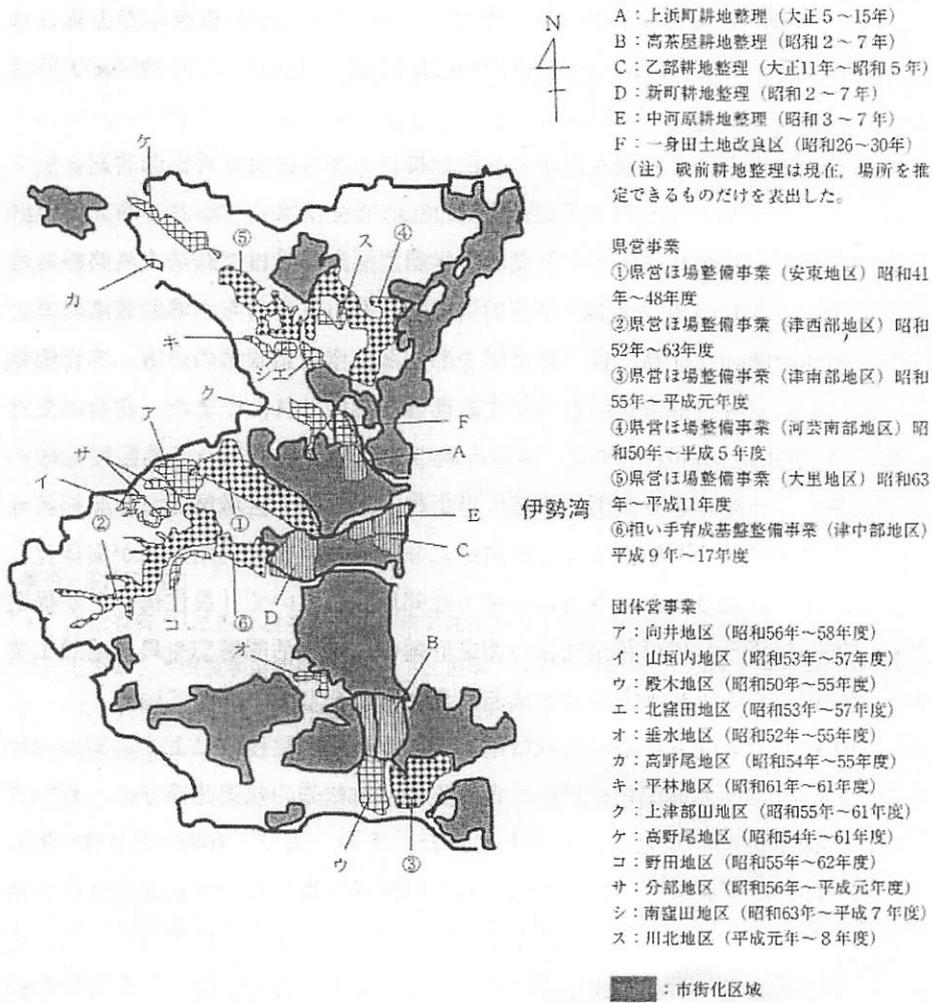


図1 三重県旧津市の耕地整理地区及び土地改良地区

出典：岩田俊二：『津市地方都市の建設史』、農林統計出版、2010年3月、p167

IV 明治期以降の国内開拓及び国土総合開発政策の展開

1 明治期の国内開拓

1880（明治13）年の統計によると北海道・沖縄を除く府県の耕地面積は4,470千町歩であったが、1912（明治45）年（大正元年）には5,142千町歩になり、この約65万町歩の増加は田25万町歩に対して畑40万町歩で畑が多かった（農林省『農務顛末第5巻』、昭和34年11月刊）。明治期の開拓は要約すれば下記のようなものであるが、中でも一般農民による小規模開拓が件数も面積も最も大きかった。

(1) 封建家臣団の解体による失業士卒族を中心とした難民救済のための士族・難民授産事業としての開拓

東京府開墾役所による東京府下の無籍無産の徒のための下総国小金牧および佐倉牧の開墾。士族授産国営開墾として福島県安積疎水開墾国営開墾等である。

維新政府は、殖産興業と士族授産のために、これらに適合する開墾適地の選定調査を1876（明治9）年末から行い、青森県三本木原、福島県安積原野、栃木県那須野ヶ原、静岡県三方原等をこの候補に挙げ、これらの中から安積原野を選び、1879～1883（明治12～16）年にこの荒蕪地に猪苗代湖より用水を導き、新規開墾2,000町歩、古田の補給3,181町歩、移住民5,000余戸を目標とする国営疎水開墾事業を実施した。

政府による士族授産政策は鉄道や紡績を中心とした「企業勃興」の1886（明治19）年に全て廃止された。莫大な行政投資がされた士族授産のための緊急開墾は大部分が失敗に終わり、市場や自然等の条件に恵まれた福島県安積や栃木県那須地方などの一部においてかろうじて土地所有者になりえたにすぎなかった。

この時期において一方では、民間資本による農地開発、水利開発も活発に全国各地で行われ、その大規模なものに明治用水（愛知県）がある。安城地方はすぐ近くに矢作川があったが、用水不足の不毛の原野であったので、江戸時代から矢作川から引水田する計画があった。維新直後、醸造業と廻船問屋出身の岡本松平と岡崎藩の大庄屋であった伊予田与八郎が用水計画を出願したがかなわなかった。1875（明治8）年に前任地福島県で安積疎水を知っていた安場保和が愛知県令に任じられると明治用水の計画を支持し、県の直営工事となった。矢作川右岸の洪積台地8,128町歩について1879（明治12）年着工し、1883年には約4,700町歩の水田（従前は2,332町歩）が存在した。

(2) 西南役後に見られた新政府重臣を中心とする官有原野払下とそれを基底とした招致移住民による開墾

明治政府元勲への官有林野の払い下げの代表は1879（明治12）年から始まった栃木県那須野原の払い下げであった。那須野原開墾は当初水乏台地のため困難を極めたが1882（明治15）年11月那須疎水の通水により農業が安定した。

(3) 欽下年期の特典および耕地整理法の補助の上に実施された中小地主・一般農民の所有林野

の開墾

明治期の耕地面積拡大に大きく寄与したのは一般農家の小規模開墾と増反であった。それには地租条例（1885（明治 17）年）の開墾についての特典等が奨励策となった。耕地整理法（新法）（1909（明治 42）年 4 月）が土地の交換分合・開墾・地目変換などを対象とすることになって耕地整理組合による開墾が急に進んだ。

(4) 一部豪商（政商）によって企てられた企業的開墾

豪商への払い下げの例としては 1887（明治 20）年の藤田組による岡山県児島湾干拓、1890（明治 23）年の青森県三本木原渋沢（栄一）農場に見ることができる。

2 大正期以後第 2 次世界大戦までの国内開拓

1918（大正 7）年の米価高騰による米騒動を境に政府は食糧自給を国策として取り上げ、耕地の拡張などを柱とする食糧自給 30 年計画を 1918 年に立案した。耕地拡張・耕地改良・農事改良・台湾及び朝鮮からの移入を目的とした。1919（大正 8）年に耕地拡張のために開墾助成法が制定されたが、開墾助成法は開墾投下資本に対する利子補給政策であった。この法律が 1941（昭和 16）年の農地開発法により廃止されるまで開墾実績は約 4,600 地区、面積約 11 万町歩に及んだ。

1930（昭和 5）年の世界（昭和）恐慌の時期には内地米の増産効果と植民地からの移入米の効果が合体し、米価暴落と農家経済の維持が課題となった。こめため米価統制法などによる米価維持対策の一方で、時局匡救土木事業を実施して耕地拡張を図る矛盾となった。1930（昭和 5）年の昭和恐慌を経て 1932（昭和 7）年頃からの軍需景気に伴い、各地に工場が増設され、工場用地や住宅用地などへの農地転用が増加した。田畑の潰れ地面積は 1938（昭和 13）年には 6 万町歩に達した。開墾などによる同年の耕地拡張面積は 4 万町歩余で差し引き減少面積は 2 万町歩余となった。当時、内地米の不足を植民地台湾・朝鮮からの移入米でかろうじて賄っていたが、食糧確保のためにも耕地の拡張や改良が不可欠となった。このため、一つには大規模な未開地に国営開墾を試み、二つには小規模開墾による自作農の創設を奨励した。大規模国営開墾計画は 1927（昭和 2）年に 500 町歩以上の集团的開墾見込み地について開墾計画を作り国営等の方法で実施するものであった。17 地区が計画され、実施されたのは 1930（昭和 5）年京都府巨椋池、1937（昭和 12）年青森県三本木原および秋田県田沢疏水、1940（昭和 15）年宮崎県川南原および福島県矢吹原の 5 地区であった。一方、1937（昭和 12）年の「自作農創設維持補助助成規則」に基づき東北地方集団農耕地開発事業や自作農耕地開発事業を実施し農家二・三男や小作農などに開墾助成を勧め小農階級の経済を緩和し農村社会状態の改善を図ったが大きな成果とはならなかった。

3 第 2 次世界大戦期の国内開拓

戦時下の食糧増産体制は 1941（昭和 16）年 12 月 8 日の真珠湾攻撃以前の 1939（昭和 14）年

の西日本干害と軍需増大による工場等への農地転用を契機に実施されていた。1937（昭和 12）年の自作農耕地開発事業や 1940（昭和 15）年に始まる福島県矢吹原国営開墾事業等は戦時下の食糧増産体制強化のためであった。開拓政策を全面的に戦争目的に結びつけてそれを再編したのが 1941（昭和 16）年 3 月制定の農地開発法である。この法律は 1919（大正 8）年以来開墾助成を担ってきた開墾助成法を廃止し、替わったものであつた。農地開発法制定の趣旨は国家的見地から農地開発事業を施行せしめるために農地開発営団を設立し、同営団が造成した農地を自作農創設事業団体に譲渡しなければならないとし、そのことによっていわゆる内地植民地政策を加速することにあつた。

1941（昭和 16）年に米麦類の増産を目指し 1950 年までに開田 20 万町歩、開畑 30 万町歩を完成させることとした主要食糧等自給強化 10 年計画が作られ食糧自給も戦時体制に入ったが、1943（昭和 18）年 6 月にはこの計画の実施が不可能となり、農地開発事業もおおむね中止することになった。農地開発営団の事業も抑制され結局、営団による農地造成は 1945（昭和 20）年 12 月末までに累計 14、538 町歩に終わった。営団は 1947（昭和 22）年 9 月に閉鎖機関に指定され終了した。

4 第 2 次大戦後の開拓

戦後の開拓期はおおむね 3 つに区分される。

(1) 緊急開拓事業時代（1945（昭和 20）年 11 月 9 日「緊急開拓事業実施要領」閣議決定）

基本方針は「終戦後の食糧事情及び復員に伴う新農村建設の要請に即応し、大規模な開墾・干拓および土地改良事業を実施し、以て食糧の自給化を図ると共に、離職せる工員、軍人その他の者の帰農を促進せんとす」である。事業実施の目標は 5 年間に内地 80 万戸、北海道 20 万戸計 100 万戸を帰農させて内地 85 万町歩、北海道 70 万町歩計 155 万町歩の開墾、10 万町歩の干拓を実施することとした。

(2) 開拓事業実施要領時代（1947（昭和 22）年 10 月 24 日「開拓事業実施要領」農林省議決定）

緊急開拓事業実施要領の緊急が消されて開拓事業実施要領が農林省議決定された。基本方針は「国土資源の合理的開発の見地から開拓事業を強力に推進して、土地の農業上の利用の増進と人口収容力の安定的増大をはかり、以て新農村の建設に寄与することを目的とする」であった。いわゆる本来的で安定的な開拓事業に移行した。計画では開墾が依然 155 万町歩だが 1947（昭和 22）年から 5 ケ年になり、干拓は半減して 5 万町歩 8 年間となった。緊急開拓では帰農計画といわれたものが入植計画と改められ、入植と増反に区分された。入植 34 万 6 千戸、増反 94 万 6 千戸と計画され、増反による地元農家の規模拡大が重視されることになった。開拓事業実施要綱（1958（昭和 33）年 5 月 27 日農林事務次官通達）は緊急開拓実施要領以降進めてきた開拓事業が終戦直後の「緊急措置」から出発して我が国の社会経済の復興安定に応ずる制度施策の衣替えの総仕上げであった。

(3) 開拓パイロット事業時代（1963（昭和 38）年 8 月 8 日農林事務次官通達）

1955（昭和30）年を過ぎた頃から食糧増産に目途が付き、第二次第三次産業の復興発展に伴い開拓当初の目的は逐次その重要性を失った。一般農村においては地元増反を中心とした意欲が高まり、入植者のために未墾地を提供することや生活の便宜をはかることを嫌がる空気が広がった。そこで政府が主導し入植させる今までの開拓方式を改め、経営規模を拡大安定せんとする既存農家が自ら土地を調達して申し出てくる要請にこたえて事業を実施する「開拓パイロット事業」を1963（昭和38年）に制度化した。

開拓農政は1975（昭和50）年に一般農政に組み込まれることになり終了した。『戦後開拓史（完結編）』（戦後開拓史編纂委員会、昭和52年3月）のまえがきに戦後開拓30年の成果を次のように総括している。

「開拓農政30年間に入植農家21万戸余、増反農家105万戸余であり、開墾面積約40万haであった。また離脱者数を除いた入植現在戸数は約9万3千戸で歩留まり44%であった。この時点の専業農家率は42%で一般農家の13%に比べてはるかに高かった。「開拓地営農実績調査（昭和48年2月1日現在）」と一般農家に対する「第49次農林統計表」と比較すると、開拓農家1戸当たり経営面積は3.45haでそのうち畑が77%を占めている、一般農家は1.11haと狭く、水田率が58%となっている。開拓農家は経営規模が大きく畑作中心であるので、畜産の比重が高く乳牛飼養頭数は1戸当たり9.8頭となっていて一般農家の1戸当たり5.7頭よりも多い。」

5 戦後開拓から国土総合開発へ

1949（昭和24）年に土地改良法が耕地整理法に替わって制定され、開拓事業もその制度の下で実施されることとなった。そして開拓事業と併行して国土の総合開発を本格的に進める準備も始まった。戦後のあわただしい緊急開拓の中、国土の開発は当面の応急的な人口収容、食糧確保を何とか実現しつつ次第に総合開発への視野を拡げて行った。1947（昭和22）年に経済安定本部に国土計画審議会が設置され、これが1949（昭和24）年に総合国土開発審議会となった。1950（昭和25）年に「国土の自然条件を考慮して、経済、社会、文化等に関する施策の総合的見地から、国土を総合的に利用し、開発しおよび保全し、ならびに産業立地の適正化を図り、併せて社会福祉の向上に資する」ことを目的に国土総合開発法が制定された。国土総合開発計画の全国総合開発計画の策定は1962（昭和37）年まで待たなくてはならなかったが、特定地域総合開発計画は国土総合開発法の最も有効な計画として策定され運用された。この特定地域の指定は1951（昭和26）年に19地域が指定され、さらに1957（昭和32）年に3地域が追加された。特定地域総合開発計画はアメリカのニューディール政策の一翼を担ったTVA方式（流域開発プロジェクト）が採用され、水力発電、洪水防御とともに、農業開発が改めて重視された。この農業開発計画は先の開拓事業を引き継いだものもあったが土地改良法に基づく土地改良事業として実施された。すなわち、特定地域総合開発計画の重要部分を土地改良が担当した。

三重県や愛知県によって1953（昭和28）年に伊勢湾工業地帯建設期成同盟会が結成されてい

る気運の中で木曾特定地域総合開発計画は1956（昭和31）年に閣議決定された。愛知用水事業は同総合開発計画の根幹部分であった。

愛知用水事業は戦後の食糧を外国からの輸入に依存していた時代に食糧増産を最重点において、農業水利の開発改良を目的とした総合開発であった。同事業は国土総合開発法による木曾特定地域総合開発の主要根幹事業で政府はその企業者として1955（昭和30）年愛知用水公団を創立し1961（昭和36）年に完工した。愛知用水事業は尾張丘陵から知多半島につづく高燥地での水不足による農業不安定を打開するため農業用水を主体とする総合開発であり、世界銀行の借款を含めて432億円の巨費が投じられた。愛知用水は当初、一部の都市用水の供給を含めて農業用水を中心に計画されたが、工事期間中から受益地域の工業地や住宅地の都市化が進み、農業用水の転用によって上水道や工業用水を賄ってきた。日本経済の高度成長を背景として重点を次第に農業用水から都市用水に移していった。

V 明治期の耕地整理事業による農村居住環境整備

1 耕地整理法創設当時の耕地整理事業の背景

零細な水田の「畔ぬき」といった区画整理は17世紀から越前、信濃、下総、美濃で行われていたが、区画整理をめぐる小所有者同志の利害対立が激しいために河川氾濫原の耕地で所有意識の固定しにくい地域でしかも権力や人望のある封建支配者や大地主などが行ったに過ぎなかった。

明治維新後は私的土地所有権が確立し、作付け転換も自由になり農業用水の調節も必要となった。生産意欲に燃えた篤農家を中心に耕地の区画整理が進むようになった。静岡県磐田郡田原村の名倉太郎馬の区画整理などである。このような集団的な区画整理は明治20年代に大いに流行り「田区改正」時代と言われ明治30年代からの耕地整理事業の展開の前提となった。この背景には1884（明治17）年の「地租条例」に基づく地租の固定化、1886（明治19）年ごろからの「企業勃興」に伴い都市住民が増えたことにより米価上昇となったため農民の生産意欲がさらに高まったことが挙げられる。乾田・馬耕・正条植えなどを導入するために耕地の区画整理が必要となり、さらに田区改正によって増歩の利益を得ることができた。

この耕地改正には江戸時代から行われてきた「ケイハン改良」とドイツ等を例にした西欧式の「土地整理論」の二つの流れがあつた。前者の例が1887（明治20）年から静岡県磐田郡の鈴木浦八たちが行った静岡式の区画改良であり、後者は1888（明治21）年に石川県庁の指導で石川郡の高田久兵衛が進めた石川式の田区改良である。やがて両者の技術や方法が結びつき、田区改良として各地に普及していった。

鈴木浦八は静岡県磐田郡富岡村加茂西の篤農家であった。1887（明治20）年から明治22年にかけて富岡村全村の51町余のケイハン改良を実施した。この経験を基に1900（明治33）年7月に耕地整理がいかに重要で必要があるかを開陳した『畦畔改良意見書』を静岡県知事小野

寺元照と同県内務部に提出した。この静岡式ケイハン改良を全国に講演して回り普及に努めた。

やがて1899（明治32）年に「耕地整理法」が創設された。その目的とするところは耕地整理法第1条にある耕地の利用増進する目的をもって所有者共同して土地の交換・分合、区画形状の変更及び道路、畦畔もしくは溝渠の変更廃置を行うことであつた。この段階の耕地整理の主な目的は労働生産性を高めるための整備と位置付けられる。

しかし、不耕作地主にとっては小作料の安定とその増収が第一の目的であり、労働生産性が高まることは歓迎するところであつた。また、水稲耕作にとって、水の適切な調節は基本的な主要問題であり、土地生産性を上げるために欠くべからざるものであつた。このようにして不耕作地主にとって耕地整理は不確定で問題の起きやすい増歩や交換分合を目的とするよりも水の灌漑排水が容易であるような事業を目的とする方がより合目的であつた。

このような背景から旧法は1909年改正され新耕地整理法となつた。新法の第1条は「耕地整理ト称スルハ耕地ノ利用ヲ増進スル目的ヲ以テ其ノ所有者共同シテ土地ノ交換若ハ分合、区画形状ノ変更、道路、堤塘、畦畔、溝渠、溜池等、変更廃置及之ニ伴フ灌漑排水ニ関スル設備竝工事ヲ行フヲ謂フ」と規定した。すなわち、耕地整理とは旧法と同様に交換分合や区画形状等の変更をいうと同時に、大切なことは灌漑排水設備の工事が随伴してきたことである。新法の段階にいたって耕地の土地生産性を高めることに目的が変化した。

耕地整理法は1914（大正3）年に改正され、①目的に埋立、干拓が加わり、②組合員の資格に地主のほか地上権、永小作権、土地賃借権を有する者等が加わつた。

さらに1919（大正8）年4月の改正では、耕地整理事業に「開墾又は湖沼の埋立若は干拓に依る耕地整理に付随して行ふ整理施行地の利用に関する必要なる工作物の設置其の他の施設」を加え、造成した耕地に農家を誘致するための住宅等の建設や農具等の貸与をこの事業で実施できるようにした。事業内容が居住環境整備を含めた農村整備に近づいて行つた。

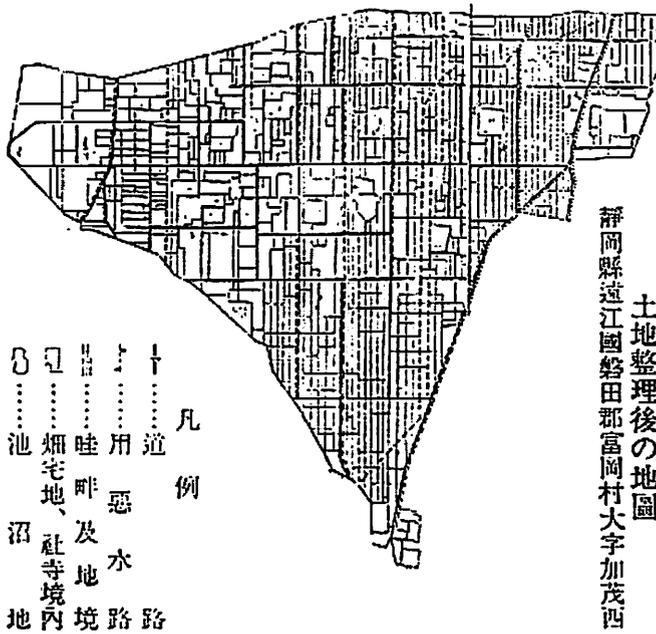
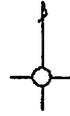
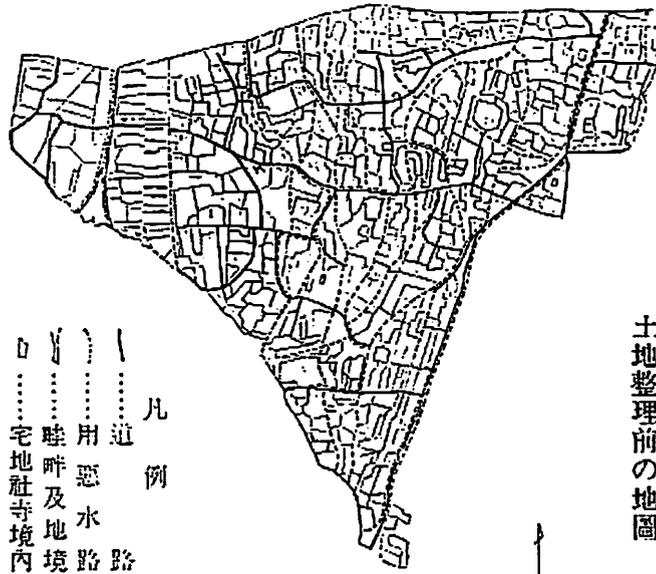


図2 静岡県旧磐田郡富岡村のケイハン整理

出典：須々田黎吉：「鈴木浦八「畦畔改良意見書」(明治33年)」、『農村研究(通号52)』、東京農業大学農業経済学会、1981年3月

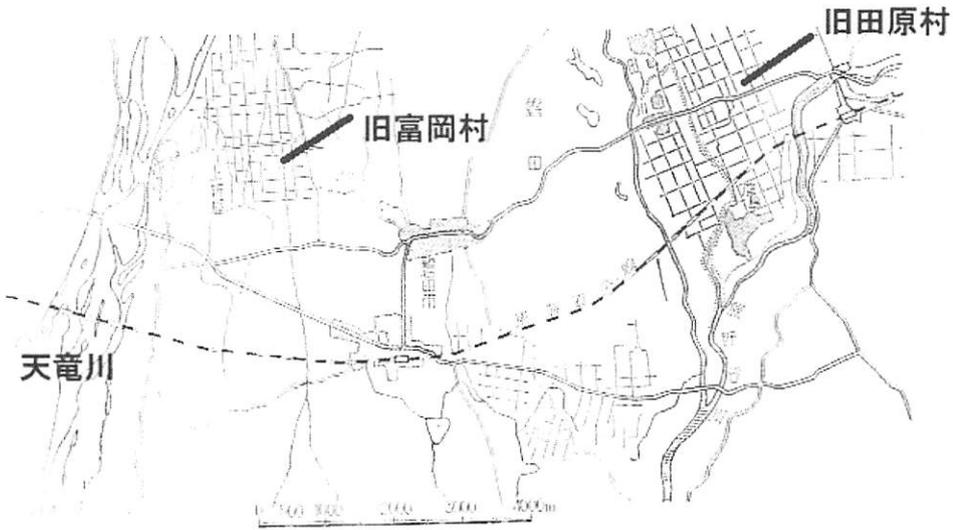


図3 静岡県旧磐田郡田原村、富岡村等ケイハン整理地区位置図
 出典：『農業土木史』（社）農業土木学会、1979年5月）

2 静岡県磐田郡田原村彦島ケイハン整理

1875（明治8）年、田原村彦島地区の名倉太郎馬は賛成者の土地33町歩のケイハン改良を整理した。費用250円は自弁した。大田川と原野谷川が合流し、蟹田川も合流する常習湛水地帯なので関係町村の賛成を得て蟹田川の改修を行い面積200町歩あまりの被害を防止した。耕地整理法制定後1903（明治36）年には彦島の再整備を含め田原村全村285町を完成した。



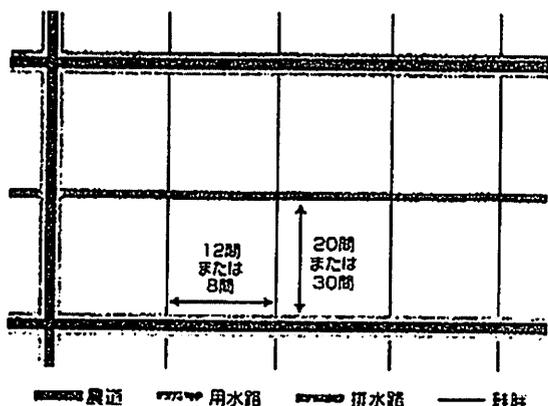
図4 静岡県磐田郡田原村耕地整理（左図：明治6年、中図：明治18年、右図：明治36年）
 出典：『農業土木史』（社）農業土木学会、1979年5月）

これは静岡式耕地整理ないしはケイハン改良と呼ばれている。この方式は一辺が 110m (60 間)の正方形の水田の周辺が道路、水路に囲まれ、その内部は 50 枚程度の区画にわかれている。一区画の大きさは 11m×22~27m の 2.4~3 a で区画の方位は正方位を守っている。正方位とは区画の長辺を南北、短辺を東西にすることである。灌漑は田越しの灌漑である。図 4 を見ると南東の集落地の中も道路や区画の整理を行っていることがわかる。なお、田原地区は平成年代に集落地域整備法により集落土地区画整理事業を実施した数少ない地区の一つになった。

3 石川県石川郡上安原村田区改良

石川県の田区改正は 1877 (明治 10) 年に突如として始まった。石川県知事岩村高俊が地方官会議の樋田魯一の欧米視察談に共感し帰県した後、郡長会議で区画整理の実施を要望した。石川郡立模範農場 (野々市市) で試行した結果、水田面積が 7.8% 増加したので知事は区画整理を積極的に推進した。県は「耕地区画改正溝渠作道改築出願手続き」を条例化した。当時の不況のなかでは応じるものはいなかった。石川郡長は上安原村 (金沢市) の高田久兵衛を口説き落とした。久兵衛は村に帰り協議したが賛成者はなく、久兵衛が全ての負担と責任を負うことで消極的賛成を得て 1877 (明治 10) 年 12 月 22 日に久兵衛他 37 人が協定した。工事は翌 1878 (明治 11) 年 6 月に完成した。旧反別 60 町 1 反 8 畝、2,901 筆 (田 56 町 9 反 1 畝、畑 2 町 6 反 2 畝、宅地 2 町 6 反 3 畝)、改正反別 62 町 8 反 7 畝、1,572 筆 (田 56 町 8 反 9 畝、畑 2 町 8 反 9 畝、宅地 3 町 1 反 7 畝)、増歩 2 町 6 反 8 畝 (4.5%) であった。畑地が約 3 反、宅地が約 5 反増えた。

これは西欧の土地整理を模範とし政府の奨励により進められた石川式耕地整理である。石川式は区画を 6~8 a (長辺 54.5m、短辺 14.5m ないしは長辺 36.4m、短辺 21.8m の長方形) と



静岡式より広く、道路水路が全ての区画に付随している (図 5 参照)。これについて当時の東大教授の上野英三郎は「石川式は静岡式に比して勝るあるものの、なお区画過少に水路過大に、運搬の便は不十分にして、いまだ耕地をもって経済上の目的物たりとなす十分の概念をかき」と批評した。

図 5 上安原田区改正後の標準区画形状

出典：「明治期金沢平野の耕地整理 ～農業近代化の先駆け 上安原の田区改正～」

新保明夫、安達實 『土木史研究第 21 号』 2001 年 5 月

原典：『石川県土地改良史』 1986 年

耕地整理前後の図6と図7を比較すると、川沿いの地区中央の集落区域でも道路が若干整備され、宅地区画も整形化されているのがわかる。現在の集落宅地もこの位置に変わらず存在している。



図6 石川県石川郡上安原村田区前図
出典：金沢市図書館蔵 「高田家文書」から



図7 石川県石川郡上安原村田区改正図
出典：金沢市図書館蔵 「高田家文書」から



图8 金沢市上安原現況図
出典：金沢市1981年都市計画図



図9 金沢市上安原地区の現在 高速道路を背景に北向き遠景は集落居住地（筆者撮影）

4 埼玉県北足立郡鴻巣町常光村連合耕地整理事業

1900（明治33）年1月施行の耕地整理法を受けて埼玉県は1901（明治34）年に耕地整理費補助規則を制定し耕地整理推進策をとった。埼玉県で最初に北埼玉郡太田村大字小針（現行田市）の約60町の耕地整理が1901（明治34）年6月から実施され同年完成している。この地区内の平均耕地面積は4畝15歩（約0.4反）に過ぎず、しかも灌漑排水不良の悪田であったので耕地整理と灌漑排水路・農道を整備した。田畑反別合計約57町9反が整備により約57町7反に減少したが、その減歩率は現代の土地改良に比べて僅かなものであった（図10～11）。

北足立郡政府と北足立郡農会は耕地整理の実施への誘導奨励を強力に推進し、1900（明治33）年10月17日には農商務省の竹内技手の講和会を鴻巣町で開催した。これが鴻巣常光連合耕地整理の発端、導火線となったと言われている。同年12月19日に郡農会は常光村の村内共有館に土地所有者の集会を催し郡農会の技術者の講話会を開いた。その後土地所有者らの耕地整理の運動が始まり、明治34年5月12日に鴻巣町と常光村の耕地整理発起人が集まり鴻巣町常光村連合耕地整理の実施を決議した。土地所有者452人、鴻巣町と常光村の387ha（うち水田260ha、畑81ha）を対象とした。工事は1902（明治35）年3月15日～5月10日に実施された（図12～13）。

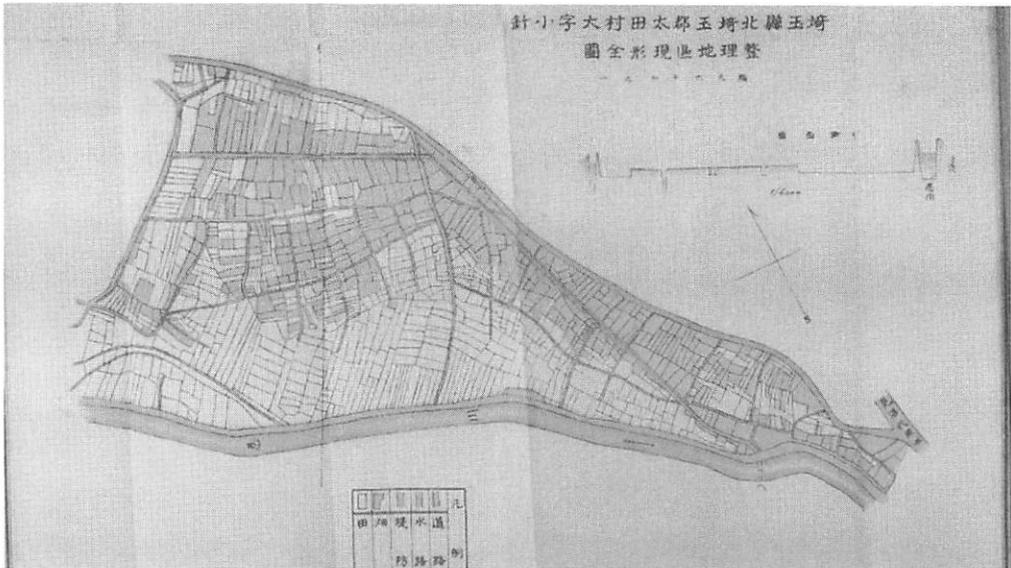


図 10 北埼玉郡太田村大字小針耕地整理地区現況図

出典：埼玉県農会『埼玉県農会報第 13 号』明治 35 年 2 月 10 日発行

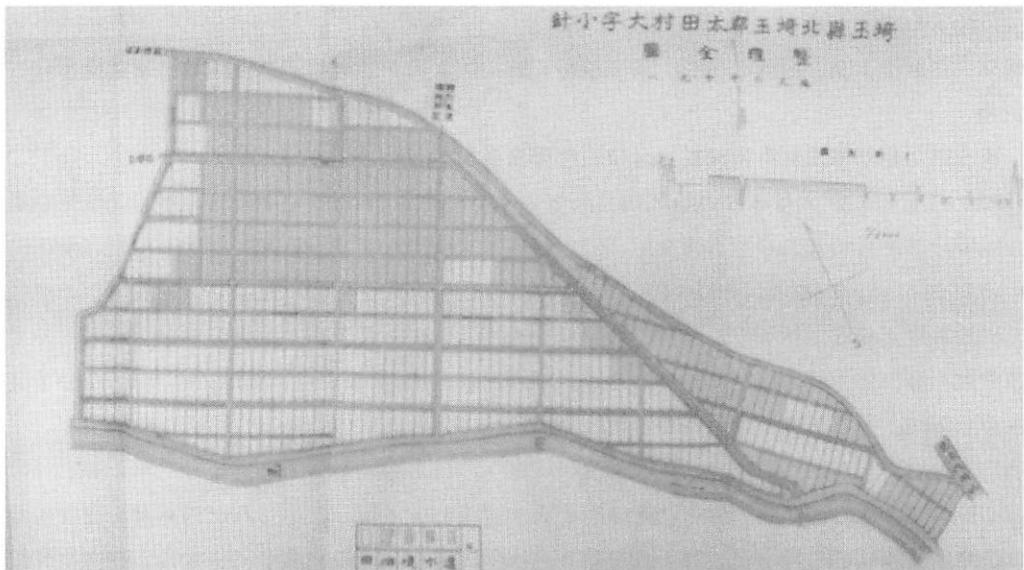


図 11 北埼玉郡太田村大字小針耕地整理全区

出典：埼玉県農会『埼玉県農会報第 13 号』明治 35 年 2 月 10 日発行

鴻巣町常光村連合耕地整理地区は高崎線鴻巣駅東方で蛇行しながら高崎線とほぼ平行に流れる元荒川の右岸に広がる灌漑排水不良の湿田、深田地帯であった。

埼玉県北足立郡常光村鴻巣町連合耕地整理前



図 12 埼玉県北足立郡常光村鴻巣町連合耕地整理前

出典：『農地整理事例 第一輯』農商務省農務局 明治 40 年 2 月

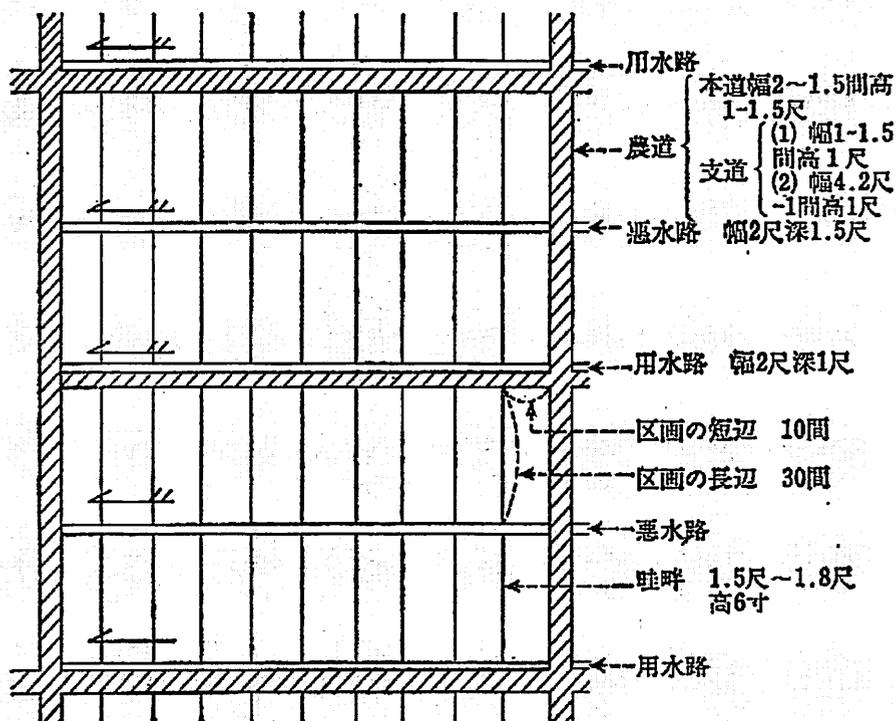


図 13 埼玉県北足立郡常光村鴻巣町連合耕地整理図

出典：『農地整理事例 第一輯』農商務省農務局 明治 40 年 2 月

鴻巣式の区画整理の方式は区画の大きさは長辺 54.5m (30 間) と短辺 18.2m (10 間) の面積 1 反、農道幅は 1.8~2.7m と 1.4~1.8m の 2 種類である。この方式が我が国の耕地整理事業において 1960 年までの約 70 年間、ほぼ踏襲されてきた (図 14 参照)。

鴻巣式が各地のモデルとされた理由の第一は畦畔・道路・水路などによる潰れ地率が小さいことである。第二に迂曲し錯綜した用排水路を分離、整備して強湿田を乾田化した点にある。乾田化により櫛 (そり) のごときものが不要になり労働生産性が上がり、大麦・小麦・菜種・紫雲英 (げんげ〜レンゲソウ) の二毛作が可能となった。



- 注 1) 小川誠氏が上野英三郎『耕地整理講義』成美堂、1905、279
 ~80ページより作成されたもの。
 2) 『日本農業発達史』第1巻、中央公論社、1953、220ページ
 より引用。

図 14 鴻巣式区画整理の方式

出典：『土地改良百年史』（今村奈良臣他、平凡社、1977年）

耕地整理は農村環境整備の効果に似た波及効果をもたらした。第一に「屈曲迂回せる道路は変して直通となりたるを以て附近町村等の交通運搬の利甚大」となり、この交通運輸の利は、「延て附近商估(こ) 営業上の振興に波及し鴻巣町の如きは大に此の余徳に浴」と同時に、「児童の通学上大に利便を得通学に困苦を感せず従って欠席生徒の数を減し町村教育上に永年多大の利益を与えた」ことである。第二に、土地乾燥の結果、道路修繕の経費節減や公衆衛生上の効果も表れたことである。農業に限らず産業や生活環境に良い効果を上げたと考えられた。

図 15 は常光地区の 2012 年鴻巣市都市計画図である。常光地区は 1959~1965 (昭和 34~40) 年の国営荒川中部農業水利事業で用水整備と畑地を中心とする 1 反区画の土地改良事業が実施された。地区内を上越長野新幹線が縦断している。



图 15 2012 年 3 月鴻巣市都市計画図(常光地区)

参考引用文献

- 1) 全国土地改良事業団体連合会編、今村奈良臣、佐藤俊明、志村博康、玉城哲、永田恵十郎、旗手勲著：『土地改良百年史』、平凡社、1977年11月、pp72～79、111～115、130～131、307～323
- 2) (社)農業土木学会：『農業土木史』、1979年5月、pp21～23、32～34、41～51、88～99、121～125、216～218
- 3) 戦後開拓史編纂委員会編：『戦後開拓史』、全国開拓農業協同組合、1967年3月、pp3～16
- 4) 戦後開拓史編纂委員会編：『戦後開拓史(完結編)』、全国開拓農業協同組合、1977年3月、pp1～26、27～51、61～63
- 5) 四月朔日良秀：「埼玉県鴻巣町常光村連合耕地整理小史(1)～農業開発における農民、町村、政府～」、『新潟産業大学経済学部紀要』第18号、1997年12月
- 6) 四月朔日良秀：「埼玉県鴻巣町常光村連合耕地整理小史(2)～農業開発における農民、町村、政府～」、『新潟産業大学経済学部紀要』第20号、1999年12月
- 7) 須々田黎吉：「鈴木浦八「畦畔改良意見書」(明治33年)」、『農村研究(通号52)』、東京農業大学農業経済学会、1981年3月、pp109～124
- 8) 埼玉県農会：『埼玉県農会報第13号』、1902(明治35)年2月10日、pp49～50

三野村利左衛門と三井組育児方について

茂木 陽一

はじめに

本稿は、1875（明治 8）年に三井組内に設けられた育児方という児童保護組織と、そこで施行された育児方法による児童保護事業の全容を明らかにしつつ、この存在を明治前期の東京府下における児童保護事業の中に位置づけることを意図している。

三井組育児方については、既に『三井事業史』⁽¹⁾ や永峰光寿『三野村利左衛門の生涯』⁽²⁾ に紹介されており、三野村利左衛門の治績を顕彰する際にはしばしば触れられている。

三野村は 1877 年 2 月 21 日に病没しているが、翌 3 月 19 日附で東京府知事楠本正隆は右大臣岩倉具視に宛てて三井銀行の創設者である三野村の治績に対する追賞を上申している。その中で三野村の事蹟として幕末維新期の三井家の危機を克服した諸活動、会計基金への協力や小野組・島田組と並ぶ為替方事業への貢献、何よりも我が国最初の私立銀行としての三井銀行の創設等といった理財・会計上の事蹟と並んで、「明治八年育児法ヲ起シ資ヲ捐テ貧児ヲ養育スル等ノ事有之候」⁽³⁾ と、この育児方事業の立ち上げをそれらと並ぶ事蹟として取り上げている。このように、商家経営としての三井研究の流れの中で、エピソード的にはあるが、三野村との関連でこの事業は触れられてきた。

他方、明治初年の東京府下における児童保護・教育事業については、棄児救済については区内預かり体制として⁽⁴⁾、また孤児の保護や困窮世帯の児童の受け入れ施設の研究においては、福田会育児院や東京府養育院、さらにキリスト教の伝道活動の一環としての童貞修院のような児童保護施設についての研究が重ねられてきた。しかし、そうした児童保護の歴史研究の中では、この三井組育児方の存在にはほとんど注意が払われてこなかった。

そこで、本稿では、この三井組育児方事業の実態について確認できる、三井文庫所蔵資料と東京都公文書館所蔵の東京府資料をもとにして紹介し、さらに明治前期の児童保護の流れについての位置づけを福田会育児院、童貞修院などとの関連の中で試みてみたい。

児童保護研究の流れの中では、この育児方による困窮世帯の児童保護という事業の理念が一定の意味を持つと考えるので、主要資料についても巻末に翻刻掲載することとした。資料掲載の許可をいただいた三井文庫並びに東京都公文書館に謝意を表したい。

本稿は jsps 科 研 費 jp19k00961（基盤研究(c)研究代表者大杉由香「子どもの命と人権に関する地域史研究－近世・近代・現代社会の連続面と断絶面を考える」2019-2021 年度）の成果の一部である。

1. 三井組育児方と育児方法

(1) 三野村利左衛門の東京会議所・養育院事業への関わり

三井組育児方の創設は、ほとんど三野村単独の構想として実現したものとおもわれるが、その三野村の三井組におけるポジションと、彼の児童保護構想形成に至る事情を考えると、次の様に見ることが出来る。

三野村は三井総取締、三井家中興の傑物として評価されるが、本来、たたき上げの三井家番頭ではない。もともと紀ノ国屋利八という両替商であり、その関係で三井両替店と関わりがあった⁽⁵⁾。慶応2(1866)年に幕府は三井家に対して150万両の御用金を賦課してくるが、勘定奉行小栗上野介と親交のあった三野村の斡旋により、18万両に減額することを得た。これ以降、三野村は客分としてであるが、幕末・維新期の三井家の危機を乗り越えることで、三井家の総元締として大元方改革を進める一方、井上馨・渋沢栄一らの明治政府の経済吏僚との親交を深めて小野組・島田組の破綻に連座することを避け、明治9年には私立三井銀行の創設を果たすに至った。こうして、三野村は三井組の総取締として活発な経営活動を展開する中で、この育児方事業に取り組んでいったのである。

三野村が救貧事業に乗り出す契機は、営繕会議所頭取として養育院創設に関わったところにあると思われる。明治5(1872)年8月に営繕会議所頭取となった三野村は、同年9月に、営繕会議所を東京会議所に改め、窮民救助事業を目的の一つとする建白書を提出している⁽⁶⁾。この建白が認められ、東京会議所頭取となった三野村は明治5年9月のロシア皇太子来朝への対応策として本郷元加賀藩邸明長家へ窮民収容を実施して、養育院創設に関わったのである。しかし、養育院は1876(明治9)年東京府へ移管されることになり、三野村の手を離れたため、三野村は独自の窮民救済事業を構想することになり、それが三井育児方の創設として実現したのではないかと思われる。

(2) 三野村による育児方設立の出願

1875年9月17日、三野村利左衛門は東京府に対して育児方の設立と、育児事業開始の許可を願い出た。この際には、「以書面奉願上候」という願文に、前文と36ヶ条からなる「育児方法」および10ヶ年間の事業にかかる経費の見積もりである「育児方入費見積書」が付されていた。このうち、「以書面奉願上候」と「育児方法」の前文部分を「育児方法大旨」と名付けたものが、1872年12月7日の「東京日日新聞」、「読売新聞」紙上に「広告」として掲載された。巻末の資料①に東京日日新聞に掲載された「以書面奉願上候」と「育児方法大旨」を、資料②に「育児方法」と「育児方入費見積書」を掲載した。

これによってみると、この事業は次のような理念により実施されることになっていた。

願文には

小前之者とも活計之道困難之余、家属大勢の者ハ児童之養育難行届処より遂に市街に棄置候者日一日より多く、現に当組私共貸地之内に於ても先般来数回及見聞次第も御座候、此

体を以て推察仕候得ハ巨万の細民中には、心得違にて故殺又ハ墮胎致候者も幾分歎可有之

(資料①「以書面奉願上候」)

と述べられているように、東京府下において小野組・島田組の破綻後の金融梗塞を原因とする不況が続き、そうした経済的な困難により棄児や墮胎が増加しているという認識があった。

こうした状況に対して「富」ある者が「貧」しき者を恤することは人間の通儀であるとし、三井組を「富」ある者に位置づけ、

目今細民の危急片時も傍視すへき場合に無之ニ付、園店隸属に至るとも非常の節儉を行ひ先つ窮民の児童養育致し兼候者、五百人を限り此方法御許可之日より向き十ヶ年間を一期とし十ヶ年拾參萬円余の見積りを以指向き救恤の義取行ひ申度

(同上)

と東京府下の窮民児童500人に対して10年間の教育を行うこととし、さらにそれを核として、外に同志の者有之、当組育児方に加入を望む人有之候ハ、其加入の数丈を漸次に増加致し当組引受分ハいつ迄も五百人より減し不申、且又此他之方法を設けて教育致し候人之れあらハ猶以重疊ニ奉存候

(同上)

とあるように他の「富」ある者の参加を得て、教育人数と教育地域の拡大を目指そうとしている

三野村はこうした、三井組の児童救済事業の位置を明示して

其方法ハ児の在る所の家に育児米を付与して其児の衣食、又ハ学芸に就くの資あらしむるのみにして、別に院舎を設けて児を養ふにあらず、又棄児をたすくるにあらず、蓋父母をして自から児を養ふの天理に遵はしめんことを意とすればなり

(同上「育児方法大旨」)

と述べており、施設収容や棄児の保護は事業の対象外と位置づけている。

三野村はこれより先に東京会議所の中心として養育院の設立に携わってきたから、施設収容は養育院によってカバーし、棄児養育は恤救規則に基づいて行われていた東京府の区内預体制によってカバーすることを想定していたのだと思われる。そうして、既存のそれらのいわば事後的な児童救済事業に対して、墮胎や棄児を生じさせないための予防的児童保護事業としてこの育児方事業を位置づけていたと思われる。

(3) 育児方法

資料②に示した「育児方法」によってみると、具体的な教育事業は次のような形で実施されることになっていた。

①貧窮にして児童養育困難な家庭に対して、児童1人に付、満10才まで1日白米3合を支給する。ただし、7才以上は学業補助として白米1合を追加する(第2条)。三井組による引受の上限は500名までとし(第22条)、事業継続期間は10年とする(第25条)。

- ②貧窮であっても、売却できる財産がある、親族に養育能力がある、私生児である、親が大酒を好む、などの13項目の欠格条項に触れる者は教育の対象外とする（第1条）。
- ③育児事業については第1大区5小区駿河町に開設される三井組育児方取扱所が管轄する（第3条）。
- ④受給の手続きは、次の様に行う。
- まず養育困難の事情・依頼人の姓名・保証人の調印・住所・小児名・小児年齢に地主・戸長の奥印を付した書面を育児方取扱所に提出し（第4条）、それに対する検査を行い、規則に該当すれば教育の承諾を通知する（第5条）。通知を受けて、改めて地主・戸長の奥印を付した依頼書を雛形にしたがって作成・提出する（第6条）。依頼書提出を受けて、育児方から鑑札と米受取通帳を付与する（第7条）。
- ⑤教育米は、府内6カ所（駿河町取扱所、芝愛宕町、青山、小石川、浅草、深川）に設置された米渡し所で定日に半月分を支給する（第8条）。
- ⑥小児が死亡した場合は埋葬料として50銭、また、活計の道が立って年限中辞退したり、満10年に至った場合には祝酒料として50銭を支給する（第12・18条）。
- ⑦教育対象者は東京府管内の者に限り、他府県へ転住した場合は支給を停止するが、東京府内での転居は依頼書の書き換えと地主・戸長の奥印により継続できる（第19条）。
- ⑧地主・戸長が被施与者の不行跡を隠して、後日発覚した場合は、戸長の責任で地主・保証人から返済させる（第21条）。
- ⑨三井組所有地所内へ棄児があっても「区内預かり」に任せ、三井組が養育することはない（第35条）。

（4）費用見積もり

また、資料②の「育児方入費見積」では、この事業に要する費用の見積もりが次の様に計算されている。

6歳迄の育救米が1人につき白米3合、7才からは4合として、1人平均1日に3合4才。これを500人に1ヶ年渡した場合、金にして7756円25銭の計算になる。また、白米代金以外に、升切の減石分387円余、運送賃232円余、扱所事務経費360円、取締役・検査役・米渡方・帳合方・書記・小使の給料総額が4104円、これらを合計して、年間最大13201円25銭の費用負担が生じ、10年間継続した場合は13万2000円余の支出になると見積もっている。

ここで注目すべきは、入費を単に直接の教育費のみならず、それを実施するための組織や運営担当者の人件費などを計上しているところである。実際この入費見積もりでは、育救米調達費用は総額に対して6割弱に止まっていて、運営上の事務的諸経費が4割近く計上されているが、こうしたところに、緻密な事業計画を立てる、商人資本としての三井の特質が現れている。

(5) 育児方の組織編成

そうした、事業計画上の周到さは、育児方の組織編成にも現れている。資料③として「育児方規定」を掲載しておいた。作成された日時が明記されていないが、育児方の事務処理を行うための諸帳簿類の書式の整備が8月11日の日付で行われているので⁽⁷⁾、育児方法実施許可の上申を行った1875(明治8)年9月17日以前、おそらくは8月中に作成されていたと思われる。

「育児方規定」は7ヶ条からなっており、育児方の職制章程に相当する。役員としては取締役・検査役・帳合方・米渡方・書記・小使を置くことになっており(第1条)、取締役は取扱所の統括者であって、事業全般の監視と各役員の督責にあたるが、例外的な事態については独断が許されず、総括の裁可を受けることになっていた(第2条)。ここでの総括が大元方を指すのか、三野村を指すのかが判然としないが、おそらく三井組総取締の肩書を持つ利左衛門のことだと思われる。

検査役は依頼人の調査を行って教育の適否を取締役に上申するが、そのほかにも日常的に教育者の状況を監視・調査することが業務である(第3条)。帳合方は金銭出入・教育米出入の管理・記帳に当たり、教育人に関する書類・記録の保管の任を担当する(第3条)。米渡方は6箇所設定される米渡場で、半月毎に通帳・鑑札を確認して実際に現米を計量・配分する役割である(第4条)。書記は主として通信業務に携わり(第6条)、小使は扱所の清掃などに当たる(第7条)。

このような職制章程を予め定めているが、実際の施行に当たっては、育児方所属の役員は取締役の齋藤保造を含めて3名であり⁽⁸⁾、米渡方、書記、小使などの職務は三井組の他の部署の者が兼任していたと思われる。

取締役の齋藤保造も当初は地所掛との兼任であり⁽⁹⁾、育児方として給与を支払っていた役員は2名であったから、この育児方の組織編成の内、検査役と帳合方に充当されていたと思われる。

(6) 育児方事業の認可と育児方法規則の追加

この育児方設立願が出されると、東京府は管下の区戸長に対して「育児方法」を示して、意見を徴した⁽¹⁰⁾。区戸長側の受止め方は概ね事業案を了承するものであったが、21条に関しては強いクレームが寄せられることになった。「育児方法規則」第21条は、教育米を受給した者に不正があった場合、教育米施与の停止のみならず、さかのぼっての返還を求める規定であるが、その際に地主・保証人・戸長に対して、返還の保証義務を課すものだったため、この部分に戸長が強く反発したのである。

そのため、東京府知事大久保一翁は21条の部分の改正を条件として、1875(明治8)年11月19日に育児方事業の認可を行った⁽¹¹⁾。

認可を受けた後の11月22日、三野村の代理齋藤保造らは準備期間を勘案して1876年1月1日からの事業開始を届け出た⁽¹²⁾。24日には、米渡場設置の通知、育児方法の管内への周知な

ど5項目について区戸長への指示を出すように東京府に依頼している⁽¹³⁾。

12月8日には、東京日日新聞と読売新聞に育児方出願の願文と認可、及び育児方法大旨を広告として掲載した。この両紙を選んだのは、区戸長や地主層が購読する大新聞である東京日日新聞と、一般庶民を読者対象とする小新聞の読売新聞によって対象者への情報提供が周知できるという考えがあった⁽¹⁴⁾。

この広告掲載は、それなりの反響をもたらした。12月24日以降、福島・秋田・福井・岡山から育児方法規則の送付依頼があり、東京日日新聞の広告を通じて、全国各地に育児方設立の情報が流れていったことがわかる。また、1876年2月には東京府士族佐野鼎が2円13銭余の寄付を届出⁽¹⁵⁾、他にも2名からの寄付があったし、同年中には横浜在住の大野義助からミルク250箇の分与を育児方に依頼してきている⁽¹⁶⁾。

しかし、一方で育児方法についての疑念や問題点の指摘も、特に戸長層などから多く寄せられたのではないかと思われる。

育児方事業が開始されて早々の1876年1月12日に三野村利左衛門代理齋藤保造名で、東京府に対して「育児方法規則追加上申書」が提出された。資料④に全文を示したが、その内容は、本来の育児方法が、児童が満10才になるか、家計状態が改善されるまでの継続的な支給を想定していたのに対して、非常の災害被害や急病などにより育児困難になった者に対し、非常教育として緊急に短期的な教育米支給を可能とする5ヶ条の追加であった。類焼被害の場合は生計回復までを期限に(第1条)、児童の預け先が病気になった場合は病気全快を期限に(第2条)、鰥寡となり養育困難な場合は、再婚するまでを期限に(第3条)、小作者が凶作水損被害に遭った場合は1年を期限に(第4条)、怪我などの場合は回復するまでを期限に(第5条)とそれぞれ期間を限定した臨時的な教育を可能にするものだったが、こうした改訂を余儀なくされたのは13廉の欠格条項の厳密な適用が申請者を著しく制限するとの認識が働いたことが考えられる。

1876年11月には、育児方はさらに各大区区長に対して、13廉の欠格条項のうち6廉分の判断基準を示して、それに準拠して依頼人の調査をするように要請している⁽¹⁷⁾。その修正内容を一覧にしたのが表1である。この中で父母ともに強壯なる者という欠格条項については、非常災害のため養育困難な場合は例外として期限を定めて教育するとしているし、私生児の教育を認めない条項については、かなり例外的な事例を示しつつ、類似のものは教育の対象にする欠格規定の緩和をはかっている。

表 1 育児規則中の欠格条項

	1875年9月育児規則第一条	1876年11月但書
1	養育料を受取る児を貰ひたるもの	但相続被為高貴又ハ富有る者等にて養育料を附し児を貰ひたる後火盗の難又は自分より求めざる不都合引続窮迫したる者ハ此限にあらず
2	父母に不孝なるもの	
3	尚売払ひ得へき品物を所有せるもの	但祖先伝来栄用の類品にて今日にて不用物に属し売払資本の一助にも成るへき物品を所有せるものに限るへし
4	親族に教育すへき力あるもの	
5	大酒を好むもの	
6	懶惰にして己か職分をなさざるもの	
7	遊里に放蕩し及び夜遊を好むもの	
8	聊たりとも家禄あるもの	
9	朝寝するもの	
10	父母ともに強壯なるもの	但非常災害の為増加したる類似の者は期限を立教育すへし
11	勝負事并手慰を好むもの	
12	徒に設けたるもの	但寡婦他の傭入人を夫の契約せるといへとも傭中ニ付夫たる義判然入籍ならざる内死去せし等より徒に設けたるに至るか為育児依頼致し難く困惑の余り遂に天理に背き重大の人命を市街に棄或は故殺せしむるに至りては刑網に罹り母子憫然に堪ざる処ニ付是等に類似せしものハ此限にあらず
13	袖乞物貰ひに類似の所業を為す小児	但父母の内長病痲疾にて老人の稼にてハ薬用活計等困難なるより不得止市街へ物品を並べ販売し實際役用意活計を補ひ通行人に金銭を乞はざる者ハ此限にあらず

*資料②および、三井文庫 追 1024『明治八年自十一月 御府庁諸願届・区長達 書留簿 育児方』より作成

2. 育児方事業の展開

(1) 育児方事業の収支

こうして、万端の準備を整えて、1876（明治9）年1月から開始された育児方事業であったが、当初の目論見通りには進展しなかった。

表2は、毎半季の支出額の推移を示したものであるが、教育米を受けている児童の数は、1876年上半季において20人、下半季には29人に増加している。教育人数のピークは1878年下半季の32人で、以後は漸減し、1884年下半季には6名まで減少し、翌1885年上半季には1名となっている。

収入については育児方事業は、基金と呼べるものは存在していなかったし、独自の収益事業を行っているわけでも無かったので、予算制を採らずに、いわば大福帳会計で行われた。毎半季の期首に大元方（東京大元方）から定額の入金を受けて支払を行い、不足すれば追加の入金を仰ぎ、毎期末に精算を行い、残額があれば大元方に戻した上で、毎半季の支出額を精算して三井銀行と三井組によって負担する。その負担割合は三井銀行が3分の2、三井組が3分の1

表2 育児方每半季支出額推移

(単位:円)

	白米	(教育 人数)	米計減	米運賃	祝酒料	埋葬料	創設諸費	給金・賄料	育児米 戻入	支出計
1876 年上	28.388	20	0.808	0.150	0.500		67.614			97.460
1876 年下	80.603	29	2.294	0.540		0.500		86.000		169.937
1877 年上	89.911	28	3.899	0.780		0.500		107.000		202.090
1877 年下	96.740	24	3.783	0.700		0.500		138.000		239.723
1878 年上	87.687	25	2.586	0.700				138.000		228.973
1878 年下	94.352	32	3.372	0.775		0.5		138.000		236.999
1879 年上	110.730	25	3.099	0.800		0.500		144.000		259.129
1879 年下	121.047	28	3.026	0.675	0.500	1.000		147.000		273.248
1880 年上	137.037	21	4.743	0.220				159.000		301.000
1880 年下	154.420	20	3.767					183.000		341.187
1881 年上	147.976	24	3.707		1.000			183.000	-2.349	333.334
1881 年下	122.350	21	3.609					196.000		322.459
1882 年上	110.148	21	2.562					193.500		306.210
1882 年下	86.224	16	1.916					133.000		221.140
1883 年上	62.930	18	1.639					186.000		250.569
1883 年下	55.201	13	1.343		1.000			186.000		243.544
1884 年上	28.364	9	0.566		1.500			135.000		165.430
1884 年下	17.215	6	0.334		1.000			72.000		90.549
平均	90.629	21	2.614	0.593	0.917	0.583		148.500		237.943
総計	1631.323		47.053	5.340	5.500	3.500	67.614	2525.000	-2.349	4285.330
1885 年 1 月	0.333	1								

* 「明治九年ヨリ 育児総費半季書抜簿 育児方」(別 2548)、「明治八年自十二月 金銭受取帳」(別 2115)より作成

* 1885 年 1 月の数値は「明治十四年自四月至明治十八年一月 育児米渡高合計帳 育児方」(別 2549)による。同資料の帳尻に以下の挟み紙がある「目今相差支モナクハ人減候場合ニ付向後自然ト立消ニ致し新規之者ハ相除候如何(印-今井)」

* 「創設諸費」に含まれるのは、規則製本代 25.975 円、新聞広告代 21.680 円、諸帳簿用紙代 8.999 円、諸器械代 10.367 円、鑑札代 0.333 円、郵便切手代 0.260 円である。

と定められた。もともとは三井組の事業として始められたのだが、三井銀行の設立によって、三井組の業務・人員の過半が三井銀行に移ったので、財政的には三井銀行の支出によって支えられる事業になっていった。

事業開始時点においては、三井大元方から当座資金として 200 円が支出され、必要分を賄った残金は大元方に戻された。1876 年下半季からは上述のような形で最終的に三井銀行と三井組とが費用負担をすることになった。

支出項目の中心になるのは、いうまでも無く渡米および減石分であるが、その支出額および育児米の受給人数は、当初の見積もりの 500 名には到底及ばず、最大で 32 名、平均すれば 21 名であった。表中の白米金額は時々相場で換算されている。「米計減」は渡米の際に擦り減にならないように多めに升に盛るので、その分の支出額である。米運賃は、育児方扱所および各渡場までの運送料である。祝酒料は満 10 才で教育止になった場合と、教育米を辞退した際に 50 銭が祝儀として渡される。埋葬料は、教育中に死亡した場合、埋葬料としてこれも 50 銭が渡される。創設諸費は立ち上げの際の宣伝広告費や扱所の備品などの費用である。立ち上げの際に諸帳簿が作成されたのだが、現存する育児人名簿や渡米帳・金銭出入帳などは何れも大幅に未使用部分を残している。当初の見込みの 500 名体制には至らなかったため、追加の帳簿作成費用は生じていない。給金・賄料は育児方の役員の給金と賄料である。育児方の役員としては、取締役が齋藤保造で、そのほかは、交替しつつ概ね 2 名の役員が配置されていたが、この 2 名の役員の給金と賄料の数値である。取締役の齋藤保造は任命された時点で地所掛（三井の不動産部門）との兼務であったため、給金は地所掛から出ているのだと思われる。

表中の各数値を見ると、事業支出の中心であるはずの白米と米計減・米運賃の平均額合計が 94 円程であるのに対し、給金・賄料が 148 円余と事務的経費の方が大きく上回っていることが特徴になっている。これは、すなわち、育児方役員の配置などの事務処理体制は 500 人規模の育児米支給に対応したものだったが、実際の支給が想定の 1 割にも満たないという状態だったため、このようなびつな支出構造になったのだと思われる。

財政面から見た育児方事業の終焉を明確に示す資料が無いのだが、支出額総計については、1884 年下半季でそれまでの支出総計計算が行われており、1885 年上半季については 1 月に下谷区の 1 名への米支給が記録されているだけである。この 1 名については「目今相差支モナクハ人減候場合ニ付向後自然ト立消ニ致し新規之者ハ相除候如何（印一今井）」⁽¹⁸⁾との挟み紙が入れられているので、育児方事業は実質的に 1884 年をもって終了しているといっていよう。

（2）被教育児童の特徴

教育米の受給者は最大でも 30 名を超えることは無かったが、受給者の入れ替わりがあるので、事業の全期間を通じて育児米の施与を受けた者は、当然それより多い。各大区毎の育児米の受給者リストをもとにして、全受給者をリストアップしたのが表 3 である。全体で、33 世帯の 75 名が、期間の長短はあるが育児米の施与を受けていた。計画されていた 500 人の 1/7 にしか過ぎないが、75 名についてその特徴を見てみたい。

表3 三井組育児方 育児依頼人受審一覧

児童番号	世帯番号	15区	町	居住形態	父(母)職業	児童名	続柄	年齢	受給開始	開始事由	受給終了	受給期間	終了事由
5	3	浅草	浅草今戸町	借店		久太郎	長男	2年2ヶ月	90228	寡婦	140615	5年4ヶ月	母再婚
3	1	麻布	麻布西町	借店	按摩取	ふし	二女	2ヶ月	120330	父病氣	130599	1年6ヶ月	活計
11	7	麻布	麻布笏町		人力渡世	吉五郎	長男	8ヶ月	90404		161116	7年7ヶ月	活計
12	7	麻布	麻布笏町		人力渡世	もん	長女	7年6ヶ月	90404		121016	3年6ヶ月	満10年
59	31	麻布	麻布永坂町		揉療治渡世	銀治郎	長男	5年10ヶ月	121122	父病氣			
60	31	麻布	麻布永坂町		揉療治渡世	新次郎	二男	2年8ヶ月	121122	父病氣			
6	4	牛込	赤城元町	借店	三味線渡世	音吉	長男	1年5ヶ月	90305	父逃亡・寡婦	110308	2年	父帰宅
39		牛込	牛込赤城元町			彦吉	孫	3年4ヶ月	90305		110308	2年	
35	19	神田	駿河台袋町	同居		治尾	長女	6年1ヶ月	100501	母病氣	110615	1年1ヶ月	親族引取
36	19	神田	駿河台袋町	同居		小磯	二女	9ヶ月	100501	母病氣	100824	3ヶ月	童貞修院入院
42	23	神田	一ツ橋通町			たき	長女	3年11ヶ月	110718		110899	1ヶ月	養子
43	23	神田	一ツ橋通町			留吉		11ヶ月	110718		120117	6ヶ月	死亡
49	26	神田	今川小路三丁目			舜次	次男	8年	111118		130599	1年6ヶ月	満10年
50	26	神田	今川小路三丁目			宗之助	三男	5年6ヶ月	111118		140918	2年10ヶ月	活計
51	26	神田	今川小路三丁目			くに	長女	2年10ヶ月	111118		140918	2年10ヶ月	活計
52	26	神田	今川小路三丁目			一鳥登	四男	5ヶ月	111118		140918	2年10ヶ月	活計
57	29	神田	神田元柳原町			桑太郎	長男	3年9ヶ月	121022	父病氣	121117	1ヶ月	養育院入院
4	2	京橋	八丁堀中町	同居		ふく	長女	5年10ヶ月	90224	寡婦	90815	6ヶ月	活計
21	12	京橋	松屋町三丁目		花売	庄吉	二男	6ヶ月	90623	父病氣	90918	3ヶ月	親族引取
37	20	京橋	北紺屋町		日履線	慶三郎	次男	3年6ヶ月	110220	父逃亡	110819	6ヶ月	父帰宅
38	20	京橋	北紺屋町		日履線	平次郎		4ヶ月	110220	父逃亡	110819	6ヶ月	父帰宅
15	9	麹町	三番町		八百屋渡世	岩太郎	長男	1年6ヶ月	90426	父病氣	150415	6年	父病氣全快
16	9	麹町	三番町		八百屋渡世	とみ	長女	8年4ヶ月	90426	父病氣	101299	1年8ヶ月	満10年
40	21	麹町	飯田町次丁目	借店	逃亡	寅吉	三孫	1ヶ月	110402	父逃亡	110416	14日	親族引取
41	22	麹町	三番町	借店	取力渡世	千代	二女	10ヶ月	110425		110505	1ヶ月	府外転居
68	36	麹町	下六番町		按摩線	てい			150606				
69	36	麹町	下六番町		按摩線	たね	長女	2年10ヶ月	150606				
70	36	麹町	下六番町		按摩線	一郎	長男	6年	150606				
1	1	下谷	下谷徒町三丁目	借店	按摩取	益吉	二男	5年9ヶ月	90215	父病氣	91109	9ヶ月	死亡
2	1	下谷	下谷徒町三丁目	借店	按摩取	よし	長女	4ヶ月	90215	父病氣	130599	4年3ヶ月	活計
53	27	下谷	下谷仲徒士町老丁目		(母) 賃仕事	まさ	娘	1ヶ月	120830		120915	1ヶ月	死亡
58	30	下谷	下谷稲荷町		失踪	源三郎	三男	1年10ヶ月	121116	父逃亡	140202	1年3ヶ月	
65	34	下谷	下谷糠塚町	同居		秘蔵	長男	6年3ヶ月	140419	父病氣	150705	1年3ヶ月	父病氣全快
66	34	下谷	下谷糠塚町	同居		久三	二男	1年10ヶ月	140419	父病氣	150705	1年3ヶ月	父病氣全快
67	35	下谷	長者町老丁目		当年季被備中	民三郎	弟	4年10ヶ月	150305	父母不在	150430	2ヶ月	活計
75	39	下谷	下谷上野黒門町			源三郎	厄介						
13	8	芝	芝金杉町式丁目		魚売	はつ	長女	3年9ヶ月	90412		120120	2年9ヶ月	
14	8	芝	芝金杉町式丁目		魚売	わか	二女	1年2ヶ月	90412		120120	2年9ヶ月	
29	17	芝	三田君塚町	借店	人力渡世	たつ	長女	9年4ヶ月	91101	父病氣	110930	1年10ヶ月	父病氣全快
30	17	芝	三田君塚町	借店	人力渡世	忠蔵	二男	5年4ヶ月	91101	父病氣	110930	1年10ヶ月	父病氣全快
31	17	芝	三田君塚町	借店	人力渡世	くら	二女	2年11ヶ月	91101	父病氣	110930	1年10ヶ月	父病氣全快
32	17	芝	三田君塚町	借店	人力渡世	源三郎	三男	11ヶ月	91101	父病氣	110930	1年10ヶ月	父病氣全快
33	18	芝	金杉本町			徳次郎	長男	5年2ヶ月	100311				

児童 番号	世帯 番号	15区	町	居住 形態	父(母)職業	児童名	続柄	年齢	受給開始	開始事由	受給終了	受給期間	終了事由
34	18	芝	金杉本町			わか	二女	1年2ヶ月	100311				
73	38	芝	芝松本町			徳次郎	長男	4年2ヶ月	100301				
74	38	芝	芝松本町			わか	二女	1年2ヶ月	100301				
7	5	日本橋	松島町	借店		定吉	長男	4年8ヶ月	90308	父逃亡・	91130	8ヶ月	父病氣全快
8	5	日本橋	松島町	借店		せん		2年	90308	父逃亡・	91130	8ヶ月	父病氣全快
17	10	日本橋	北島町一丁目		煎餅売	みね	長女	6年11ヶ月	90529		120629	3年1ヶ月	満10年
18	10	日本橋	北島町一丁目		煎餅売	清三郎	二男	3年10ヶ月	90529		100105	8ヶ月	死亡
19	10	日本橋	北島町一丁目		煎餅売	栄之助	三男	9ヶ月	90529		170515	8年	活計
20	11	日本橋	本石町一丁目			ふさ	三女	7年8ヶ月	90614	父病氣	121014	3年4ヶ月	満10年
26	15	日本橋	亀島町式丁目	借店	柄杓職	金蔵	長男	8年4ヶ月	90906	父病氣	110599	1年8ヶ月	満10年
27	15	日本橋	亀島町式丁目	借店	柄杓職	駒吉	二男	4年5ヶ月	90906	父病氣	140415	4年7ヶ月	父病氣全快
44	24	日本橋	北島町老丁目	借店		よし	長女	6年7ヶ月	110730		150706	4年	養子
45	24	日本橋	北島町老丁目	借店		そめ		1ヶ月	110730		111007	3ヶ月	死亡
61	32	日本橋	本石町老丁目 三河町一丁目	借店	平民・板木職	赤太郎	長男	6年1ヶ月	130809		170731	3年11ヶ月	満10年
9	6	本郷	本郷台町		人力渡世 (母) 宇積渡世	はつ	長女	5年	90312	父死亡	90499	1ヶ月	親族引取
10	6	本郷	本郷台町		人力渡世 (母) 宇積渡世	とめ	二女	1年5ヶ月	90312	父死亡	90499	1ヶ月	親族引取
16	25	本郷	湯島新花町			亀吉	長男	5年5ヶ月	110812		120416	8ヶ月	活計
47	25	本郷	湯島新花町			巳之助	次男	3年2ヶ月	110812		120416	8ヶ月	活計
48	25	本郷	湯島新花町			善吉	三男	7ヶ月	110812		120717	11ヶ月	活計
22	13	本所	本所太平町式丁目	同居		たつ	長女	8年2ヶ月	90715	寡婦	110530	1年10ヶ月	満10年
23	13	本所	本所太平町式丁目	同居		卯之助	三男	4年3ヶ月	90715	寡婦	150731	6年	満10年
24	14	本所	本所横川町		時之物売	惣吉	長男	4年5ヶ月	90803		101202	1年4ヶ月	逃亡
25	14	本所	本所横川町		時之物売	三男吉	甥	8年9ヶ月	90803		101202	1年4ヶ月	逃亡
54	28	本所	吉岡町		人力車曳	文蔵	三男	4年10ヶ月	120916		121201	3ヶ月	逃亡
55	28	本所	吉岡町		人力車曳	余右吉	四男	2ヶ月	120916		121015	1ヶ月	福田会入院
56	28	本所	吉岡町		人力車曳	余左吉	五男	2ヶ月	120916		121031	1ヶ月	死亡
71	37	本所	本所太平町式丁目	同居		たつ	長女	8年2ヶ月	90715		110599	1年10ヶ月	満10年
72	37	本所	本所太平町式丁目	同居		卯之助		4年3ヶ月	90715		150799	6年	満10年
28	16	四谷	四谷忍町		車力稼	よう	長女	3年3ヶ月	90927	父病氣	101213	1年3ヶ月	死亡
62	33	四谷	四谷忍町			たき	長女	5年9ヶ月	140416	父病氣			
63	33	四谷	四谷忍町			千代	二女	2年2ヶ月	140416	父病氣			
64	33	四谷	四谷忍町			きん	三女	1ヶ月	140416	父病氣			

*各大区育児人名簿より作成。ただし、居住地は15区に置き換えている。

*児童名の苗字は省略した。

*受給開始・受給終了の数値の90228は明治9年2月28日を示している。

第一に、育児米の施与を受けた日時の分布を見てみると、不明者を除く74名のうち、1876（明治9）年が34名と最も多く、それに次ぐのは、1877年の15名である。1879年までの4年間では64名と、全体の9割近くが事業期間の前半となっており、1883年以降は、新たな受給者は出ていない。

第二に、受給時の年齢を見ると、不明者を除く63名の内1年以下の乳児は18名とおおよそ3分の1を占め、3才以下では33名と半数以上になっている。他方6才以上は13名であるから、大半は乳児や育児に手の掛かる幼児を抱えた家庭が教育を必要としていたことがわかる。

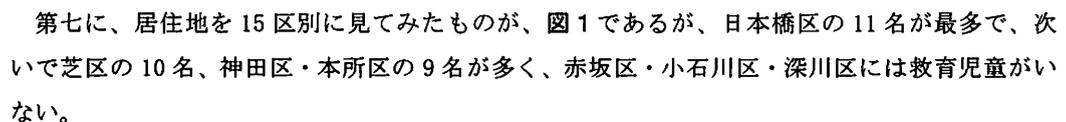
第三に受給月数を見ると、不明分を除いた56名のうち2年以下が37名で3分の2を占めており、6ヶ月以下という短期の教育も18名存在する。これらからすると、本来の育児方事業の対象者である長期の被教育者は少なく、1876年1月に導入された非常教育の対象者の比重が高いことが示されている。

第四に終了事由を見ると、満10年到達や生計回復といった本来の目的に沿った終了者は58名中の23名で半数に満たない。また、教育期間中の死亡者は7名確認できる。

他の育児施設への入所を事由とする者が3名いる。これらのうち、童貞修院はサンモール会が築地居留地内に設立した孤児院であり、育児院とは明治12年に設立された福田会育児院のことである。また養育院は東京府が運営する養育院である。これら困窮児童の保護施設への入所者は、結局、育児方事業では救済することができなかった者であることを示しているが、これらの児童については、節を改めて検討したい。

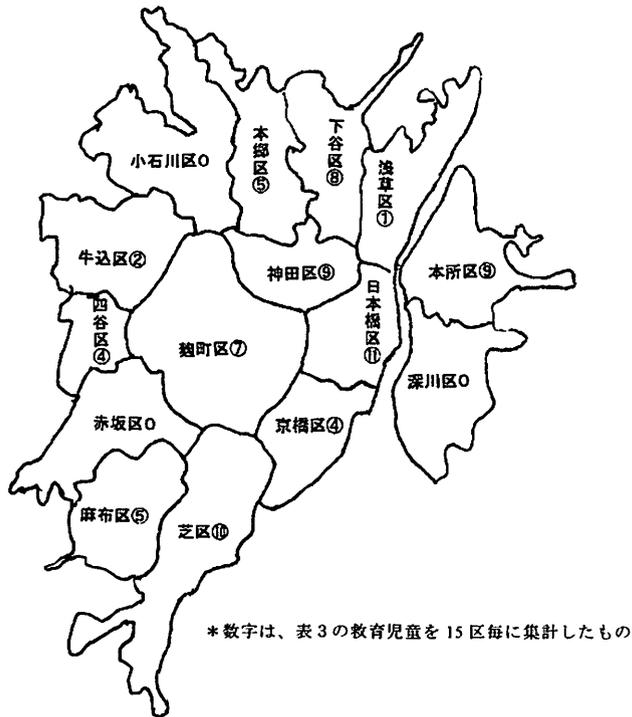
第五に育児方の教育を受ける世帯の特徴であるが、職業がわかる20世帯のうち、人力車曳が6世帯で最も多く、次いで魚売・煎餅売・花売などの小商いが5世帯、日雇・賃仕事・奉公などが3世帯、柄杓職・板木職など職人が2世帯、按摩が2世帯、三味線渡世の芸能が1世帯となっており、都市雑業層が中心である。

第六に、居住形態は借店・同居がほとんどであるが、同じ借店であっても表通りでの借店は原則として教育対象にならない。

第七に、居住地を15区別に見てみたものが、であるが、日本橋区の11名が最多で、次いで芝区の10名、神田区・本所区の9名が多く、赤坂区・小石川区・深川区には教育児童がいない。

こうした点から見ると、下町の裏長屋住まいで、雑業に従事し、乳幼児を抱えて育児困難になっている世帯が教育対象ということになる。そこからすれば、対象者は遙かに多いはずであるが、13廉の欠格条項が足かせになって、多くの困窮家庭への育児援助が行き渡らなかった様相が見えてくる。

図 1 被教育児童の居住地分布



(3) 育児方事業の限界と終焉

こうしたいわば不人気の理由としては、困窮世帯の多くは、支給条件の中の欠格条項に触れてしまうということがあった。この点では、前述のように事業開始早々に非常教育規定を追加する改訂があり、また、欠格条項の例外規定を提示したりすることで、その適用者が一定程度増加したが、本来想定した教育対象者からの出願は一向に増加しなかった。

また、この事業においては、戸長の果たす役割が大きく、私的救済事業と公的救済事業の中間的な性格を持っているのだが、そのことへの戸長や区役所の協力が十分に得られなかったことがあった。育児方と各大区区長・小区戸長や区役所とのやりとりを見ると、育児方法の管下町村への頒布、救育米依頼者の適・不適の調査などが依頼されているし、救育米受給者が失踪したり、所在不明になった際には、戸長や区役所に対しての照会が行われている。三井組育児方の事業は、こうした行政組織の協力を前提として行われているので、区戸長や区役所にしてみれば余計な業務として捉えられていた可能性はある。それ故、行政組織の積極的な協力は得られにくい側面があった。

こうした傾向をさらに強めることになったのが、三新法による大区小区制の廃止の結果、1878（明治 11）年 11 月 2 日に東京府が実施した 15 区制の導入である。それまでの育児方事業に関わってきた主体は小区戸長であった。戸長の職務は各区役所・区長へ引き継がれたが、戸長扱

所に比して区役所や区長はより官治的性格を強めており、民間事業である育児方事業への関わりを制限する方向に動いていった。

1879年3月6日、麻布区長から地主の奥書と区長による保証を不都合とする伺いが東京府に出されたため、東京府庶務課から育児方へ問い合わせが来た⁽²⁰⁾。3月18日、この問い合わせに対する回答が育児掛り齋藤保造から東京府に対して行われた。資料⑤に回答をするに当たって、齋藤が育児方事業の見通しについて大元方へ出した伺文を、資料⑥にその回答案文を掲載した。

回答案では次のように述べられている。15区制への区制改正に伴い、育児方法・規則中に不都合の点が生じているが、全般の改訂が間に合わないので、とりあえず、規則第6条にある教育依頼書への戸長の奥書など、戸長に関する部分は取り消しとする。しかしながら、区郡役所においては、養育院願や旅療養請願人の調査を行っているので、それに準じる調査は担当して貰い、それに付き、教育依頼人は依頼書を直接育児方へ提出するのではなく、郡区役所から通知してもらい、育児方掛員が郡区役所へ適否を連絡し、それを受けて教育依頼人が依頼書を育児方へ持参するという形にしたい、としている。

このように、育児方事業への関わりを少なくしようとする区役所・区長側に対して、郡区役所の関わりを残すことで、育児方事業の継続を目指そうとする育児方側の駆け引きが見られるのだが、この背景には、育児方事業の伸び悩みを改善するきっかけにしようとする齋藤保造の構想があった。齋藤は、資料⑤に示した回答に先立つ大元方への伺いの中で、今回の回答をきっかけに規則改正を行い「救恤之主意を厚く致し聊束縛圧則ニ聞へさる様致」ことで500人の満員に至るであろうこと、また返答書をだすことで、各区が納得して管内貧民への通告が行われる故に、教育出願者が増加するだろうという見通しを示し、検査を厳密にした上で、250人を限度とする体制に切り替えれば、諸経費の減額と併せて、年間3500円の支出が必要になると計算する。齋藤は「此教育費を年々施し是か為積善之余慶ハ追テ有之ものと可被成とも通常外之利益金ヨリ御支弁可被成歟、御使途ヲ御設置不被下候而ハ勞して功なき職務にして案心不仕候」として救恤事業の位置づけを明確化するように求める。さらに、「尤全国各宗ノ本字ニ於テ育児方法目論見ニハ小兒を引取り生育可致見込ニ付追テ此方法之実行ニ至り候ハ、教育米を乞者無之僧侶共立之育児所江願換するハ必然と存候得とも夫迄之処如何可仕哉」として、福田会育児院の事業が立ち上がれば、そちらが教育の主流になるだろうが、それまでの間のつなぎとして育児方事業を継続することの意義を大元方に対して示している。

ここでは、三野村利左衛門没後の育児方事業の責任者として、事業の継続と発展を図ろうとする齋藤保造の煩悶が見えるが、この提言の方向には向かわなかったようである。それ以前と同様な育児方法を基本的に継続することで教育対象者が漸減する傾向は続いていった。そうして、前節で見たように、教育者の減少の末、1884年末をもって、育児方事業は実質的に終了することになったのである。

育児方事業は、当初1876(明治9)年から10年間の期限を切った事業として始まった。三野村自身は、10年の年限の後にも再編された形で事業を継続する意向を持っていたようであるが、

1884 年末で実質的な事業の終了を迎え、諸帳簿も 1884 年末を期限として作成されている。半季差引帳の末尾には、1885 年においても、1 名の受給者の存在が確認できるが、前述の通りそこに付けられた挟紙には「目今相差支モナクハ人減候場合ニ付向後自然ト立消ニ致し新規之者ハ相除候如何」と記されているので、1885 年を以てこの事業が終了したと思われる。当初の認可の条件として、事業全体の収支報告を内務省に対して行うという一項があったが、内務省へ上申された形跡は確認できない。

こうした事業の停滞と終焉には 1877 年 2 月の三野村利左衛門の死が大きく影響しているのだと推測される。三野村存命中は、教育者が伸びないことに対する制度改正が頻繁に行われたのだが、三野村没後はそのような改正は行われず、三野村に代わって事業の責任者となった齋藤保造の提言も用いられることはなかったからである。

3. 明治初年東京府下における児童保護のあり方

育児方事業が始まった 1876 (明治 9) 年を前後する時期には、養育院の他にも、1875 年に築地居留地に設立された「童貞修院」や、1879 年に茅場町の天台宗鑑島山智泉院において開設された福田会育児院などの私費養育による東京府内の児童の受け入れが始まっていた。これらの児童保護施設の活動と育児方事業とはどのような関係になっていたのだろうか。

先述の通り、教育を辞退した者の中には、生計の回復によってではなく、これらの教育施設へ転じた者が 3 名存在していた。

このうち、児童番号 55 番の男子余右吉は、人力車引を父親とする生後 2 ヶ月の四男であったが、三男の兄と、双子の弟の 3 人が 1879 年 9 月 16 日から教育を受けていた、教育を受け始めてわずか 1 ヶ月後に、余右吉は福田会育児院に入院することになり、教育米の辞退をした。その半月後には双子の弟が病死し、さらに 1 ヶ月後には、兄は父とともに逃亡して所在不明となり教育米を打ち切られている。このように非常に切羽詰まった状態にある中で、福田会育児院への入院が認められ、教育米でも救済できなかった児童の受け皿となっていた。

福田会は、墮胎棄児の多発に警鐘を鳴らした大内青巒の論説に触発された臨濟僧の今川貞山が、杉浦譲・伊達自得と同盟して 1876 年 3 月に創設の儀を起こしたことに端を発し、その後、多数の宗教者を糾合して福田会育児院の開設へ向けた準備が進められ、明治 12 年 1 月に、東京府に対して、福田会育児院規則を添えて南茅場町智泉院への仮事務所の設置の上申を行い、認可を受けた。4 月には内務省の認可を受けて、さらに設立準備を進め 6 月 14 日に仮事務所の開設が行われた⁽²¹⁾。この開設準備の過程で、1879 年 1 月 26 日には、渋沢栄一らと共に、益田孝と三野村利助が智泉院での会合に招かれ、会計処理の監督を依頼されている。益田孝は三野村利左衛門に招かれて三井物産の総轄者となった人物だし、三野村利助は利左衛門の養子で利左衛門没後の三井銀行の中心になっていた。したがって、特に三野村利助は育児方事業について承知していただろうし、福田会育児院の事業と育児方事業とを関連付ける何らかの示唆を育児方に対して行った可能性があるだろう。というのも、前述のごとく育児方取締である齋藤保造

が1879(明治12)年3月に大元方に示した育児方についての位置づけの中に、福田会育児院との関連を述べた部分があるからである。齋藤は「全国各宗ノ本字ニ於テ育児方法目論見ニハ小児を引取り生育可致見込ニ付」⁽²²⁾と述べて福田会育児院創立の動きに触れて、「此方法之実行ニ至リ候ハ、教育米を乞者無之僧侶共立之育児所江願換するハ必然」として、それまでのつなぎとして育児方事業を位置づけようとしている。齋藤がこの伺を提出した三井東京大元方のメンバーに三野村利助が入っているのである。それ故、福田会事業の立ち上げと拡充に対して三野村利助はトレードオフの位置づけをしていた可能性がある。それに対して、育児方事業の継続を望む齋藤が福田会育児院の事業が本格化するまでのつなぎとして育児方事業を位置づけ直そうとしたとみることができる。

余右吉が入院したのは、この福田会育児院仮事務所の開設4ヶ月後のことであったから初期の入院者であった。余右吉は、入院時に生後3ヶ月の乳児であったが、福田会育児院規則によれば、6才未満の未就学児は養育料を提供して里親に委託することになっていたから、余右吉も里親によって養育を受けたと思われる。

入会した児童の親との関わりについてみると、「福田会育児院設置條目」の第三条の但書には「発起永続会友ノ中一名ヲ人選シ本院ノ側ニ本籍ヲ設ケ入会ノ者ハ其ノ戸主ヘ附籍セシムルヲ例トス」⁽²³⁾とあって、親の籍から分籍されることを通例としている。この点、後述の童貞修院における扱いとは違いが見られる。1879年12月15日に、荏原郡大井村戸長から東京府に対して同村安五郎の長女きたが福田会育児院へ入所するに当たって、分籍別戸を要請されたとして、戸長役場限りでの処置が可能かの照会を行っている⁽²⁴⁾。この場合は、徴兵令の付則で兵役完了までは分籍別戸を認めないという規定に抵触しないかという伺いであるが、対象者が女子であったためか、東京府からは問題なしとの回答を得ている。このように、福田会育児院へ入会する際には、親の籍を離れるというのが一つの特徴だと思われる。

もう一つは、児童番号36番の女子小磯である。母親の病気を理由に5才年上の姉とともに教育米を受けることになったが、3ヶ月後に童貞修院へ入院することになり、教育米の受給を辞退している。

童貞修院について、田代菊雄が述べるところによって概観すると、1872(明治5)年に横浜に上陸したサンモール会の5人の修道女が同地に孤児・捨子・貧窮者の子どもの養育事業に取り組み、「仁慈堂」と呼ばれる無料の教育施設を立ち上げる。1874年には、貧困児童の教育に当たる定員40名の董女学院を開設する。収容児童は順次増加し、1897年には482名に及んだと言われる。董女学院では、学齢以下の子どもは里親に預け、学齢に達すると寄宿舎に入れて教育を与えたという。サンモール会は、ついで1875年に東京の築地居留地内に修道院を開設し、そこに寄宿学校と孤児院を併設した。この孤児院が「童貞修院」と呼ばれたのである。この童貞修院が受け入れた貧児や孤児は、1877年頃で100名くらいという。生後1年の小磯もその中の一人だったのであろう⁽²⁵⁾。

創設期の童貞修院に収容された児童がどのような属性を持っていたのかについては、よくわ

からないが、東京都公文書館に保存されているいくつかの資料から、断片的ではあるが、童貞修院の活動について触れることが出来る。

1881（明治14）年5月、童貞修院のメール・サン・マチルド修道女が童貞修院児童80名を引率して折柄開催されていた内国勲業博覧会へ無料で見学することを願い出た⁽²⁶⁾。願出は許可されたのだが、ここからすると、おそらく学齢に達していた収容児童は80名程度であったと思われる。また、同年4月には、入所児童の内、身元不明の23名についての身元照会依頼が東京府に対してなされ、調査結果が6月に東京府からフランス領事に報告されている⁽²⁷⁾。この23名についての一覧が表4である。童貞修院が引き受けた児童の身元を確認するために連絡を取ろうとして連絡が出来なかった親たちの居所の調査を東京府に依頼したのであるが、23名の内6名については、その親の戸籍を確認できなかったため、京橋区内、すなわち童貞修院の附籍とすることになった。表の甲乙欄で乙とあるのが、その6名である。その他の、17名については、元の住所から転居した転居先が確認されたため、京橋区への附籍は行われなかった。

表4 童貞修院入院児童一覧（編籍不明23名分）

町名	続柄	名前	1881年4月時の年齢	入校年月	入校時年齢	甲乙
八丁堀北嶋町貳丁目	厄介	うめ	3年2ヶ月	110399	1ヶ月	乙
神田松留町	娘	くめ	3年10ヶ月	110815	1年2ヶ月	甲
赤坂一ツ木町	娘分	そめ	2年10ヶ月	110815	4ヶ月	甲
飯倉町四丁目	娘	すゑ	3年8ヶ月	110216	6ヶ月	甲
麻布筭町	倅	留吉	2年6ヶ月	120807	8ヶ月	甲
芝新堀町	娘	まき	2年8ヶ月	120801	1年	乙
築地貳丁目	娘	うら	1年10ヶ月	120724	1ヶ月	甲
芝伊皿子町	娘	あか		100512		甲
芝浜松町三丁目	娘	いせ	3年2ヶ月	110313	1ヶ月	甲
浅草阿部川町	三男	猶吉	2年8ヶ月	111219	3ヶ月	乙
外神田末広町	姪分	しづ	3年9ヶ月	110216	7ヶ月	甲
八丁堀松島町	娘	いし	3年11ヶ月			甲
永田町三丁目	娘	とよ	4年	111016	1年6ヶ月	甲
霊岸島三丁目	厄介	とら	2年8ヶ月	110804	0ヶ月	甲
外神田末広町	三女	こあか	4年1ヶ月	100513	4ヶ月	甲
芝三田四丁目	姪	とよ	4年5ヶ月	100223	5ヶ月	甲
本郷森川町	倅	鉄次郎	3年9ヶ月	101031	3ヶ月	甲
牛込横寺町	娘	さた	2年9ヶ月	120205	7ヶ月	乙
本郷元町四丁目	倅	銀次郎	2年6ヶ月	121029	0ヶ月	甲
深川八名川町	娘	はな	3年5ヶ月	120123	1年2ヶ月	甲
下谷仲御徒町四丁目	姪	よし	2年8ヶ月	121218	1年3ヶ月	乙
川崎上新町	倅	政吉	2年5ヶ月	120407	5ヶ月	乙
麻布本村町	倅	新二	11年3ヶ月	90108	6年	甲

* 東京都公文書館 604.D6.05 「46番サントマチルド尼育児無籍之分編籍」『居留地管理録』より作成

* 苗字は非表記にした

* 入校年月の110399は明治11年3月（日不明）を示す。

23名の内、22名が入校時の年齢が1年半以下の乳児であり、概ね1877年以降の入校である。

また、生後1ヶ月で入院したうめ、4ヶ月で入院したそめは私生児であった。うめの場合は「先年差置候下女道中之道連男旅店ニ於テ密会致シ平八方ニ勤メ居候内追々妊身ニ相成無余儀分娩致サセ当院へ預ケ候間中々籍等相届ケ不申、母ハ産後病死仕候、父は素方一向不相分候段申出候也」とあって、下女が私通によって妊娠分娩した後死亡し、父親の身元が不明という事で、童貞修院に預けたのだった。そめの場合も「下女密通ニ付孕み墮胎も致シ兼間敷趣キニ付無抛生ミ落サセ私娘ト申御校へ相願候故無籍之趣男女共行衛不相分候也」とあるように、下女が私通の結果妊娠し、墮胎も出来ないで、分娩した後、雇い主の娘ということにして入院させたのだった。さらに、生後7ヶ月で入院したしづの場合は、父親が終身刑となった後母親も行方知れずとなり、縁故の無い喜三郎が自分の娘として入院させている⁽²⁸⁾。

こうしたことから考えると、童貞修院は1877年以降、東京府下の窮民の児童、それも養育に困難な乳児を引き受ける施設として機能しており、三井組育児方の教育米手当でも対処できないような児童の保護施設の役割を果たしていたと思われる。これらの乳児は童貞修院の施設内で養育されたのかどうかは不明だが、横浜の董女学院の例から考えると、福田会育児院と同様に学齢未満の児童は里親＝乳母に預けられていたのではないかと思われる。ただ、福田会育児院が入院に当たって、親元の籍を離れて分籍・別戸となることを条件にしていたのに対し、童貞修院の場合は児童の籍を確認できない場合に童貞修院に附籍したのであって、親の居所が確認できる場合は、分籍・別戸は求めていると思われる。

養育院へ入院した児童番号57番桑太郎のケースは、次の様なものだった。桑太郎の父が悪腫を発症し大学附属病院に入院したため、養育困難となり、父の退院までを期限として1879年10月22日に教育米支給が認められたのだが、その後11月3日に父が死亡したため、桑太郎とその母が養育院入院を出願し、11月17日に許可されたので、教育米を辞退し、母と共に養育院に入院したというのである。この場合は、母子が切り離されること無く養育院への入院を果たしている。

1876年以降の、東京府下の児童保護の状況の中に育児方事業を位置づけるとき、育児方の理念である、親子同居での教育を軸にすると、次の様に考えることが出来るだろう。

福田会育児院は組織的にも財政的にも最も整備された民間の教育施設であったが、親子関係は分籍・別戸を前提とすることで、実質的にはともかく形式的にはもとの親子関係が切り取られることになる。

それに対して、童貞修院の場合は、学齢未満の乳幼児の教育施設として福田会育児院と共通する性格を持つのだが、児童の親との関係についてみれば、親の行衛が不明な場合を除けば、分籍別戸は求めず、生活面では、親子同居では無いが、形式的には親子関係は維持されている。

養育院の場合は、窮民保護の点から窮乏した世帯の親子を共に入所させることで、生活面でも親子関係の維持はされている。

こうした施設による児童保護に対して、育児方事業は生活面での親子同居を原則として、棄

児や孤児を生み出さないための生活援助を行うというポジションにあるとみることができる。

そうした点では、親子同居のままでの教育事業として意味のあるものであり、広く困窮した世帯での児童保護を実施し、それでも救えない部分を教育施設が支えるという構造につながる可能性はあったが、教育基準が余りにも高すぎるために、事業に現実性をもたらすことが出来なかったといえることができるだろう。

おわりに

最後に、これまで見てきた三井組育児方事業の特徴と意義についてまとめてみたい。

東京会議所で養育院の設立に携わった三野村利左衛門は、養育院の東京府移管を一つの契機に、施設による教育では無く、困窮家庭への教育米給付によって棄児や墮胎の発生を未然に防ぐという形での児童保護事業を構想し、東京府下の民間による児童保護事業としては最初期の事業を立ち上げた。三野村は500名の困窮家庭の児童を10年間にわたって教育し、総費用13万円余を投入し、さらに他の富商を巻き込んで発展させていこうという気宇壮大な計画を立てていた。しかも、単に構想をぶち上げるだけで無く、それを実現するための組織・運営上の事務的処理を円滑に行う体制も事前に整備するという周到なものだった。

特に、篤志家による児童保護施設構想は幕末・維新期にいくつも確認できるが、多くの場合、維持・運用の財政的なネックの為に構想倒れに終わっている。三井組育児方は、その組織性と実効性の面で数少ない現実的な存在となっていることに大きな意味があった。

しかし、現実には育児方事業で教育を受けた児童は75名にとどまり、総費用も4285円余と見積を遙かに下回った。その最大の理由は、困窮世帯の実態とはかけ離れた、教育の対象に求める基準の厳しさにあった。そのため、本来教育を必要とする大多数の困窮世帯の児童が切り捨てられたのである。こうした限界は事業開始早々に意識され、当初は規定の緩和が試みられていたが、三野村利左衛門の病没がそれ以上の改訂を進めることを困難にし、結局は自然消滅のような形で育児方事業は消えていった。

三井組育児方の児童保護は、保護施設を開設して困窮世帯の児童の受け入れを行うものではないし、棄児についての「区内預かり」に取って代わろうとするものでもない。設立の理念にあるように、親の元での育児を重視し、それが困難な家庭に対して援助をすることで、墮胎・嬰兒殺・棄児などといった事態に至らない様に、世帯に対して育休米を支給するという、いつてみれば児童手当の様な事業であった。

そして、三井組育児方の育救米の支給のみによっては育救を果たせない児童の中から福田会育児院や童貞修院、養育院への入院へ転じる者が出現することで、二段階の教育事業が民間主導で構築される可能性もあった。養育院の様な公的な保護施設、福田会育児院や童貞修院の様な宗教的な保護施設と並んで、三井組育児方の様な私的・商人的な保護活動が成立し、相互に関連し合って、児童保護の流れが形成されていく可能性が存在していたことは、この事業の意義として評価することができるのではないだろうか。

【資料①】 明治8年12月7日 東京日日新聞広告

以書面奉願上候

近来金銭之融通梗塞致し候より動産物の活動を失ひ夫がため小前の者とも活計之道困難之余家属大勢の者ハ兒童之養育難行届処より遂に市街に棄置候者日一日より多く現に当組私有貸地之内に於ても先般来数回及見聞次第も御座候此体を以て推察仕候得バ巨万の細民中にハ心得違にて故殺又ハ墮胎致し候者も幾分歎可有之凡人情に於て兒孫を愛護せざるの念あらざる者ハ無之道理なるに往々右様残忍慘毒の所業に立至り候ハ其父母たるもの天理を弁へざるの致す処とハ申ながら其身活計の困難なるのみならず一兩人兒ある者ハ之れを養育する能はざるよりして良心を湮滅して愛兒を故殺し又ハ棄置等の所業を致し上ハ 朝廷人命を重んぜらるゝの盛意に忤り下ハ其身は地に容れざるの罪跡を招く処へも推及し候儀と実にて憐憫の至に不堪奉存候素より富ある者ハ貧きを恤むハ人間の通義なれば当組に於ても充分救恤の力を尽し申度意中にハ御座候得共近来各所取引先破産退転等の者陸續し且ハ金融凝滞のため貸附の取立利子の収入も抄取不申随て右救恤の方法も十分にハ難行届乍去目今細民の危急片時も傍視すべき場合に無之ニ付闇店隷属に至る迄も非常の節儉を行ひ先ツ窮民の兒童養育致し兼候者五百人を限り此方法御許可の日より向き十ケ年間を一期とし十ケ年拾參萬円余の見積りを以指向き救恤の義取行ひ申度右規則ハ別冊の通ニ御座候元来其数を限り候てハ一般に難行届ハ当然の義にて甚不本意に候得共何分此上の資力ハ及がたく就而ハ外に同志の者有之当組育兒方に加入を望む人有之候ハ、其加入の数丈を漸次に増加致し当組引受分ハいつ迄も五百人より減し不申且又此他の方法を設けて教育致し候人之れあらバ猶以重畳ニ奉存候佐候得者終にハ一般に行届候辺へも相運べき哉に奉存候区々之微衷宜しく御諒察御許可奉願候然ル上ハ新聞紙に掲載し又ハ其他の手續を以て世上に公布仕若同志加入を望む者有候へハ当組へ申越次第其日より指加へ尚其趣当組より都度々々御府庁へ御届可申上候就てハ加入望の者有之御府庁へ直願致候ハ、御府庁より当組へ御達し被下度此他の手續ハ別紙規則之通取扱可仕尤御許可に相成候上ハ来ル十一月一日より施行仕候間此段宜しく御府庁より夫々御布達被下度奉願上候以上

三井組総取締

明治八年九月十七日

三野村利左衛門

育兒方法大旨

夫れ人の兒を挙ぐるは天授の幸福にして兒なき者よりして之を見れば実に欣羨景慕すへきことなり故に兒ある者ハ各其業を力為勉行して之を養育し之を生長して之に人間交際之道を教へ之に學術工芸を授くることハ素より父母たる者の職分にしてまた天に対するの務とも云ふべきなり然ルに世未だ天理を曉らさるものハありて兒を挙ぐることを厭ひて墮胎をなし或ハ之を厭ハざるも養育すること能はずして市街に棄て遂に其身刑網に罹るの類往々あり誠に惡むに堪たる所業といへども由て起る所ハ概ね活計之困難なるより爰に及ぶなり活計の困難に至るの根元ハ其身の放侈なるに出或ハ懶惰より起るの類の者ハ固より自ら求めし擧なれば是等の者を救助するハ却て勸懲の公理に忤るか故に復た顧ること能はず惟不幸にして久しく病に罹り或ハ身廢疾となる等よりして其兒を養ふこと能はざるが如き或ハ父母夙く死し兒ハ孤となりて親戚の養

ふべきものなきが如き輩世また少しとせず此の如きハ実に是憐むへく哀しむべきものなれば今是等の事実止むを得ざるものミを救はんため育児の拳を謀れり其方法ハ兒の在る所の家に教育米を付与して其兒の衣食又ハ学芸に就くの資あらしむるのみにして別に院舎を設けて兒を養ふにあらず又棄兒をたすくるにあらず蓋父母をして自から兒を養ふの天理に遵はしめんことを意とすればなり故に放修懶惰の徒に於てハ痛く拒絶して敢て容れざる所なり其方法ハ別冊育児方法規則に詳にすと云爾

右育児方法施行之儀ハ本年九月中東京府庁へ出願に及び置候処本月御府庁より御許可を得たれば来ル明治九年一月より施行致候間規則に基き駿河町三井組育児方へ被申出度且其規則の細密を知らん事を望まるゝ人も右同処へ被申出度此段及廣告候也

東京駿河町四番地

明治八年十一月

三井組育児方

【資料②】 「育児方法」・「育児方入費見積」

(三井文庫追 1024「明治八年自十一月 御府庁諸願届・区長達 書留簿 育児方」)

第一条

左の事柄のものハ縦令如何程貧窮なりとも教育ハ施さざるへし

父母に不孝なるもの

養育料を受取兒を貰ひたるもの

尚売払得たる品物を所有せるもの

親族に教育すへき力あるもの

大酒を好むもの

懶惰にして己か職分をなさざるもの

遊里に放蕩し及び夜遊を好むもの

聊たりとも家禄あるもの

勝負事并手慰を好むもの

淫奔に依て生みたる兒

袖乞物貰ひに類似の所業を為す小兒

父母ともに強壯なるもの

此他右ヶ条に類似なるものハ一切取用ひざるべし

第二条

都て貧窮にして眞実兒を養ふこと能はざるの事実明瞭なるものハ左の規則に従ひ其兒滿拾歳にいたる迄育兒米を給すへし十歳以上に至れハ縦令如何様の事実ありとも教育せざるへし

小兒老人ニ付

当歳より滿十歳迄一日白米三合充

七歳以上満十歳迄ハ一日白米壹合充を増し与ふへし

右ハ其学芸を学はす手当として遣はすへし

第三条

此育児の取扱一切の事柄ハ第老大区五小区駿河町四番地三井組育児方取扱所へ申出へし

第四条

当組え対し教育を頼まんと欲するものハ何々の子細にて小児の養育なし難しといふ事実と其頼人の生命并保証人数名調印し其者商業居住せる地の町村名地所番号小児の名及其年齢とを育児方取扱所へ地主戸長奥印したる書面を以て申出へし、此申出ハ其本人自身に来るとも又代人を差越すとも或ハ郵便に託し書面に於て申越すとも随意たるへしといへとも若地主戸長の奥印之れなき時ハ取扱所に於て之れを承諾せざるへし

第五条

育児取扱所に於ては此申出ある其日より遅くとも五日の間に掛り役人を居宅へ遣し検査をなし右の規則に適合すれハ教育を承諾せし旨を申談すへし、若規則に適合せされハ其段戸長へ相談し教育を断るへし

第六条

検査役人ハ教育を施して至当なりと見込む時ハ本人実印を押し之れに地主并戸長の奥印したる依頼書附を取、然上にて教育を承諾せる旨を申談すへし、此書付ハ左之雛形の通り認むへし

教育御依頼書

当何年何ヶ月ニ相成候男女小児参

一私義是迄何々之営業仕来候処不幸にして何年何月より[何病又ハ痲疾となりたる次第、其他の事故何々]

にて追々貧窮に迫り右小児とも養育致兼候間御教育被下度段奉願上候処、御間済被下難有仕合ニ奉存候一御組に於て教育御間済被下候上は其御規則の廉々堅く相守決して違背仕間敷候事

一若万一私とも教育願中不行跡之義有之節ハ速に御規則通教育御止め相成候とも決して其節異義等ハ不申上候事

右之通事実聊相違無之、依之保証人相立此段奉願上候、為後証御依頼書如件

第何大区何小区何町何番地何商業

年号月日

何之誰 印

第何大区何小区何町何番地

保証人 何之誰 印

三井組育児方取扱所御中

前書之者我等に於て事実検査致候処、相違無之ニ付教育之義御組え御依頼申候、然上は以後万一人御規則ニ相背候歟或ハ詐欺之所業有之候ハ、我等より申上候ニ付、御規則通教育御止め可被成候、依之奥書調印致候也

第何大区何小区何町何番地

地主 何之誰 印

戸長 何之誰 印

第七条

検査役人ハ此書付を落手すれハ之れを引換に教育を承諾せし証として其姓名番号を記したる鑑札と通帳とを与ふへし、此通帳ハ現米を受取る時持参すへきものにて大切に所持すへき駅なれハ成へき丈ケ其住所の扱所又ハ戸長へ預ケ置て自分に所持せざるを可とすへし

第八条

教育米渡し方ハ東京府管内を十一に分ち左之六カ所辺にて日割の通役人を出張為致午前第八時より午後三時迄の間に渡すへし、渡し方は一度に向き半ヶ月分たるへし、尤其節銘々印形を持参すへし

三日 第一大区	駿河町取扱所
[五日第二大区 十八日第七大区]	芝愛宕町辺
[七日第三大区 二十日第八大区]	青山辺
[九日第四大区 二十三日第九大区]	小石川辺
[十二日第五大区 二十五日第十大区]	浅草辺
[十四日第六大区 二十八日第十一大区]	深川辺

右場所ハ予しめ定めたるものなれハ確定の上ハ更に広告すへし

第九条

教育頼み人ハ右日割の当日に至れハ米渡し場へ通帳之印形を持参し入口にて番人より札を請取へし、此札にハ番号を附したるに依て其一二之順次に随て呼込に應じ此札と通帳とを掛り役人に渡すへし、掛り役人ハ通帳と役人手許の帳面とを引合せたる上米高を書入れ割印を押し、之れを倒人に渡せば当人ハまた之れを米渡し人に示し前きの番号札と米とを引換に受取通帳ハ持帰るへし

第十条

米渡し方ハ一度毎に半月分を前渡しすへし、此他如何様の依頼あるとも決して前借を許さず、又受取たる米を一時売払ふ事を許さず、尚可請取教育米を見込に致し他より借財を為すを許さず

第十一条

教育米渡し日若風雨烈しき事ありて渡し場へ出向兼ねることあらハ日送りに致すへし、また米請取人に無抛事故ありて其渡日に受取らざるものあれハ、其当人の都合により何日にも駿河町育児方ニ鑑札通帳并印形を持参すれハ之れを渡すへし、又都合によるも一ヶ月間も受取らざるものあれハ其事実を糺せし上にて渡すへし

第十二条

若し小兒死亡すれハ渡し置たる分ハ其俣見捨に致し外に埋葬料として金五拾銭を与ふへし

第十三条

小兒死亡せは遅くとも三日の内に鑑札并通帳を持参して其旨育児取扱所へ届け出へし、取扱所に於てハ此通帳の尻日へ埋葬料受取の証印をなさしめたる上通帳を取揚げ前に指出したる教育委願書を戻すべし、若病死せるを尚存生なりと偽り向きの教育米を欺き取るもの之れあらハ戸長を以て地主保証人等より代償を償はしむへく、時宜に依てハ其筋へ申立相当の御所分を願ふへし

第十四条

およそ小兒満六歳に至れハ身学問芸術の道に就けしむへきものなれハ之れに相応せる入費を要すへきか故

に即ち七歳以上ハ一日米老合充の増分をなすなら去れハ此教育を受る児輩ハ七歳に及ヘハ必身分に応したる学芸に就かしむへし

第十五条

三井組の掛り役人ハ不時に教育人の居宅を見廻り検査すへし、教育依頼人ハ其検査を請たる毎に掛り役人の持参せる帳面に印形を押すへし

第十六条

掛り役人におひて教育依頼人活計強て困難ならずと見込むか又ハ規則に背き或ハ奢々間敷儀有之を見聞せは地主戸長へ届たる上即時教育を断るへし、尤右等の所業ある時ハ地主保証人より届出へし、若跡にて発覚する時は是迄遺したる教育米の代価を半減地主保証人等より償ふへし

第十七条

教育を頼みたるものハ其年限中ハ社寺の祭礼開帳又ハ其他の講中となりて寄進物等を為し或ハ私ニ遠国物参等を為すを許さず、若し是等の事あるを見聞せは是亦即時教育を断るへし

第十八条

教育依頼人若し年限中に於て活計の道相立教育断る事あらハ届出次第何時にても指止め通帳を受取依頼証書を指戻すへし、其差止めたる時ハ祝酒料として金五拾銭与ふへし、年限満ちて指止めたるものも金五拾銭を与ふへし

第十九条

此教育ハ東京府管内を限りたるものニ付若し他府県下へ移住すれハ教育を施さざるへし、東京府管内にて住所を換ゆる時ハ其趣を育児取扱所へ届け出れハ年限中ハ幾度居住を換ゆるとも滞なく渡米をなすへし、尤米渡し方ハ移住先最寄に於て渡すへし、又育児方へ届け出るにハ本人にても代人にても郵便信書にて申出るとも随意たるへし

第二十条

然れとも移住を為すは地主戸長又別人と成へき筈に付前に指出し置たる依頼証書に保証の奥印をなしたる前地主戸長の名前ハ移住先の地主戸長名前と書改むるを良とす、故に之れを書改む事を求めは何時にても後の証書を受取り前の証書と引換えをなすへし、若し此引換なき内は本人不埒之れある時、前戸長を以て地主并保証人え掛合其償を取立へし

第二十一条

地主戸長ハ此依頼状に調印するにハ必らず本人の所業を検査し實際に於て止むをえさるものにあらされハ奥書調印をなすへからず、若し不行跡のものと知りなから之れに調印して差出し後日発覚する時ハ教育を断るハ勿論、是迄与えしものを戸長を以て其地主并ニ保証人より償はずへし

第二十二条

此教育ハ三井組にて引受るハ五百人を限りとす、故に其数に満る時ハ何程依頼する人ありても之れを断るへし

第二十三条

他より加入を望む人あれハ其加入の数丈ケハ五百人の外に引請到底当組限りの引請ハ五百人より減するこ

となかるへし

第二十四条

世上有志の人此挙に左袒し同盟たらん事を望む人ハ育兒取扱所へ申越され次第時にも当組にて引受取扱をなすへし

第二十五条

此挙ハ着手の当日より向き全十ヶ年即ち三千六百五十日を以て一期の目途とするか故に同盟たらん人ハ右年限中年々連続して日数を出金なすへき旨の証書へ保証人を立て差出すへし

第二十六条

其数は即ち左の如し

一人を養育するの料	十ヶ年ニ付	金貳百円
二人ハ		金四百円
十人ハ		金貳千円

以上倣之

右の入金を年七朱の割合を以利足を加へ此利足を以て不足を補ひ教育すへし

第二十七条

右老人十ヶ年貳百円の見込ミハ此内に役人の給料を始め其他一切の雑費を籠めたる計算ニ付此余に手数料等ハ一切申受さるへし

第二十八条

若し年々出金の手数を厭はるるため一時に若干の本金を指出し其利子を以て教育に充んことを望まるる人あらハ別段に示談を遂げ条約を結び引請取扱十ヶ年満れハ其元金ハ返却すへし

第二十九条

或ハ志ありて如何程の金にても教育の中へ指加んことを望まるる人あれハ何時にても望みに応し金を預り置、集めて貳百円に満ち老人の教育を増すにたるの数额に至れば直ちに増加の取計をなすへし

第三十条

教育加入をなす人あれば其度毎府庁へ上申し、且新聞紙にて世上に公布すへし

第三十一条

前数条の加入金ハ毎年二月八月領土に合計精算して其出納を明らかにし、新聞紙に掲載して遍く世上に公告すへし

第三十二条

前数条の加入望み人之れあらハ其都度東京御府え御届けに及ふへし、又其趣を米渡し方をなす所の門前に渡し方の当日限り掲示すへし

第三十三条

此挙ハ向き十ヶ年を以て一期の目途となすといへども十ヶ年目に至りて尚永続執行せんと思考する時ハ更に東京御府え申立又同盟たる人々へも協議せし上永続の事を世上に公告すへし

第三十三条

此挙ハ当分之内東京御府管内を限り他の府県下へハ及はさるへし、自然当組の資力益加り加入の望人愈々多たれば時宜に依り他府県下へ及ふこともあるへし

第三十五条

右之方法を以て教育致候ニ付若万一心得違等にて当組所有の地所内へ棄児致し候もの可有之候哉も難計、是等ハ其町分の扱ひに任せ当組にて別段取揚げ養育ハ致ささるへし

第三十六条

欺騙を謀るものあらんも又知るへからず、故に密に規則を設け厳に懲メを施ささるを得ず、宜しく実際に経験して方法を完備すへし、其経験に依てハ自然此規則を増減改正すへきに付時々御府へも御届けに及び又世上へも公告すへし

右之通之規則を以取扱可致候也

三井組総取締

明治八年九月

三野村利左衛門

育児方入費見積書

当歳より六歳迄老人ニ付一日白米三合充

七歳より拾歳迄老人ニ付一日白米四合充

右平均老人ニ付一日白米三合四才として

老ヶ年白米老石貳斗四升老合也[但老ヶ年ヲ三百六十五日之見積]

五百人分

合計白米六百貳拾石五斗

此代金七千七百五拾六円貳拾五銭

但[金壹円ニ付八升替之見積り、是八年々豊凶も有之候ニ付凡平均見込]

一金參百八拾七円八拾老銭貳厘五毛

[米渡方ハ多人数え相渡候ニ付升切五分之見積]

一金貳百三拾貳円六拾八銭七厘五毛

[米千五百五拾老俵老分貳厘五毛之持運車力老俵ニ付平均拾五銭之見込]

一金七百貳拾円也

[扱所ニ而相用候筆墨紙并薪炭茶其他悉皆米渡弁当料其外共一式]一金三百六拾円也

[取締役老人給料 但老ヶ月金三拾円宛]

一金千八百円也

[検査役五人給料一ヶ月老人ニ付三拾円但弁当料共]

一金千貳百円也

[米渡方五人給料一ヶ月老人ニ付貳拾円宛但弁当代とも]

一金百八拾円也

[扱所帳合方老人給料一ヶ月金拾五円宛]

一金百四拾四円也

[書記老人給料一ヶ月金拾貳円宛]

一金四百貳拾円也

[小使五人給料一ヶ月老人ニ付七円宛]

老ヶ年入費

総計金老万三千貳百老円貳拾五銭

十ヶ年分入費

* [] は2行割を示す。

【資料③】 育児方規定

(三井文庫 別 2553-5 「育児方規定」)

育児方規定

今度育児ノ方法ヲ設ケタルニ付之カ事ヲ扱フ役員及事務ノ章程ヲ定ムルコト左ノ如シ

第一条

取締役

検査役

帳合方

米渡方

書記

小使

第二条

取締役

第一則 取締役ハ育児施行事務ヲ担任シテ都テ規則ニ従ヒ之ヲ取扱フヘシ決テ例外ノ事ヲ所断スルヲ許サスモシ例外ノ事起ラハ総括ニ上申シ之カ決ヲ取テ後行フヘシ

第二則 育児ヲ頼ミ出タル者アレハ先其依頼状地主戸長ノ奥印アリヤ否ヲ改タル上之ヲ預リ置直ニ検査ヲシテ依頼人ノ身分職業等ノ事実ニテ調査セシメ相違ナケレバ総括ノ検印ヲ得テ後育児承諾ノ旨ヲ申渡依頼証書ト鑑札并通帳トヲ引換渡スヘシ

第三則 依頼人ノ検査ハ其役員ニ委任スト雖モ又役員ノ不注意探索ノ粗漏ナキヤ折々取締自ラ調査ヲナスヘシ

第四則 育児施行ニ加入ヲ望マル人アラハ其姓名住所ヲ聞取書記ニ命シテ之ヲ記サシメ規則通其入金ヲ

受取帳合方ニ命シテ之ヲ入記セシメテ後府庁へ届方及新文紙ニテ世上ニ公告スル等ノ手續ヲナスヘシ
第五則 育児米渡日若風雨烈敷コトアリテ渡場へ出向兼ルコトアラハ日送り致スヘシ

但平常育児依頼人へ申渡シ置ヘシ

第六則 育児加入ノ人ハ勿論依頼人ト雖モ傲慢ナル所作ヲ以交接ヲナスヘカラス

第七則 小児ヲ除ク外仮令如何様ナル事故アリテ教育ヲ頼むトモ決テ規則ノ外ハ承諾スヘカラス

第三条

検査役

第一則 検査役ハ依頼人ノ身分職業其他ノ事ヲ探索シ取締ニ告ルヲ任トス故ニ取締ヨリ検査ヲ命セラル
レハ先其近傍ニ於テ平常ノ所業ヲ探聞シ然ル上ニテ本人ノ宅ニ趣キ其情実如何ヲ検シ朗ニ取締ニ告ク
ヘシ

第二則 又既ニ育児ヲナシタル者ト雖モ日々ノカ所業ヲ探訪シ聊タリトモ奢ケ間敷儀其他ノ不行跡等ヲ
見聞セハ速ニ其地主戸長へ届テ取締ニ告ケ之カ所断ヲ乞フヘシ

第三則 依頼人ノ自宅ヲ検スルニハ時日定メス突然ニ至リ不意ニ探索調査ヲナスヘシ

第四則 依頼人ノ居宅ヲ検査セシ時ハ検査済ノ証トシ育児依頼人ノ実印ヲ兼テ所持セル帳面ニ押捺セシ
メ又此本人ノ所業宜シカラサル時は之ヲ其戸長地主へ届ケ其趣取締ニ告ケ処断ヲ乞フヘシ

第五則 又育児依頼人ノ宅見安カラシメタメ^(三)ノ印ヲ其門ニ張置ヘシ検査役ハ此印ヲ目当ニ突然検
査ヲナスヘシ

第六則 検査廻ノ節は勿論平常ト雖モ権柄傲慢ナル処置応接ヲナスヘカラス必ス新節ナルヲ要スヘシ

第四条

帳合方

第一則 帳合方ハ金銭ノ出入及現米渡シノ出入等ヲ詳細帳記シ取締ノ検査ヲ受置ヘシ

第二則 又育児方加入人ノ名前住所及依頼人ノ名前住所等巨細ニ取調記シ置ヘシ

第三則 又簿記ノ方法ハ初ニ定メタル法ヲ換ユヘカラス若不便ナルコトアレハ私ニ之ヲ改正スヘカラス
必ス取締ニ申シ承諾ヲ得テ之ヲナスヘシ

第五条

米渡方

第一則 米渡方ハ其渡場ニ於テ依頼人ヲ順番ニ呼込番札并鑑札通帳ヲ改メ帳簿ト引合セ相違ナケレハ割
印シ又受取済ノ証トシテ帳簿へ本人ノ実印ヲ取置ヘシ鑑札并通帳ナキ者ハ仮令見知タル者ト雖モ渡ス
ヘカラス

第二則 現米渡シハ小児老人ニ付半月分四升五合ヲ渡スコトトス又七歳以上ノ者ハ一日老合増ヲ与フル
故半月分則六升ヲ渡スヘシ

第三則 米渡シヲナスニ升切レ等ノ出サルヤウ随分多量ニ計リテ渡シ方ヲナスヘシ

第四則 通帳ヲ持参スト雖モ番札ヲ持タサル者ハ米ヲ渡スヘカラス又番札通帳アリトモ鑑札ナケレハ米
ヲ渡スヘカラス

第五則 又米渡シノ前日ニハ何大区ハ教育人何名ニシテ此石数何石等ヲ明細取調帳記シテ取締ノ検印ヲ

經テ渡シ方ノ手續ヲナスヘシ

第六則 育児規則第十一条ニ掲クル如ク風雨等ニテ日送り又ハ受取人ノ都合ニ寄りテ其渡日ニ不受取モノアレハ帳簿ヘ記シ置追テ受取方頼出次第右十一ヶ条ニ照準シテ渡スヘシ

第六條

書記

第一則 書記役ハ都テ地主戸長ヘ掛合文通及ヒ教育依頼証書等ノ雛形本書等ヲ記スルヲ任トス

第二則 教育ニ加入セル人ノ姓名宿所等ヲ米渡シ場ノ門前ヘ揭示シ或ハ新文紙ニテ公告シ府庁ヘ届方等ノ事ヲ取締ヨリ命スレハ之カ草稿ヲナシテ取締ノ検印ヲ得テ本書ヲ記載シ又取締ニ渡スヘシ

第三則 都テ文通并証書届書等ヲ記スルニハ先草稿ヲ以テ検印ヲ取テ後本書ヲ認ムルノ手續ヲナスヘシ

第六條

小使

第一則 小使ハ都テ掃除其他ノ使用ヲ使シ丁寧ニシテ手早く取扱フヘシ又米渡シ場引ケ後ハ跡取片付等入念ニスヘシ

第二則 教育依頼人ト雖モ取次其他ノ応接ヲナスニ傲慢ナル語ヲ用ヒ輕蔑スヘカラス

第七條

取締其他ノ役員等ハ巡回検査又ハ米渡シ日ト雖モ各手弁当位ニテ為相済決シテ料理茶屋等ニテ酒食ヲなすヘからず検査役ハ殊ニ之ヲコトヲ謹ミ不行跡ナルコトナカヤウ厚ク注意可致事

戸長地主奥印ノ育児方願書持参ノ者ヘ次第一応糾問シ検査ノ上沙汰可致旨申聞書面預置精々検調仕弥以無相違上ハ規則ヲ熟論シ月中月末迄ノ米高ヲ計算シ別紙雛形之通り帳簿ヘ記載シ当所ニ於テ相渡シ可申候、若十三ヶ条ニ適當ノ者ハ其所戸長ヘ引合候上書面差戻シ可申候尤願人ヘハ何々ノ規則ニ反スル様相見ヘ候ニ付差向難聞届趣ヲ可申聞事

一、毎月一六ハ休日ノ事

右之通章程ヲ定メ候条確守スヘキ者也

【資料④】 「育児方法規則増加上申書」

(東京都公文書館 607.C3.01 「三井組三野村利左衛門より育児方法規則追加伺」『管内諸願伺留一』)

参事 (印一楠本)

庶務課

三井組三野村利左衛門ヨリ別紙届出之趣不都合も相見ヘ不申候ニ付左之通内務省ヘ御届相成可然旨相伺候也

(一月二十九日八百八十七号)

内務省ヘ御届按

育児規則追加之義ニ付御届

(九年一月第十二号)

三井組惣代三野村利左衛門ヨリ去八年九月中育児方法規則書相添出願致候ニ付、同月十二日附ヲ以御省ニ相伺、同十一月十七日御指令之趣達置候処、今般右規則へ別紙之通り追加致度旨届出致段不都合之廉等も無之ニ付届出之趣聞置候間、此段為念御届申候也

長官

内務卿大久保利通殿

育児方法規則増加上申書 第一大区五小区駿河町 三井組 三野村利左衛門代理 齋藤保造

以書付上申仕候

一、育児方法御願済施行罷在候処、非常災害ノ為メ児童養育難致府下貧窮者へ今般期限ヲ立育児米施与候ニ付テハ別紙ノ通り育児規則増加仕候間為御届上申仕候也

第一大区五小区駿河町

三井組

三野村利左衛門代理

明治九年一月十二日

齋藤保造 (印)

東京府権知事

楠本正隆殿

育児方法第一条十三廉に凡て貧窮なる者といえとも右十三廉の所業に類似せるものハ教育せさる旨を掲載せし処、中には旨意を誤解する者も有らんかと爰に其旨意を弁明し且非常の教育を施さんとす、譬へハ前日迄ハ強壯にして己れハ職分をなし活計の道を立之者不幸にして俄に病に罹り或は水火盜難等にて突然其家産を失ひ、又ハ夫婦の中死して児童の養育を為し能はさるに至る者間々有之、是等の輩ハ裏に惘然見るに忍ひさる者なれハ仮令前日に品行の正しからさるより自から困窮を求むるに至りし輩といへとも前日の非を以来改め教育を依頼すれハ其事柄により期限をさため非常の教育を施し与ふへし、尤依頼の手續其他ハ先に広告せし育児規則に倣ふへし、今般教育せる廉々ハ左の箇条の如し

第一条

貧窮者にして児有之者其近隣より出火して家産焼亡し一時營業の道を失ひ、其児を養育し能はさるに至る者ハ活計の道相立迄を期限とし教育米を与ふへし

第二条

鰥寡の者児童を親族に託し營業せしに其親族病に臥したるか為營業抄とらす活計の道立かたきよりして児童の養育をなしかたき輩ハ全快するを限とし教育米を与ふへし

第三条

夫婦の中何れか死して俄に鰥寡となり児を託すへき親族なく、其児の養育に掛れハ營業に妨碍を生し活計困難に至る等の輩へハ夫妻を迎るか又ハ生活養育の道相立迄を限とし教育米を与ふへし

第四条

所有する田畑聊にて他の所有地を小作して漸々生活せる者凶作水損等にて一時窮迫しそれが為児を養ふ能はさるものハ予しめ一ケ年以内を限とし教育米を与ふへし

第五条

此他非常の災害にて其軀の働をなしかたきほどの怪我等をなすよりして児を養ふ能はさる輩へハ其軀の働をなし得る迄を限とし教育米を与ふへし

右箇条の如き非常の災厄に罹りたる窮乏者を救はんか為育児規則を増加したれば右に照応せるものハ速に可被申出也

【資料⑤】 「育児方法之儀ニ付伺」

(三井文庫 別 2553-7「育児方法之義ニ付伺」)

育児方法之儀ニ付伺

一、東京府庶務課ヨリ育児方法并依頼人之景況等御尋ニテ、先般府庁ニ於テ認可之取扱規則ニ照準致候ハ、区長奥印可致ニ而、既ニ右奥印と并地主ニ於テ責任ニ可至明文之奥書調印ヲ難致旨ヲ申立候地主も有之趣、元來救助筋之義ニ付敢テ他江嚴責ハ無之と推考迄にて規則ニ拠れば其責ハ免かれず、況んや区長ハ地主と並立して調印すへからさる今日之職務たる趣を以伺出候区江返答ニ差支る故ニ問談可致旨二等属伊藤殿御談ニ付右取扱規則ハ欄ニ区長ニ就テ内談を遂ケ更正可致見込之処未タ区域改正旧各小区ヨリ事務引継等整調ニ不至ヲ以差控罷在候儀にて旧戸長は給料各地面より支出し今般之戸長は官給にて府下ハ区長ニ於而事務直管ニ付貧民江救与は相對ニ可止義ニ可有之候得共取締上にも關係致候間地主奥印并区役所之扱振等差向別紙之通御答書可差出哉相伺候、尤規則ハ悉皆更正不致候而ハ不都合不少且救恤之主意を厚く致し聊束縛圧則ニ聞へさる様致候上ハ月数ヲ不過五百人之満員ハ勿論今般別紙之返答書差出候ハ、府庁ニ於テ各区役所へ御通知可致ものと看認候、然る上は今日之区吏ハ初めて承知して管内之貧民江通告可致歟又聞知る無心之貧民これか為に陸続可申出者可有之、仮令は半高二百五十人ヲ教育して老ヶ年代金二千八百式拾円[老円ニ付老斗替]外ニ掛り員三人薄給とし其他計り減其外諸雜費とも概算六百八拾円合して金參千五百円は不好出費を生るものニ有之、検査を厳密ニ致候ハ、極度貳百五十人にて止むる見込ヲ以貧度ヲ薄からさる様注意可仕候得共、此教育費を年々施し是か為積善之余慶ハ追テ有之ものと可被成とも通常外之利益金ヨリ御支弁可被成歟、御使途ヲ御設置不被下候而ハ勞して功なき職務にして案心不仕候、尤全国各宗ノ本字ニ於テ育児方法目論見ニハ小児を引取り生育可致見込ニ付追テ此方法之実行ニ至リ候ハ、教育米を乞者無之僧侶共立之育児所江願換するハ必然と存候得とも夫迄之処如何可仕哉御熟考之上別紙答書差出し可否御視考之為活判規則書相添候条至急必御指揮相仰候也

明治十二年三月十三日

育児方（印一齊藤保蔵）

大元締大元方御中

（印一三野村）（印一今井）（印一齋藤純蔵）（印一永田）（印一三井高喜）（印一朗）

【資料⑥】「育児方法之儀御下問ニ付御答書」

（三井文庫 別 2553-8 「育児方法之儀御下問ニ付御答書」）

育児方法之儀御下問ニ付御答書

一、去ル明治八年九月御願済ヲ以育児方法施行罷在候処、取扱規則中現今之御市政ニ対シ不都合之廉も有之候間、規則中取捨更正可仕心得ニ御座候得共、未タ整理ニ不至候間差向別冊第六條教育依頼書ニ戸長之奥印其他條款中戸長ニ渉ル明文は取消候、然れとも貧民と相對ニテ区役所ヲ經由不致候テハ取締も不相立候義ニ見込候間、教育依頼人ヨリ地主ヲ經テ区役所へ事故具申致候節区役所ニ於テハ養育入院願或は施療券請飢人等有之節之調査ニ準シ候程之調手續は請求仕度候条、本人ヨリ依頼書ヲ当掛りへ不差出前ニ該区役所ヨリ通知有之候様仕度然ル已上掛り員を以現景貧度等検査ヲ遂ケ教育之当否ヲ区役所江報知之上ハ依頼書雛形之通地主奥印之書ヲ本人ヨリ当取扱所へ持参、其他之手続ハ従前之通当分据置申度尤追テ改正之節ハ更ニ可奉願候、此段御答仕候、以上

三井組育児掛り

齊藤保造

注

- (1) 三井文庫編『三井事業史 本編』第3巻上（1980、三井文庫）
- (2) 永峰光寿『三野村利左衛門の生涯』（2020、高文研）
- (3) 国立公文書館所蔵 雑 00282100 「故三野村利左衛門追賞之義上申」
- (4) 平井雄一郎「「区内預り」から「養育院」へ」（1996、『社会経済史学』61巻6号）
- (5) 三野村暢禧「紀伊國屋時代の利左衛門」（1982、『拓殖大学論集』137号）
- (6) 東京都養育院編『養育院八十年史』（1953、東京都養育院）
- (7) 三井文庫 別 2553-6 「育児方関係書類」
- (8) 齋藤保造以外の役人は久保田佐一郎が1876年から1883年、藤田又蔵が1876年、松田長右衛門が1877年～1881年、河内三平が1882年～1884年となっており、おおむね2名の役人が配置されている
- (9) 三井文庫 別 2555-6 「来輸入 育児方」
- (10) 東京都公文書館 607.B5.11 「育児救助米規則に関し各大区区长より伺に對し戸長取扱より回答」『御布告留』
- (11) 三井文庫 追 1024 『明治八年自十一月 御府庁諸願届・区长達 書留簿 育児方』
- (12) 同上

- (13) 同上
- (14) 三井文庫 別 2553-6「育児方関係書類」
- (15) 三井文庫 別 2555-6「来輸入 育児方」
- (16) 同上
- (17) 三井文庫 追 1024『明治八年自十一月 御府庁諸願届・区長達 書留簿 育児方』
- (18) 三井文庫 別 2549「明治十四年自四月至明治十八年一月 育児米渡高合計帳 育児方」
- (19) 児童番号 21 の場合、「但父弥左衛門肺病全快迄ヲ期限トシ非常教育米ヲ与ス尤表店住居ニ付外依頼人ニ比較致候ハ、教育セザル者ニ候得共実情ニ於テハ不忍視者ニ付」（三井文庫 別 2537「明治九年自一月 育児人名簿 第一大区」）と記されていて例外扱いであるから、表通りの借店が原則対象にならないことがわかる
- (20) 三井文庫別 2553-6「育児方法書類 齋藤」
- (21) 宇都栄子「福田会育児院創設とその後の運営を支えた組織」、『社会福祉』第 55 号、2014 年
- (22) 資料③三井文庫所蔵 別 2553-7「育児方法之儀ニ付伺」
- (23) 野口武悟・宇都栄子・菅田理一・土井直子「福田会育児院設立初期の規定・組織等の検討」、『専修大学社会科学年報』第 45 号、2011 年
- (24) 東京都公文書館 610.A2.11
- (25) 田代菊雄『日本カトリック社会事業史研究』
- (26) 東京都公文書館 604.D6.05「46 番地サントマチルド尼育児博覧会無料縦覧」『居留地管理録』
- (27) 東京都公文書館 604.D6.05「46 番サントマチルド尼育児無籍之分編籍」『居留地管理録』
- (28) 同上資料

参考文献

- 東京市養育院編『養育院六十年史』（1933、東京市養育院）
- 東京都養育院編『養育院八十年史』（1953、東京都養育院）
- 三井銀行八十年史編纂委員会『三井銀行八十年史』（1957、株式会社三井銀行）
- 確井隆次「大阪における明治初年の捨子養育所計画」（1958-59、大阪府立大学『社会問題研究』8 卷 4 号、9 卷 2 号）
- 宇都栄子「児童養育保護政策における棄児取扱について」（1971、「日本女子大学紀要 文学部」21 号）
- 三井文庫編『三井事業史 本編』第 3 卷上（1980、三井文庫）
- 池田敬正『日本における社会福祉のあゆみ』（1994、法律文化社）
- 平井雄一郎「「区内預り」から「養育院」へ」（1996、『社会経済史学』61 卷 6 号）
- 南 和男「幕末江戸町人の福祉施設設立願」（1999、『参考書誌研究』第 51 号）
- 松本園子「明治期の東京養育院入所児童」（2001、『淑徳短期大学研究紀要』第 40 号）
- 粕谷 誠『豪商の明治』（2002、名古屋大学出版会）

- 吉田久一『新・日本社会事業の歴史』(2004、勁草書房)
- 細井 勇「近世の公的救済と近代的慈善事業の特質について」(2006/12、同志社大学『キリスト教社会問題研究』)
- 沢山美果子『江戸の捨子たち』(2008、吉川弘文館)
- 森田貴子『三野村利左衛門と益田孝』(2011、山川出版社)
- 吉田幸恵「社会的養護の前史」(2012、名古屋市立大学大学院『人間文化研究』第17号)
- 宇都栄子「福田会育児院創設とその後の運営を支えた組織」(2014、社会福祉 第55号)
- 菊池章太「カトリック修道女会による明治期の孤児救済活動」(2015、ライフデザイン学研究 11)
- 永峰光寿『三野村利左衛門の生涯』(2020、高文研)

【調 査】

高校生は親がたずねれば話すのか？ —— 精神的自立と親への親密性に着目して ——

高橋 彩

I 問題と目的

親の養育行動であるモニタリングは、主に子どもの行動や居場所、一緒にいる友達に関してどれくらい親が把握しているかという知識量で測定されてきた。子どもに関する親の知識は、主に子どもの自発的な開示によって得られていることが指摘されて以来 (Kerr & Stattin 2000; Kerr, Stattin, & Trost 1999; Stattin & Kerr, 2000)、青年が親へ情報を開示する要因について検討する多くの研究がなされてきた。特に、社会的領域理論(social domain theory)の観点から青年の情報開示を検討した研究では、青年が親へ開示する程度や方法は、情報の内容(領域)によって異なることが明らかになっている(例えば Smetana, Metzger, Gettman, & Campione-Barr, 2006; Smetana, Villalobos, Tasopoulos-Chan, Gettman, & Campione-Barr, 2009)。

社会的領域理論では、社会的理解や判断、意思決定に用いられる質的に異なる思考を、「道徳(moral)」、「慣習(conventional)」、「個人(personal)」、「自己管理(prudential)」、「多面(multifaceted)」といった領域に区別する(首藤, 1992; Smetana, 2006; Turiel, 2006)。道徳領域の思考とは、他者の福祉、権利に関連した思考で、もしそれらが守られていないならば規則の有無とは無関係に悪いと判断される。青年の日常生活の例として、「許可なく親のお金をとる」、「きょうだいをたたく」などがあげられる(Smetana, 2000; Hasebe, Nucci, & Nucci, 2004)。慣習領域の思考では、社会システムの中で個人間の相互作用を調整するような共有された規範やエチケット、マナーに関係する問題であると判断される。例えば、「家事や手伝いをする」、「親や先生に対する口答え」や「言葉遣い」などがある(Smetana, 2000; Smetana, Campione-Barr, & Daddis, 2004; 田・平石・渡邊, 2017)。個人領域の思考とは、個人の統制下にあり、個人に決定権があり、その影響も自分自身のみにも及ぶとする判断である。プライバシーにかかわる問題や個人の好みや選択の問題であると判断される。「自分の服や髪型」、「自由時間の過ごし方」、「お小遣いの使い方」などが代表的な項目である(Darling, Cumsille, & Martinez, 2008; Smetana et al., 2004)。自己管理領域は、他者ではなく、自己の安全や健康にとって悪い影響をもつ行為や自分が傷つくおそれがある行為が含まれる。青年の生活においては喫煙、飲酒、ドラッグ、性交が代表的な項目であるが、「学校の課題や宿題を行わないこと」、「試験や成績」も自分自身に悪い影響が及ぶため、自己管理領域の項目とされている(Sorkhabi & Middaugh, 2019; Smetana et al., 2006; Darling et al., 2008)。多面領域は、個人領域と自

己管理領域など複数の領域にまたがって判断される思考のことであり、「友人関係」や「異性関係」から、「夜遅くの外出」、「インターネットやオンラインチャット」、「R指定映画」まで内容は多岐にわたる (Darling et al., 2008 ; Smetana et al., 2009)。多面領域の事柄は、大人になれば個人領域と判断されるが、青年期のうちは自己管理領域とみなされる事柄が多い。そのため、研究によって「宿題をするかどうか」が多面領域とみなされたり (Yau, Tasopoulos-Chan, & Smetana, 2009)、「誰を恋人にするのか」が個人領域とされたりする場合がある (Hasebe, Nucci, & Nucci, 2004)。

情報内容と親への開示との関連を検討した研究で、アメリカの中学生と高校生は、自己管理領域よりも個人領域の行動を親へ多く開示することや、個人領域は親に「すべて話す」という方略が多く、「嘘をつく」ことは少ないことが明らかになっている (Smetana et al., 2009)。また自分の友人関係については、「親との話し合いを避けること」が多く (Smetana et al., 2009)、個人領域に比べて秘密にすることが多かった (Smetana et al., 2006)。日本人高校生を対象とした研究においても、自己管理領域よりも個人領域の方が開示することや、全体として嘘をつくことは少なく、「親が尋ねればほとんど話す」や「話し合うのを避ける」ことが多いなど、同様の結果が示されている (Nucci, Smetana, Araki, Nakaue, & Comer, 2014)。

青年が親へ情報を開示する程度や方略は、情報の内容によって異なるだけではなく、日ごろの親子関係によっても異なる。例えば、中国系、メキシコ系、ヨーロッパ系アメリカ人高校生を対象にした研究では、親との親密性の高さは、個人、自己管理、多面のすべての領域において「重要な詳細を全て話す」ことの多さと、「その事柄について話す事を避ける」ことの少なさと関連していた (Tasopoulos-Chan, Smetana, & Yau, 2009)。また、全体的に「親が尋ねた時だけ話す」方略が好まれており (Tasopoulos-Chan et al., 2009 ; Nucci et al., 2014)、この方略は青年自身が最も許容されるとみなすことも明らかになっている (Rote & Smetana, 2014)。「全て話す」(開示) や「嘘をつく」(秘密) だけでなく、「その事柄について話す事を避ける」、「親が知りたがる重要な部分を省いて話す」、「親が尋ねたときだけ話す」など青年が用いる様々な情報管理方略は、親が青年期の子どもの行動などを把握しようとするモニタリングに対し、青年が自分のプライバシーを守る試みであるとみなされている (Tasopoulos-Chan et al., 2009)。

親が子どもに直接質問したり、たずねたりすること (親の情報の求め: solicitation) と、青年の情報開示との関連については、情報の求めが開示を促すという結果と、秘密にしたり嘘をつくことにつながるという結果の両方がある。スイスの9年生を対象とした研究では、1ヶ月の間に、親が自由時間に青年と会話した頻度、「学校であったこと」や「自由時間に出かけた時に誰と会ってどんなことがあったのか」をたずねるなどの親の情報の求めは、青年の高いレベルの情報開示と関連していた (Baudat, Van Petegem, Antonietti, J.-P., & Zimmermann, 2020)。同様に、中国の高校生を対象にした研究では、親が自由時間に話しかける程度や、「夜に誰とどこへ出かけるか」、「一人の時に何をしているか」、「放課後に何をしているか」、「友達に誰でどんな子か」、「週末に出かけて何をしているか」をたずねる程度は、青年の自発的な開

示を予測したが、青年が秘密にすることとは関連がなかった(Hawk, 2017)。一方で、Villalobos Solis, Smetana, Comer (2015)は、アメリカの高校生を対象に、母親が子どもの行動を知ろうとしたり、尋ねたりする程度と、青年が開示、または秘密にする程度との関連を調べた。その結果、悪い行動(危険なことや、親が承認しないようなことをしたこと)、多面的項目(夜遅くに外出、遅く帰宅、恋人と過ごすこと)、個人的項目(自由時間の過ごし方、友人と何を話すか、誰かに夢中になっていること、誰と過ごすか)の3つのタイプの事柄すべてで、親がたずねる程度と、青年の開示する程度との間に有意な中程度の正の相関があった($r=.40 \sim .47, p<.01$)。しかし、同時に、母親の情報の求めが多いことは、秘密にしたり、隠したりすることにもつながっていた(Villalobos et al.,2015)。オランダの高校生を対象とした研究では、親の情報の求めは、プライバシー侵害の高さと、親に秘密にすることの多さを予測した(Hawk,Bocht, Branje,2016)。

親の情報の求めが、開示にも秘密にも関連することは、親の情報の求めを青年がどのようにとらえているかの違いであると考えられる。青年期を通して、青年は自分の行動を自分自身で決めても良いとする範囲を拡大していく。特に個人領域の事柄に対しては、親が規則を決めても良いとする「親の権威の正当性」を認めなくなる(Smetana et al.,2006;Darling et al.,2008)。親が青年の行動を知ろうとして色々とたずねることに対し、青年がプライバシーの侵害と感じたり、個人の問題で親に言う必要はないと感じるのであれば、開示よりも隠すことにつながるだろう。Hawk(2017)は、親のモニタリングと青年の情報開示や秘密との関連に、「プライバシーの侵害」が媒介することを明らかにしている。親の情報の求めは、中国の青年の自発的開示に直接影響する一方で、プライバシー侵害にも正の影響があり、青年がプライバシーの侵害を高く感じるほど、自発的開示が少ないことを予測していた。さらに、親の情報の求めは、秘密の多さには直接影響しないが、プライバシーの侵害を媒介して、秘密の多さを予測していた(Hawk, 2017)。アメリカ人青年を対象とした研究においても、親の情報の求めを含む親のモニタリングが多くなるほど、プライバシーの侵害を含む青年の否定的な反応が強くなっていたが、そうした関連が見られたのは、親の権威の正当性を認めておらず、親があたたくないと感じている青年においてであった(LaFleur, Zhao, Zeringue, & Laird, 2016)。Sorkhabi & Middaugh(2019)は、青年の友人についてたずねたり、宿題をチェックするなどの親のモニタリングが、青年の自尊感情の高さと内在化問題(不安、抑うつ)の低さに関連することを明らかにし、親のモニタリングは青年に親が自分のことを気にかけ、自分の人生に関心をもっていることを伝えている可能性を指摘している。

このことから、青年が親の情報の求めをプライバシーの侵害と感じれば秘密につながるが、自分自身への興味や関心のあらわれと解釈するならば、親との親密な関係の維持のため開示することにつながる(Hawk,2017)と考えられ、同じモニタリング行動でも青年の情報管理方略に与える影響は異なると言える。

親の情報の求めと情報開示との正の相関を示したスイスの青年の研究(Baudat et al.,2020)

では、親が自律性を支援する養育をしていると認識している青年は、秘密や嘘をつくことが少ないことも示されている。自律性を支援する養育とは、子どもが積極的に行動し、自分自身で行動しているという意識をもつ機会を与えるような養育である (Mageau, Ranger, Joussemet, Koestner, Moreau, & Forest, 2015)。親が青年にある程度の制限の中で選択肢を提供した上で、自ら行動する機会を与えたり、規則や要求がある場合はその理由を説明したり、意見の不一致があっても、親が青年の気持ちを認め、意見に耳をかたむけるといった特徴で測定される。おそらく自律性を支援してくれる親に対しては、青年は聞かれて無理やり答えたのではなく、自分自身の意思で自発的に親に情報を提供していると考えたり、自分が伝えたくて伝えていると感じることができるのだろう。

II 本研究の目的

以上のように、親の情報の求めと青年の開示との関連は、親・青年関係の文脈によって異なることが示唆されていることから、親の情報の求めと青年の情報開示との関連は、情報の内容（領域）だけでなく、青年が親から精神的に自立している程度によっても異なると考えられる。水本・山根（2011）は、親からの適応的な精神的自立を「親との信頼関係を基盤として親から心理的に分離して親とは異なる自己を築くことである」と定義し、「母親との信頼関係」と「母親からの心理的分離」からなる「母子関係における精神的自立尺度」を作成した。その後、この尺度が母・娘関係だけでなく、子どもの性別と母親と父親のすべての組み合わせにおいて使用できることを確認している（水本, 2018）。さらに、この2軸から「親との信頼関係」と「親からの心理的分離」がともに高い「自立型」、「親との信頼関係」と「親からの心理的分離」がともに低い「依存葛藤型」、「親との信頼関係」が高く「親からの心理的分離」が低い「密着型」、「親との信頼関係」が低く、「親からの心理的分離」が高い「関係疎型」に分類した「親子関係の4類型モデル」を提唱している（水本, 2018；水本・山根, 2011）。

よって、本研究では、高校生を対象に青年の親への情報開示に及ぼす影響要因として、親の情報の求めの他に、そうした親の行動に対する不快感、親への親密性を取り上げ、その関連の仕方が青年の精神的自立の4類型によって異なるかどうかを検討する。さらに、これらの変数のうち青年の親への開示を最も予測するのはどの変数であるのか、それは青年の精神的自立の類型によって異なるのかを検討することを目的とした。

高校生を対象とした理由は、親の監督下を離れる機会が増加し、親が青年の様々な行動を把握するためには、情報の求めが必要となる時期であること、個人の自由を主張する範囲が拡大しつつある時期であること、先行研究との比較を可能にすること以外に、心理的分離（落合・佐藤, 1996）の観点からは、高校生の段階は、親が子を抱え込み、危険から守る関係から、子が親から信頼・承認されている関係や親が子を頼りにする関係へと親子関係が変化していく転換期にあたりと考えられるためである。

青年の親への開示に正の影響を与える要因として、親への親密性を取り上げた。水本（2016）

は、「(母)親への親密性」を、「(母)親への接近欲求に基づく親愛的情緒」と定義し、親に愛情を与える方向の親密性で、親を思いやり気遣おうとする「(母)親への心づかい」、親への依存的な親密性であり、親が無条件に自分の情緒的欲求を受け入れてくれるという安心感を示す「(母)親への絶対的安心感」、親への依存的な親密性で親の価値観にとらわれている「(母)親の価値観へのとらわれ」の3つの側面からとらえている。3つの親密性のうち、「親への心づかい」と「親への絶対的安心感」は自尊感情と正の相関があるのに対し、「親の価値観へのとらわれ」は、自律性と負の相関があることから(水本, 2018)、この3つの親密性それぞれと親への開示との関連は、青年の精神的自立の類型によって異なると考えられる。

親への開示に負の影響を与える要因としては、親の情報の求めに対して「嫌だ」と感じる不快感を取り上げた。親の情報の求めに対する不快感は、自己管理、多面、進路のすべての領域において「聞かれたらごまかしたり、嘘をつく」、「聞かれても言わないか、話をそらす」、「聞かれたら少しだけ言う」方略と正の、「自分から話す、または親の前で隠さない」方略と負の相関があった(高橋, 2021)。また、進路については親の情報の求めと「自分から話す、または親の前で隠さない」方略との間に正の相関、不快感との間に有意な負の相関があったが、そうした関連は自己管理領域と多面領域ではみられなかった(高橋, 2021)。よって、「親の情報の求め」それ自体が青年の開示に及ぼす影響と、親の情報の求めに対する「不快感」が青年の開示に及ぼす影響とを分けて領域ごとに検討する必要がある。

親への開示に負の影響を与えるもう一つの要因として「個人の自由」判断をとりあげた。青年が自分の様々な行動を「個人の自由」であると考えかどうかは、プライバシーに関する判断とも言い換えられる。先行研究(Hawk, 2017; Hawk et al., 2016)の「プライバシーの侵害」には、ネガティブな意味が含まれるため、青年が自分の行動をプライバシーの問題とみなすかどうかという「個人の自由」判断自体が、親への開示に負の影響を与えるのかどうかを確認する。

母子関係の4類型の分析(水本, 2019)から、女子の精神的自立のプロセスは、母親との信頼関係が高いままに、母親から心理的に分離していく「密着型から自立型」という変化と、母親との信頼関係が低いままに母親から心理的に分離し、その後母親との信頼関係を高めていく「依存葛藤型→母子関係疎型→自立型」という変化があることが示唆されている。このプロセスをふまえ、精神的自立の4類型による青年の開示と親の情報の求め、親の情報の求めに対する不快感、親への親密さの違いと、その関連の様相の違いについて以下のような仮説をたてて検討する。青年の自分自身に関する情報は、「個人の自由」判断得点の因子分析により分類した高橋(2021)の「自己管理」、「多面」、「進路」、「恋愛」の4つの領域を用いることとした。高橋(2021)において「恋愛」領域は α 係数がやや低かったことから合成変数による分析は行わなかったものの、「個人の自由」判断得点は最も高く、ついで「進路」、「多面」、と続き、「自己管理」が最も「個人の自由」得点が低かった。

仮説

高橋（2021）では、密着型は、すべての領域で「自分から話す」方略得点が、「親との信頼関係」が低い類型である関係疎型と依存葛藤型よりも高かった。一方、関係疎型や依存葛藤型は、「うそ」、「話しをそらす」、「少し言う」といった非開示方略の得点が、「親との信頼関係」が高い類型である密着型や自立型よりも全体的に高かった（高橋，2021）。このことから、親への開示得点は「親との信頼関係」が高い類型である密着型と自立型の方が、関係疎型や依存葛藤型よりも高いと予想した。

「親の情報の求め」は、実際に親がたずねる程度を測定するため、自立の類型とは関連がないと思われるが、親の情報の求めに対して嫌だと感じる程度を示す「不快感」は、「親との信頼関係」が低い類型である関係疎型と依存葛藤型の方が、密着型や自立型よりも高いと予想した。また自己管理領域と多面領域ではなく、進路についてのみ、「親の情報の求め」は「自分から話す」方略と正の、「不快感」と負の相関があったこと（高橋，2021）や、青年が親の権威の正当性（親がルールをつくること）を拒否する個人領域の方が他の領域よりも親に開示すること（Smetana et al.,2009）から、青年が個人の自由であると感じている事柄について親がたずねることは、プライバシーの侵害というよりは、親が自分に関心を持っていることや、親しさの表れと青年に解釈され、そのことが親への情報開示につながっている可能性がある。よって、「親の情報の求め」と開示との正の関連は、進路や恋愛など青年が個人の自由と判断する領域に見られるが、自己管理や多面領域では見られないと予想した。また、親の情報の求めと開示との正の関連が見られるのは、「親との信頼関係」が高い類型である密着型と自立型だけであり、依存葛藤型や関係疎型ではそうした関連がみられないと予想した。

親への親密性のうち、「親への心づかい」は、親を思いやり気遣おうとする特徴であるため、青年が親の気持ちを理解して、心配させないために親へ情報を開示するというように、「親への開示」とは正の関連があると予想した。しかし、「親との信頼関係」と「親からの心理的分離」がともに低く、最も自立していない型である依存葛藤型は、「親への心づかい」が密着型と自立型よりも低かった（水本，2018）ことから、依存葛藤型は「親への心づかい」と親への開示との正の相関がないと予想した。親が無条件に自分の情緒的欲求を受け入れてくれるという安心感を示す「親への絶対的安心感」は、「親には本音が言える」という項目に代表されるように、「親への開示」と正の関連があると予想できる。「親への絶対的安心感」は、依存葛藤型や関係疎型よりも、密着型と自立型が高いことが示されているが（水本，2018）、密着型は自立型とは異なり「親からの心理的分離」が低いため、親と独立した考えを持つことが出来ていない。そのため、情報の内容領域に関わらず、「親への絶対的安心感」と「親への開示」と間に正の関連があると予想した。

「心理的分離」の高い「自立型」と「関係疎型」が自分の行動は自分で決めるといった自律性が高いことが示されている（水本・山根，2011）。「親との信頼関係」は開示と正の、うそや非開示と負の関連があるとされることから（Smetana et al., 2006）、「心理的分離」が高く「親

との信頼関係」が低い関係疎型は、すべての領域について「個人の自由」と判断する程度が他の類型よりも高いと予想した。

Ⅲ 方法

調査時期と分析対象者 質問紙調査を依頼し了承の得られた三重県内の公立高等学校にて、学級担任によって授業時間内に調査用紙を配布、回収された。2020年10月に2年生、11月に3年生、2021年の3月に1年生に対し、それぞれ別の学校で実施した。調査は無記名で、回答は任意であること、回答を拒否しても不利益は生じないことを説明し、一人ずつ封筒入れて回収した。回答に不備のない473名（男子203名、女子259名、無回答11名、平均年齢16.83歳、SD .90歳）を分析対象とした。高校2年生と3年生のデータは高橋（2021）と同じである。

調査内容 最初に、父親と母親のどちらか1人を選び回答すること、質問紙の全ての項目に対し、“親”の表現があった場合は、自分の選んだ親に読みかえて回答することを説明した。

(1) 情報管理方略：“自分のお金をどう使うか”など、先行研究（高橋，2013 など）で使用された道徳、慣習、個人、多面、自己管理の各領域の項目を参考に作成した20項目からなる。“あなたは普段次のようなことについて、親にはどのように話していますか”という教示のもと、“5. 自分から話す／親の前でかくさない”、“4. 聞かれたら、ありのまま言う”、“3. 聞かれたら、少しだけ言う”、“2. 聞かれても言わないか、話をそらす”、“1. 聞かれたら、ごまかしたり嘘をつく”の5件法で回答を求めた。ただし、どうしても選べない場合は“6. 分からない”に回答するように求めた。

(2) 「個人の自由」判断：“次のような行動は高校生である今のあなたにとって、どの程度「個人の問題」であると思いますか”と教示し、「個人の自由とは、あなた自身でそうするかどうかを決めても良い、あなた自身の判断で行うことだと思っている、という意味です」との説明を教示文に加えた。“個人の自由だと思う（5点）”、“どちらかという個人の問題だと思う（4点）”、“どちらともいえない（3点）”、“どちらかという個人の問題ではないと思う（2点）”、“個人の自由ではないと思う（1点）”の5件法で評定を求めた。情報管理方略と同じ20項目を、表現を一部修正して使用した。

(3) 親の情報の求めに対する「不快感」：情報管理方略と同じ20項目の出来事について親が確認したり、話したりする行動に対して、“あなたの親が次のようなことをした場合、あなた自身はどの程度「嫌だ」と感じますか”と教示し、“嫌だ（5点）”、“どちらかという嫌だ（4点）”、“どちらともいえない（3点）”、“あまり嫌ではない（2点）”、“嫌ではない（1点）”の5件法で評定を求めた。

(4) 親の情報の求め：不快感でたずねた親の行動について、親が実際におこなうかどうかについて、“あてはまる（5点）”、“ややあてはまる（4点）”、“どちらともいえない（3点）”、“あまりあてはまらない（2点）”、“あてはまらない（1点）”の5件法で評定を求めた。

(5) 精神的自立：水本・山根（2011）の「母子関係における精神的自立尺度」を利用した。尺度は「母親との信頼関係」（「母親は私の考え方を尊重してくれていると感じる」など6項目）と「母親からの心理的分離」（「私には、母親とは異なる独立した考えがあると思う」など5項目）から構成されており、「母親」という表記を「親」に変えて使用した。“よくあてはまる（5点）”から“全くあてはまらない（1点）”までの5件法で評定を求めた。

(6) 親への親密性：水本（2016）の「母親への親密性尺度」を利用した。尺度は「親への心づかい」（「親をいたわっている」など9項目）と「親の価値観へのとらわれ」（「私の意見に親が賛成してくれないと不安になる」など5項目）と「親への絶対的安心感」（「親には本音が言える」など3項目）から構成されており、「母親」という表記を「親」に変えて使用した。“よくあてはまる（5点）”から“全くあてはまらない（1点）”までの5件法で評定を求めた。

統計処理は、SPSS Statistics 26 for Windows を用いた。

IV 結果

1. 開示する情報の分類

20項目の日常の事柄について、「個人の自由」判断得点を用いて、因子分析（最尤法、プロマックス回転）を行い、高橋（2021）同様に4因子を抽出した（Table 1）。第1因子は、「宿題や課題を提出しないこと」など5項目からなり「自己管理領域」と名づけた。第2因子は、「夜遅くまで外出すること」など6項目からなり「多面領域」と命名した。第3因子と第4因子は先行研究（高橋，2021）と全く同じ項目がまとまったため、第3因子を「進路」、第4因子を「恋愛」と命名した。同じ項目を使用した先行研究（高橋，2021）との違いは、「健康に良くないようなインスタント食品や菓子ばかりを食べていること」が、自己管理領域ではなく多面領域に含まれたこと、多面領域の項目であった「休みの日にどこに行くのか、何をするのか」と「誰と一緒に泊まりに行ったり、旅行に行ったりするか」が除外項目となったこと、除外項目であった「自分のお金を何に使ったか」が多面領域に含まれたことだった。内的整合性を示すCronbachの α 係数は、第1因子 $\alpha=.83$ 、第2因子 $\alpha=.77$ 、第3因子 $\alpha=.82$ 、第4因子 $\alpha=.65$ であった。因子ごとに下位項目得点の平均値を算出し、「個人の自由」得点とした。

2. 各変数の基本統計量

「親の情報の求め」や「不快感」についても、「個人の自由」得点の因子分析によって分類した4つの領域に対応した項目の平均値、 α 係数を算出した。親への親密性尺度（水本，2018）と母子関係における精神的自立尺度（水本・山根，2011）の下位尺度得点も算出した（Table2）。

次に、水本（2018）にならない精神的自立尺度の「親との信頼関係」と「親からの心理的分離」のそれぞれの中央値を基準にして、4つの類型に分類した。どちらの下位尺度も性差および学年差がないことを確認し、全員の中央値を算出したところ、「親との信頼関係」は4.0点、「親からの心理的分離」は3.4点だった。親との信頼関係と親からの心理的分離のどちらも低い「依

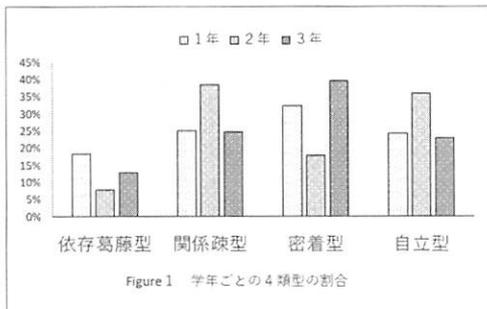
存葛藤型」、どちらも高い「自立型」、親との信頼関係は低い、親からの心理的分離が高い「関係疎型」、親との信頼関係は高い、親からの心理的分離が低い「密着型」に分類した。学年における各類型の割合を、Figure 1 に示した。カイ二乗検定の結果、密着型は2年生において少なく、3年生において多かった ($\chi^2(6) = 13.67, p < .05$) が、他の類型の割合に偏りはなかった。

Table1 「個人の自由」項目による因子分析結果 (最尤法プロマックス回転) $n=470$

項目	F1	F2	F3	F4	M	SD
No. 第1因子 自己管理領域 ($\alpha=.83$)						
14 宿題や課題を提出しないこと	.90	-.11	-.06	.07	3.31	1.49
6 学校の授業をさぼること	.75	-.02	.09	-.04	3.34	1.39
16 学校で先生に注意されるようなことをすること	.69	.12	-.06	-.07	3.00	1.47
3 勉強をしなかった結果、試験で悪い点を取ること	.54	-.06	.07	.13	4.22	1.03
9 20歳になる前にお酒を飲むこと	.46	.34	-.01	-.14	2.40	1.53
第2因子 多面領域 ($\alpha=.77$)						
11 夜遅くまで外出すること	.03	.79	-.01	-.10	3.73	1.21
12 ネット上で知り合った人と連絡を取り合うこと	-.08	.74	.00	.08	3.98	1.14
13 スマホやパソコンを長時間すること	.09	.56	-.05	.17	4.42	.83
20 ツイッターやインスタなどのSNSに、どんな情報をのせるか	.11	.46	-.01	-.02	3.70	1.38
1 自分のお金を何につかったか	-.13	.45	.19	.01	4.56	.76
19 健康に良くないようなインスタント食品やお菓子ばかりを食べていること	.24	.41	.05	.02	4.23	1.02
第3因子 進路 ($\alpha=.82$)						
2 将来どんな職業につくか	.02	.03	.87	-.03	4.78	.55
5 卒業後にどんな進路を選ぶか	.02	.03	.77	.05	4.77	.55
第4因子 恋愛 ($\alpha=.65$)						
8 今、恋人をつくること	.01	-.03	-.01	.68	4.86	.45
4 恋愛対象としてどんな人を好きになるか	.03	-.07	.12	.61	4.93	.31
18 誰とデートに行くか	-.01	.20	-.09	.56	4.83	.49
因子間相関						
	F1	F2	F3			
		F2	.63			
		F3	.18	.37		
		F4	.23	.33	.51	
除外項目						
7 親があまり好まないような子と友だちであること					4.62	.67
10 休みの日に、どこに行くのか、何をするのか					4.81	.50
15 ダイエットのために食事を抜いたこと					4.28	.97
17 誰と一緒に泊まりに行ったり、旅行に行ったりするか					4.59	.81

Table2 下位尺度の平均値

領域		平均	SD	度数	α
個人の自由	自己管理	3.25	1.07	471	.83
	多面	4.10	.74	473	.77
	進路	4.77	.51	473	.82
	恋愛	4.87	.32	473	.65
親の情報の求め	自己管理	2.05	.92	472	.75
	多面	2.33	.79	472	.70
	進路	3.83	1.14	473	.87
	恋愛	2.48	1.23	472	.79
不快感	自己管理	2.36	.93	471	.76
	多面	2.69	1.04	472	.83
	進路	1.87	1.09	472	.83
	恋愛	3.00	1.40	472	.90
親への親密性	親への心づかい	3.82	.75	473	.91
	親の価値観へのとらわれ	2.83	1.00	473	.84
	親への絶対的安心感	3.78	1.08	473	.86
精神的自立	親との信頼関係	3.96	.83	473	.86
	親からの心理的分離	3.29	.81	473	.75



3. 青年の精神的自立の4類型による親への親密性、個人の自由判断、親の情報の求め、および不快感の違い

青年の精神的自立のタイプによって、「親への親密性」、「個人の自由」判断、「親の情報の求め」、親の情報の求めに対する「不快感」の平均値に差があるかどうか検討するため分散分析を行い、類型の主効果が有意であった場合、多重比較 (Bonferroni) を行った (Table 3)。

(1) 親への親密性

類型の主効果は、「親への親密性」の3つの下位尺度のすべてで有意であった。「親への心づかい」($F(3,472)=29.35, p<.01$)と「親への絶対的安心感」($F(3,472)=80.27, p<.01$)の得点は、関係疎型が最も低く、関係疎型よりも依存葛藤型が高く、密着型と自立型がさらに高かった。「親の価値観へのとらわれ」($F(3,472)=10.14, p<.01$)は、関係疎型と自立型よりも、依存葛藤型と密着型が高かった (Table 3)。

Table3 精神的自立の類型の各変数得点の比較

	依存葛藤型 n=70		関係疎型 n=123		密着型 n=164		自立型 n=116		F値	多重比較
	M	(SD)	M	(SD)	M	(SD)	M	(SD)		
	親への心づかい	3.69	(.66)	3.37	(.84)	4.10	(.62)	3.98		
親密性	3.39	(.93)	2.86	(1.06)	4.32	(.72)	4.24	(.84)	10.14 **	疎, 自<依, 密
親への絶対的安心感	3.19	(.89)	2.58	(1.03)	3.02	(.97)	2.60	(.96)	80.27 **	疎<依<密, 自
自己管理	3.27	(1.07)	3.39	(1.11)	3.13	(1.02)	3.27	(1.08)	1.51	n.s.
個人の多面	4.03	(.80)	4.28	(.62)	3.98	(.78)	4.12	(.72)	4.27 **	密<疎
自由	4.62	(.74)	4.83	(.39)	4.72	(.53)	4.89	(.34)	5.51 **	依<疎
恋愛	4.81	(.47)	4.92	(.20)	4.83	(.37)	4.92	(.23)	3.76	n.s.
自己管理領域	2.24	(.84)	2.04	(.90)	2.02	(.95)	1.97	(.93)	1.33	n.s.
親の情報多面領域	2.37	(.85)	2.40	(.84)	2.29	(.80)	2.29	(.67)	.62	n.s.
の求め	3.91	(1.02)	3.50	(1.24)	3.97	(1.05)	3.92	(1.15)	4.82 **	疎<密, 自
恋愛	2.59	(1.26)	2.33	(1.26)	2.53	(1.17)	2.50	(1.25)	.93	n.s.
自己管理領域	2.76	(.83)	2.72	(.98)	2.05	(.83)	2.17	(.85)	20.40 **	密, 自<依, 疎
不快感多面領域	3.01	(.95)	3.14	(1.03)	2.32	(.94)	2.53	(.99)	20.26 **	密, 自<依, 疎
進路	2.14	(1.07)	2.47	(1.34)	1.56	(.81)	1.52	(.83)	25.34 **	密, 自<依, 疎
恋愛	3.36	(1.29)	3.62	(1.37)	2.51	(1.25)	2.83	(1.38)	18.77 **	密, 自<依, 疎

** $p < .01$ * $p < .05$

(2) 「個人の自由」判断

「個人の自由」得点は、多面領域 ($F(3,472)=4.27, p<.01$) と進路領域 ($F(3,472)=5.51, p<.01$) で類型の主効果が有意であった。多面領域の「個人の自由」得点は、密着型よりも関係疎型で高かった。進路の「個人の自由」得点は依存葛藤型よりも関係疎型が高く、依存葛藤型と密着型よりも自立型で高かった (Table3)。

(3) 親の情報の求め

「親の情報の求め」は、進路においてのみ類型の主効果が有意であり ($F(3,472)=4.82, p<.01$)、関係疎型よりも密着型と自立型の方が高かった (Table3)。

(4) 親の情報の求めに対する不快感

「不快感」は自己管理 ($F(3,470)=20.40, p<.01$)、多面 ($F(3,471)=20.26, p<.01$)、進路 ($F(3,471)=25.34, p<.01$)、恋愛 ($F(3,471)=18.77, p<.01$) のすべての領域で類型の主効果が有意だった。すべての領域で「不快感」の得点は、「密着型」と「自立型」よりも「依存葛藤型」と「関係疎型」の方が高かった (Table3)。

4. 青年の精神的自立の4類型による親への開示得点の差

5つの情報管理方略を「自分から話す／親の前でかくさない」、「聞かれたらありのまま言う」、「聞かれたら少しだけ言う」、「聞かれても言わないか、話をそらす」、「聞かれたら、ごまかしたり嘘をつく」の順に5点から1点とし、点数が高いほど開示する程度が高いとみなした。領域ごとに平均を算出したものを「親への開示」得点とし、精神的自立の4類型で差があるかどうか分散分析を行ったところ、すべての領域で類型の主効果が有意であった。多重比較をおこなった結果を Table4 に示す。

自己管理領域 ($F(3,386)=13.54, p<.01$)、多面領域 ($F(3,368)=19.80, p<.01$)、進路 ($F(3,445)=18.08, p<.01$) の「親への開示」得点は、依存葛藤型と関係疎型よりも、密着型と自立型の方が高かった。恋愛 ($F(3,385)=10.49, p<.01$) の「親への開示」得点は、関係疎型よりも自立型が高く、関係疎型と依存葛藤型よりも密着型の方が高かった。

Table4 開示得点における 精神的自立の類型の比較

	依存葛藤型		関係疎型		密着型		自立型		F値	多重比較
	M	(SD)	M	(SD)	M	(SD)	M	(SD)		
自己管理	3.37	(.87)	3.41	(.96)	4.11	(.65)	4.04	(1.53)	13.54 **	依, 疎<密, 自
多面	3.63	(.69)	3.53	(.74)	4.15	(.59)	3.97	(.62)	19.80 **	依, 疎<密, 自
進路	4.02	(.72)	3.90	(.92)	4.47	(.65)	4.42	(.57)	18.08 **	依, 疎<密, 自
恋愛	3.02	(1.25)	2.98	(1.12)	3.69	(.98)	3.47	(1.10)	10.49 **	疎<自 疎, 依<密

** $p < .01$ * $p < .05$

5. 精神的自立の4類型ごとにみた各領域における親への開示得点と各変数との相関

各領域の「親への開示」得点と、「親への親密性」の3つの下位尺度(「親への心づかい」、「親の価値観へのとらわれ」、「親への絶対的安心感」)、「個人の自由」判断、「親の情報の求め」、および「不快感」との関連を見るため、類型ごとに相関係数を示した(Table5)。すべての類型に共通だったのは、すべての領域において「不快感」と「親への開示」との間に有意な負の相関があったことである。相関係数の値も、 $r=-.30^{**}$ から $r=-.73^{**}$ と比較的高い値であった。親がたずねることを嫌だと感じると開示する程度が低いと言える。

関係疎型と密着型は、「親への開示」得点と各変数との相関の仕方が似ており、「親への絶対的安心感」はすべての領域の「親への開示」得点と有意な正の相関があった。また関係疎型と密着型は、自己管理、進路、恋愛領域の「親への開示」得点と「親への心づかい」との間に正の相関があった。すべての類型で、自己管理領域と多面領域において「親の情報の求め」と「親への開示」得点との関連はなかった。進路に関する「親の情報の求め」と「親への開示」得点との間に、依存葛藤型 ($r=.30^*$) と密着型 ($r=.20^*$) と自立型 ($r=.27^{**}$) は有意な正の相関があった。恋愛に関する「親の情報の求め」と「親への開示」得点との間に、関係疎型 ($r=.25^*$) と密着型 ($r=.32^{**}$) と自立型 ($r=.24^*$) は有意な正の相関があった。

6. 精神的自立の4類型ごとにみた各領域における親の情報の求めとその不快感との関連

親が青年に実際に尋ねている程度と、親のそうした行動を青年が嫌だと感じることに関連があるかどうかを検討するため、各領域の「親の情報の求め」とその行動に対する「不快感」との相関係数を類型ごとに算出した。その結果、自己管理領域では「親の情報の求め」と「不快感」との関連はみられなかった。多面と恋愛領域では、密着型(多面 $r=-.17^*$ 、恋愛 $r=-.24^{**}$) と自立型(多面 $r=-.19^*$ 、恋愛 $r=-.25^{**}$) は、「親の情報の求め」と「不快感」との間に有意な負の相関があった。進路領域では依存葛藤型 ($r=-.31^{**}$)、関係疎型 ($r=-.23^{**}$)、密着型 ($r=-.17^*$)、自立型 ($r=-.29^{**}$) のすべての類型で有意な負の相関があった。

Table5 精神的自立類型ごとにみた各領域における開示得点と変数との相関

自己管理領域	開示得点	依存葛藤型	関係疎型	密着型	自立型
親への心づかい		.12	.30 **	.26 **	.25 *
親の価値観へのとらわれ		-.01	.15	-.13	-.04
親への絶対的安心感		.14	.28 **	.33 **	.14
個人の自由		.10	.04	.06	-.02
不快感		-.48 **	-.37 **	-.30 **	-.31 **
親の情報の求め		-.20	-.12	-.08	-.01
多面領域	開示得点	依存葛藤型	関係疎型	密着型	自立型
親への心づかい		.32 *	.32 **	.13	.13
親の価値観へのとらわれ		.23	.09	.05	-.21 *
親への絶対的安心感		.15	.39 **	.34 **	.21 *
個人の自由		-.10	-.02	-.07	-.07
不快感		-.51 **	-.57 **	-.57 **	-.60 **
親の情報の求め		-.10	.01	.17	.11
進路	開示得点	依存葛藤型	関係疎型	密着型	自立型
親への心づかい		.20	.20 *	.21 **	.25 **
親の価値観へのとらわれ		.25 *	.02	-.07	.07
親への絶対的安心感		.09	.41 **	.39 **	.17
個人の自由		-.12	.04	.05	.21 *
不快感		-.60 **	-.65 **	-.62 **	-.45 **
親の情報の求め		.30 *	.18	.20 *	.27 **
恋愛	開示得点	依存葛藤型	関係疎型	密着型	自立型
親への心づかい		.08	.26 **	.20 *	.10
親の価値観へのとらわれ		.10	.04	.01	-.19
親への絶対的安心感		.41 **	.39 **	.42 **	.06
個人の自由		.03	-.06	.21 *	-.21 *
不快感		-.68 **	-.73 **	-.60 **	-.72 **
親の情報の求め		-.12	.25 *	.32 **	.24 *

** $p < .01$ * $p < .05$

7. 精神的自立の4類型ごとにみた親への開示得点に及ぼす影響要因

親への開示に影響を及ぼす要因を検討するため、親への親密性の3つの下位尺度（「親への心づかい」、「親の価値観へのとらわれ」、「親への絶対的安心感」）と、「個人の自由判断」、「親の情報の求め」、および「不快感」を説明変数、各領域の開示得点を目的変数として重回帰分析（ステップワイズ法）をおこなった。Table6に、精神的自立の類型ごとに重回帰分析の結果を示した。自己管理領域はすべての型で、重決定係数（ R^2 ）が.13~.20と他の領域よりも低かった。すべての領域において、親への親密性のうち「親の価値観へのとらわれ」は、「親への開示」を予測しなかった。以下に類型ごとの結果を示した。

(1) 依存葛藤型

依存葛藤型はすべての領域において、親への開示を有意に予測したのは不快感（ $\beta = -.44^{**}$ ~ $-.68^{**}$ ）だけであった。不快感が低いほど開示する程度が高いと言える。

(2) 関係疎型

関係疎型は、自己管理領域と多面領域における「親への開示」は「不快感」（自己管理 $\beta = -.33^{**}$ 、多面 $\beta = -.54^{**}$ ）と「親への心づかい」（自己管理 $\beta = .25^{**}$ 、多面 $\beta = .23^{**}$ ）から予測され、「不快感」が低いほど、また「親への心づかい」が高いほど開示する程度が高いと言える。進路は「不快感」（ $\beta = -.57^{**}$ ）と「親への絶対的安心感」（ $\beta = .19^*$ ）が、恋愛は「不快感」（ $\beta = -.71^{**}$ ）と「親の情報の求め」（ $\beta = .14^*$ ）が、「親への開示」を予測したが、数値はいずれも「不快感」の影響が大きいと言える。

(3) 密着型

密着型は、自己管理領域、多面領域、進路領域、恋愛領域の「親への開示」は、「不快感」（自己管理 $\beta = -.27^{**}$ 、多面 $\beta = -.51^{**}$ 、進路 $\beta = -.56^{**}$ 、恋愛 $\beta = -.46^{**}$ ）と「親への絶対的安心感」（自己管理 $\beta = .25^{**}$ 、多面 $\beta = .19^*$ 、進路 $\beta = .21^{**}$ 、恋愛 $\beta = .20^{**}$ ）から予測され、「不快感」が低いほど、また「親への絶対的安心感」が高いほど開示する程度が高いと言える。恋愛の開示は、「不快感」と「親への絶対的安心感」以外にも、「個人の自由」（ $\beta = .15^*$ ）、「親の情報の求め」（ $\beta = .18^*$ ）から予測され、恋愛領域を個人の自由と思うほど、親がたずねるほど、親へ開示すると言える。

(4) 自立型

自立型は、多面領域（ $\beta = -.60^{**}$ ）と恋愛（ $\beta = -.72^{**}$ ）の「親への開示」は、「不快感」からのみ説明され、不快感が低いほど開示する程度が高いと言える。進路領域の「親への開示」は、不快感（ $\beta = -.45^{**}$ ）と個人の自由（ $\beta = .19^*$ ）から予測され、不快感が低いほど、進路について個人の自由であると判断するほど進路について開示する程度が高いと言える。自己管理領域の「親への開示」は、不快感（ $\beta = -.28^{**}$ ）と「親への心づかい」（自己管理 $\beta = .20^*$ ）から予測され、「不快感」が低いほど、また「親への心づかい」が高いほど開示すると言える。

Table6 自立類型ごとにみた開示得点に対する重回帰分析(ステップワイズ法)

自己管理領域 開示得点	依存葛藤型	関係疎型	密着型	自立型
	β	β	β	β
不快感	-.44**	-.33**	-.27**	-.28**
親への心づかい		.25**		.20*
親への絶対的安心感			.25**	
決定係数R ²	.20**	.20**	.16**	.14*
多面領域 開示得点	依存葛藤型	関係疎型	密着型	自立型
	β	β	β	β
不快感	-.51**	-.54**	-.51**	-.60**
親への心づかい		.23**		
親への絶対的安心感			.19*	
決定係数R ²	.26**	.38**	.35*	.36**
進路 開示得点	依存葛藤型	関係疎型	密着型	自立型
	β	β	β	β
不快感	-.60**	-.57**	-.56**	-.45**
親への絶対的安心感		.19*	.21**	
個人の自由				.19*
決定係数R ²	.36**	.45*	.43**	.24*
恋愛 開示得点	依存葛藤型	関係疎型	密着型	自立型
	β	β	β	β
不快感	-.68**	-.71**	-.46**	-.72**
親への絶対的安心感			.20**	
個人の自由			.15*	
親の情報の求め		.14*	.18*	
決定係数R ²	.46**	.55*	.45*	.51**

** $p < .01$ * $p < .05$

V 考察

本研究は、高校生を対象に、青年の親への情報開示に及ぼす影響要因として、親の情報の求め、親の情報の求めに対する不快感、親への親密性(水本, 2016)、個人の自由の判断を取り上げ、その関連の仕方が青年の精神的自立の4類型(水本, 2018)によって異なるかどうかを検討した。高橋(2021)のデータに高校1年生を加え、青年に関する様々な行動について「個人の自由」得点を用いて因子分析を行った結果、自己管理、多面、進路、恋愛の4つの領域に分けることができたため(Table 1)、領域ごとに青年の親への開示を予測する要因を検討した。

まず、水本（2018）は大学生を対象とし、「親との信頼関係」と「親からの心理的分離」のそれぞれの中央値の上下の組み合わせから、精神的自立を4つに分類した。本研究は高校生を対象としたため、「親との信頼関係」の中央値は、水本（2018）の3.8に比べ本調査では4.0と高く、「親からの心理的分離」の中央値は水本（2018）の3.8に対して本調査では3.4と低かった。今回の調査対象の高校生は「親との信頼関係が高いままに、親から心理的に分離していく密着型から自立型という変化」（水本，2019）の過程にある者が多いことが推測される。それにもかかわらず、4類型による「親への親密性」の違いは、ほぼ同じ結果となっていた。水本（2018）と同様に、「親への心づかい」や「親への絶対的安心感」は、「親との信頼関係」が高いタイプである自立型や密着型の点が高く、関係疎型の点が低かった（Table3）。また「親の価値観へのとらわれ」は、「親からの心理的分離」が低いタイプである依存葛藤型や密着型の方が、関係疎型や自立型よりも高かった（Table3）。よって、高校生の精神的自立を4類型に分けることや、親への親密性の3つの側面を用いて分析することに問題はないと思われる。

1 「親への開示」、「親の情報の求め」、親の情報の求めに対する「不快感」の類型による違い

青年の「親への開示」そのものは、「親との信頼関係」が高いタイプである自立型と密着型の方が、「親との信頼関係」が低いタイプである依存葛藤型や関係疎型よりも高いという仮説は、自己管理、多面、進路の領域で支持された（Table4）。恋愛も密着型が、依存葛藤型と関係疎型より開示得点が高く、自立型は関係疎型よりも開示得点が高かったことから、ほぼ支持されたと言える。「親への開示」とは逆に、親の情報の求めに対する「不快感」については、「親との信頼関係」が低いタイプの方が、「親との信頼関係」が高いタイプよりも「不快感」が高いと予想したが、こちらはすべての領域で支持された（Table3）。「親の情報の求め」は、類型による差はないと予想したが、自己管理、多面、恋愛領域においては支持された。進路における「親の情報の求め」だけは、関係疎型が、密着型と自立型よりも点が低かった。進路は高校生の親子にとって関心が高い話題にもかかわらず、関係疎型の青年は親がたずねることが少ないと評価しているということは、親が進路についてたずねないことが、親が自分を尊重していないと青年に感じさせ、親と自分を独立した存在と認識させることにつながっている可能性がある。

2 「親の情報の求め」と青年の「親への開示」との関連

「親の情報の求め」と「親への開示」得点との有意な相関が、自己管理領域と多面領域では、どの類型においてもみられなかった（Table5）。「親の情報の求め」と「親への開示」との間に正の関連があるのは、青年が「個人の自由である」と考える進路と恋愛領域であり、自己管理領域や多面領域ではそうした関連がみられないとの仮説は支持された。ただし、親の情報の求めと開示との正の関連がみられるのは、「親との信頼関係」が高いタイプのみであるとする

仮説は一部支持されなかった。予想どおり密着型と自立型は、進路と恋愛の両方で親の情報の求めと親への開示との間に有意な正の相関があった。しかし、進路では依存葛藤型、恋愛では関係疎型の青年も、親の情報の求めと親への開示との間に有意な正の相関があった (Table5)。進路と恋愛について「親との信頼関係」が高くない類型でも、「親の情報の求め」と「親への開示」との間に正の関連があったことは、親子間の日常の会話のやりとりの多さを反映している可能性がある。進路領域の「親の情報の求め」は、すべての類型で、親の情報の求めに対する「不快感」との間に有意な負の相関があり ($r=-.17^* \sim -.31^{**}$)、「親との信頼関係」が高い密着型と自立型は、進路に加えて多面と恋愛の領域においても「親の情報の求め」と「不快感」との間に有意な負の相関があった ($r=-.17^* \sim -.25^{**}$)。つまり、親が自分の行動や考えについてたずねてこないことの方が青年は嫌だと感じていることを示している。「親との信頼関係」が高い類型の方が、親がたずねてこないことを嫌だと感じていることから、親が自分の考えや行動を知ろうとすることを、自分に対する尊重や関心の高さにとらえていることが示唆される。また、本結果は、青年が親の情報の求めを「気遣いや関心の表れと感じると、より積極的に情報を共有し、そうすることで親との密接な関係を維持しようとする (Baudat et al.,2020)」という指摘を支持するものと言える。

一方、進路や恋愛の話題とは異なり、課題を提出しないことや健康に良くない食品を食べるといった項目が含まれる自己管理領域や、夜遅くの外出やネットの使用方法などが含まれる多面領域の話題は、親から叱られたり、行動を制限されたりするおそれのある話題であるため、親がたずねても青年は開示するとは限らない。また自己管理領域は母親が知りたがる情報であるが (Smetana & Rote,2015)、親も自分の子どもがそのような行動をする心配がない場合は、わざわざたずねたりしないため、親の情報の求めと親への開示との関連がなかったと考えられる。親の情報の求めと青年の開示との関連を検討した先行研究 (Baudat et al.,2020 ; Hawk,2017 ; LaFleur et al.,2016)は、いずれも親のたずねる内容の違いは区別していなかったが、本結果から、「親の情報の求め」が「青年の開示」に関連するのは、親から注意される可能性のあるような自己管理領域の話題ではなく、進路や恋愛のように青年が「個人の自由である」と判断していて (高橋, 2021)、親がたずねることが自分への関心と感じられる話題の時や、親との信頼関係がある場合であることが示唆された。

3 親への親密性と親への開示との関連

「親への心づかい」は、親を思いやり気遣おうとする特徴であるため、青年が親の気持ちを理解して、心配させないために親へ情報を開示することもあると考え、「親への開示」と正の関連があると予想した。また、最も自立していない型である依存葛藤型は、「親への心づかい」と「親への開示」との正の相関がないと予想した。「親への心づかい」と「親への開示」との間に見られた有意な相関は、すべて正の相関であり、依存葛藤型は多面領域以外では「親への心づかい」と「親への開示」との間に有意な相関がなかった (Table5) ことから、仮説はおおむね

支持された。予想はしていなかったが、依存葛藤型と対照的に、関係疎型は「親への心づかい」と「親への開示」との有意な正の相関がすべての領域でみられた。関係疎型が依存葛藤型と違う点は、「親とは異なる考えがある」、「親とは互いに独立した関係である」という「親からの心理的分離」が高いことである。関係疎型は、「親への心づかい」が他の類型よりも低かったが、親と自分の考えの違いを意識したうえで、親の気持ちを理解し、親の立場を考えて接することが出来る青年は、親に開示することが示唆される。

親が無条件に自分の情緒的欲求を受け入れてくれるという安心感を示す「親への絶対的安心感」は、「親には本音が言える」という項目に代表されるように、「親への開示」と正の関連があると予想した。「親への絶対的安心感」と「親への開示」との間にあった有意な相関はすべて正の相関であり ($r=.21^* \sim .42^{**}$)、仮説は支持された (Table5)。また、密着型は「親からの心理的分離」が低く、親と独立した考えを持つことが出来ていないため、情報の内容領域に関わらず、「親への絶対的安心感」と親への開示と間に正の関連があると予想した。密着型はすべての領域で「親への絶対的安心感」と「親への開示」との間に有意な正の相関があった点は仮説と一致したが、関係疎型も密着型と同様に、すべての領域で有意な正の相関があった (Table5)。密着型だけでなく、「親との信頼関係」の低い関係疎型も、「親への心づかい」と「親への絶対的安心感」という2つの親密性で親への開示と正の関連があったことは、精神的自立の下位概念である「親との信頼関係」と「親への親密性」が異なる概念であること (水本, 2016) を支持している。「親との信頼関係」は、「(母) 親について信頼に値し自分を信頼する存在であると評価していること」 (水本, 2016) を示している。関係疎型の結果から、親を信頼していない青年であっても、親に「情緒的な距離の近さ」 (水本, 2016) を感じている場合は、親へ開示すると言える。

4 「親への開示」に影響を及ぼす要因と精神的自立との関係

「親への開示」を予測する変数を明らかにするため、重回帰分析を行ったところ、すべての領域とすべての類型で、親の情報の求めに対する「不快感」が「親への開示」に負の影響を与えていた (Table6)。どの領域の話題でも、親の情報の求めに対して「嫌だ」と感じると、開示しないといえる。「不快感」以外の変数が「親への開示」に与える影響は、精神的自立の類型によって違いがあることが分かった。

依存葛藤型は、多面、進路、恋愛において「親への開示」と有意な正の相関があった変数 (Table5) は、重回帰分析において「親への開示」への影響は有意ではなく、「親への開示」を予測したのは、親の情報の求めに対する「不快感」だけであった。依存葛藤型は「親との信頼関係」と「親からの心理的分離」の両方が低い、最も精神的に自立していないタイプであることから、親との関係を考慮して開示するというよりも、開示するかどうかは「自分が嫌だと思うかどうか」という視点のみで判断しているのかもしれない。

関係疎型は、自己管理領域と多面領域における親への開示は、「不快感」と「親への心づかい」

から予測された (Table6)。「親との信頼関係」は「親について信頼に値し、自分を信頼する存在であると評価していること」を示す (水本, 2016) が、親との信頼関係が低くても、親と自分を独立した存在と考え、親の気持ちを考えることが出来る青年は、自己管理領域や多面領域といった親が心配しそうな行動について開示することが示唆された。

密着型は、「親への開示」と有意な正の相関があった「親への心づかい」(Table5)が、重回帰分析では「親への開示」への影響が有意ではなかった。一方、「親への開示」と有意な正の相関があった「親への絶対的安心感」は、すべての領域で「親への開示」を有意に予測した (Table6)。「親への絶対的安心感」は、「母親が無条件に自分の情緒的欲求を受け入れてくれるという安心感」を示し、「親には本音が言える」、「親に助けてほしい時には、素直に助けを求めることが出来る」、「親といるとき私は自分らしくいられる」などの項目で測定される (水本, 2016; 水本, 2018)。密着型は自立型とは異なり、「親からの心理的分離」が低いことから、親と自分を別の考えをもつ独立した存在としてはとらえておらず、一体感を感じていると言える。そのため、親は自分をいつでも受け入れてくれると考えて、情報の種類にかかわらず開示し、親と気持ちや感情を共有することで、親密な関係を維持していると考えられる。

自立型は「不快感」以外に「親への心づかい」も自己管理領域の「親への開示」を有意に予測した。関係疎型の結果と合わせて考えてみると、「親からの心理的分離」が高いことに加えて、親をいたわり、親の気持ちを察することができる青年は、学校の課題や試験の点、飲酒といった親が知りたがる情報 (Smetana & Rote, 2015) について開示することが示唆された。

「親の情報の求め」それ自体が「親への開示」を予測したのは、恋愛領域のみであり、類型も関係疎型 ($\beta = .14^*$) と密着型 ($\beta = .18^*$) だけであった。関係疎型と密着型は、「親との信頼関係」と「親からの心理的分離」の高低の組み合わせに共通点はなく、標準化偏回帰係数 (β) も高くないことから、この類型のみ「親の情報の求め」が開示を予測した理由については明らかにできないが、親がたずねると青年が開示するという関連は、恋愛など限られた話題において見られ、青年の精神的自立の様相によっても異なることが示唆された。「個人の自由である」と判断することが親への開示に影響するのではなく、親の情報の求めに対して「嫌だ」と感じることがすべての領域での開示を予測したことは、「親の情報の求め」が「プライバシーの侵害」を媒介し、自発的開示に負の影響を与えることを示した先行研究 (Hawk, 2017) の結果を支持するものといえる。親が青年の情報を知りたいと考えて直接たずねる場合は、その行為が青年に口出しや干渉とみなされないことが必要であると言える。

VI 今後の課題

恋愛関係は他の領域よりも「個人の自由」と判断されている (高橋, 2021) ため、親が情報を求めることについてはプライバシーの侵害と判断されやすいとも考えられるが、親の情報の求めが青年の開示を予測するのは恋愛領域に限られていた。恋愛関係については情報開示に関連する要因が他の領域とは異なることが示唆されていることから (Rote & Smetana, 2016)、

なぜこの恋愛領域だけ親が情報を求めると青年が開示するのかを明らかにするため、恋愛関係に関する項目を増やし対象年齢も青年後期まで広げて検討する必要があるだろう。

親の情報の求めに対して青年が「嫌だ」と感じないことが、親への情報開示を予測するのに重要であることが示唆されたため、領域ごとに親の情報の求めを青年がどのように認識しているのか、嫌だと思う（思わない）理由についても明らかにする必要がある。同様に、親密性のうち「親への心づかい」と「親への絶対的安心感」も親への開示を予測し、青年が親を心配させないために情報を開示している可能性が示唆されたが、この点も親の情報の求めに対し青年が開示する理由を検討することで明らかにできるだろう。

今回は高校生の精神的自立による差に焦点を当てたため、母親と父親は区別せず分析した。社会的領域ごとの親の養育実践と青年の適応を検討した研究（Sorkhabi & Middaugh, 2019）では、母親と父親のモニタリングと青年の適応との関連に差もみられていることから、今後は母親と父親と青年の性別の組み合わせによる検討も必要である。

文献

- Baudat, S., Van Petegem, S., Antonietti, J. P., & Zimmermann, G. (2020). Parental solicitation and adolescents' information management: The moderating role of autonomy-supportive parenting. *Journal of Child and Family Studies*, 20, 426-441.
- Darling, N., Cumsille, P., & Martinez, M. L. (2008). Individual differences in Adolescents' beliefs about the legitimacy of parental authority and their own obligation to obey: A longitudinal investigation. *Child Development*, 79, 1103-1118.
- Hasebe, Y., Nucci, L., & Nucci, M. S. (2004). Parental Control of the Personal Domain and Adolescent Symptoms of Psychopathology: A Cross-National Study in the United States and Japan. *Child Development*, 75, 815-828.
- Hawk, S. T. (2017). Chinese adolescents' reports of covert parental monitoring: Comparisons with overt monitoring and links with information management. *Journal of Adolescence*, 55, 24-35.
- Hawk, S. T., Becht, A., & Branje, S. (2016). "Snooping" as a Distinct Parental Monitoring Strategy: Comparisons With Overt Solicitation and Control. *Journal of Research on Adolescence*, 26, 443-458.
- Kerr, M., & Stattin, H. (2000). What parents know, how they know it, and several forms of adolescent adjustment: further support for a reinterpretation of monitoring. *Developmental Psychology*, 36, 366-80.
- Kerr, M., Stattin, H., & Trost, K. (1999). To know you is to trust you: parents' trust is rooted in child disclosure of information. *Journal of Adolescence*, 22, 737-752.
- LaFleur, L. K., Zhao, Y., Zeringue, M. M., & Laird, R. D. (2016). Warmth and legitimacy

- beliefs contextualize adolescents' negative reactions to parental monitoring. *Journal of Adolescence*, 51, 58–67.
- Mageau, G. A., Ranger, F., Joussemet, M., Koestner, R., Moreau, E., & Forest, J. (2015). Validation of the Perceived Parental Autonomy Support Scale (P-PASS). *Canadian Journal of Behavioural Science / Revue canadienne des sciences du comportement*, 47, No. 3, 251–262.
- 水本深喜 (2016) . 母親への親密性が青年期後期の娘の精神的自立に与える影響: 「母親への親密性尺度」による検討 青年心理学研究 27(2), 103-118.
- 水本深喜 (2018). 青年期後期の子の親との関係: 精神的自立と親密性からみた父息子・父娘・母息子・母娘間差 教育心理学研究 66(2), 111-126.
- 水本深喜 (2019) . 青年期から成人期への移行期にある女性の母親との関係の発達の變化: 精神的自立と親密性の視点から 青年心理学研究 30(2), 115-129.
- 水本深喜・山根律子(2011). 青年期から成人期への移行期における母娘関係: 「母子関係における精神的自立尺度」の作成および「母子関係の4類型モデル」の検討 教育心理学研究, 55(9), 462-473.
- Nucci, N., Smetana, J., Araki, N., Nakae, M., & Comer, J. (2014). Japanese adolescents' disclosure and information management with parents. *Child Development*, 85, 901-907.
- 落合良行・佐藤有耕(1996) . 親子関係の變化からみた心理的離乳への過程の分析 教育心理学研究 44, 11-22.
- Rote, W. M., & Smetana, J. G. (2016). Beliefs about parents' right to know: Domain differences and associations with change in concealment. *Journal of Research on Adolescence*, 26, 334-344.
- Smetana, J.G. (2000). Middle-class African American adolescents' and parents' conceptions of parental authority and parenting practices: A longitudinal investigation. *Child Development*, 71, 1672-1686.
- Smetana, J.G. (2006). Social-cognitive domain theory: Consistencies and variations in children's moral and social judgments. In M. Killen & J.G. Smetana (Eds.), *Handbook of moral development* (pp. 119-153). Mahwah, NJ: Erlbaum.
- Smetana, J. G., Campione-Barr, N., & Daddis, C. (2004). Longitudinal development of family decision making: Defining healthy behavioral autonomy for middle-class African American adolescents. *Child Development*, 75, 1418–1434.
- Smetana, J.G., Metzger, A., Gettman, D.C., & Campione-Barr, N. (2006). Disclosure and secrecy in adolescent-parent relationships. *Child Development*, 77, 201-217.
- Smetana, J.G., & Rote, W.M. (2015). What do mothers want to know about teens' activities? : Levels, trajectories, and correlates. *Journal of Adolescence*, 38, 5-15.

- Smetana, J. G., Villalobos, M., Tasopoulos-Chan, M., Getttman, D. C., & Campione-Barr, N. (2009). Early and middle adolescents' disclosure to parents about activities in different domains. *Journal of Adolescence*, 32, 693-713.
- Sorkhabi, N., & Middaugh, E. (2019). Domain-specific parenting practices and adolescent self-esteem, problem behaviors, and competence. *Journal of Child and Family Studies*, 28(2), 505-518.
- Stattin, H., & Kerr, M. (2000). Parental monitoring: a reinterpretation. *Child Development*, 71, 1072-1085.
- 首藤敏元 (1992) . チュリエル 日本道徳性心理学研究会 (編) 道徳性心理学:道徳教育のための心理学 北大路書房 pp.133-144.
- 高橋 彩 (2013) 大学生の親に対する情報管理方略:社会的認知的領域による検討 愛知学院大学総合政策研究,16,11-23.
- 高橋 彩 (2021) . 高校生の情報管理方略と精神的自立 三重短期大学紀要 69,27-36.
- Tasopoulos-Chan, M., Smetana, J. G., & Yau, J. P. (2009). How much do I tell thee? : Strategies for managing information to parents among American adolescents from Chinese, Mexican, and European backgrounds. *Journal of Family Psychology*, 23, 364-374.
- 田 玲玲・平石賢二・渡邊賢二 (2017) . 中学生の母子関係における親権威の概念の不一致と母子間葛藤, 子どもの心理的適応との関連 発達心理学研究, 28, 24-34.
- Turiel, E. (2006). The development of morality. In N.Eisenberg (Ed.), *Handbook of child psychology, Volume3: Social, emotional, and personality development* (pp.789-857). New York: Wiley.
- Villalobos, S. M., Smetana, J.G., & Comer, J. (2015). Associations among solicitation, relationship quality, and adolescents' disclosure and secrecy with mothers and best friends. *Journal of Adolescence*, 43, 193-205.
- Yau, J. P., Tasopoulos-Chan, M., & Smetana, J. G. (2009). Disclosure to parents about everyday activities among American adolescents from Mexican, Chinese, and European backgrounds. *Child Development*, 80, 1481-1498.

付記

本研究の調査にご協力いただきました亀山高等学校、四日市南高等学校、久居高等学校の先生方および生徒のみなさまに心より御礼申し上げます。

2020 年度地域問題研究所活動記録

(2020 年 4 月～2021 年 3 月)

- 1 地域問題研究所概要
- 2 地域問題研究所活動日誌
- 3 地域問題研究所刊行物
- 4 研究活動

1 地域問題研究所概要

三重短期大学地域問題研究所規程

平成 20 年 3 月 30 日
三重短期大学規程第 52 号

改正 平成 31 年 3 月 26 日 三重短期大学規程第 5 号
改正 令和 3 年 3 月 15 日 三重短期大学規程第 12 号
改正 令和 3 年 7 月 15 日 三重短期大学規定第 18 号

(名 称)

第 1 条 この研究所は、三重短期大学学則（平成 18 年三重短期大学規程第 1 号）第 63 条の 2 に基づき、三重短期大学付属施設として設置し、三重短期大学地域問題研究所（以下「研究所」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 研究所は、本学がよって立つ地域社会に関わる諸問題の調査研究を行い、もって、地域社会の生活と文化の向上に寄与し、併せて本学の教育・研究の発展に資することを目的とする。

(所 員)

第 3 条 本学の専任教員は、研究所の所員となる。

2 所員は、総会での議決を行う。また、研究所の施設及び資料の利用並びに研究所の刊行物への研究成果の掲載を行うことができる。

(事 業)

第 4 条 研究所は、その目的を達するため、必要に応じて三重短期大学地域連携センターと協力して次の事業を行う。

- (1) 調査及び研究
- (2) 文献、資料及び情報の収集、保管及び閲覧並びに関係機関との研究及び文献資料などの交流
- (3) 研究会の開催及び研究成果の公表
- (4) 奨励研究員による学外研究交流集会の開催
- (5) 所員研究交流集会における全研究員の報告・発表
- (6) その他研究所の目的達成のために必要と認められる事業

(著作権)

第 4 条の 2 研究所の刊行物に掲載された著作物の著作権は研究所に属する。

(運営組織)

第 5 条 研究所に、研究所長、総会及び運営委員会を置く。

(研究所長)

第 6 条 研究所長は、総会の推薦に基づき、学長が任命する。

- 2 研究所長は、研究所の業務を掌理し、研究所を代表する。
- 3 研究所長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

(総会)

第 7 条 研究所の基本事項は、総会において審議し、及び決定する。

- 2 総会は、必要に応じ、又は所員の要望があった時に研究所長が招集する。
- 3 総会は、所員の過半数の出席により成立する。
- 4 第 1 項の基本事項とは、次のものをいう。
 - (1) 毎年度の事業計画及び予算の作成並びに決算の承認
 - (2) 研究員の推薦
 - (3) 研究所長の推薦

(4) その他研究所に関する重要事項

(運営委員会)

第8条 研究所の運営を行うため、運営委員会を置く。

2 運営委員は、研究所長、所員の中から選出された運営委員2名及び研究員の互選による若干名とし、学長が任命する。

3 運営委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

4 運営委員会の議長は研究所長とし、研究所長は研究所の運営のために定期的に運営委員会を開催する。

(研究員)

第9条 研究員は、研究費の支給を受けて地域研究を進め、また、互選により運営委員となることができる。

2 研究員は、研究所長が総会に諮って、所員の中から推薦し、教授会の議を経て学長が任命する。

(特別研究員)

第10条 特別研究員は、広く学内外に人材を求め、研究所長が総会に諮って推薦し、教授会の議を経て学長が任命する。

2 満70歳に達する年度末を超えて特別研究員になることはできない。

(監査)

第10条の2 監査は研究員でない所員であって、総会が指名した者が行う。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(三重短期大学地域問題総合調査研究室規程の廃止)

2 三重短期大学地域問題総合調査研究室規程(平成18年三重短期大学規程第37号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規程の施行の際、旧研究室規程により現に室長、運営委員または研究員となっている者の取り扱いについては、それぞれ新規程による、所長、運営委員、研究員とみなす。

4 この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月15日から施行する。

2020 年度研究所構成員

所長	南 有哲	(生活科学科 教授)
運営委員 (法経科)	大畑 智史	(法経科 准教授)
運営委員 (生活科学科)	北村 香織	(生活科学科 准教授)
通信担当	南 有哲	(生活科学科 教授)
年報担当	大畑 智史	(法経科 准教授)
会計担当	北村 香織	(生活科学科 准教授)
交流集会担当	長友 薫輝	(生活科学科 教授)
研究員	楠本 孝	(法経科 教授)
	大畑 智史	(法経科 准教授)
	田添 篤史	(法経科 准教授)
	長友 薫輝	(生活科学科 教授)
	小野寺 一成	(生活科学科 教授)
	駒田 亜衣	(生活科学科 准教授)
	武田 誠一	(生活科学科 准教授)
	北村 香織	(生活科学科 准教授)
	高橋 彩	(生活科学科 准教授)
	相川 悠貴	(生活科学科 講師)
奨励研究員	長友 薫輝	(生活科学科 教授)
特別研究員	岩田 俊二	
	茂木 陽一	
助手	田中 里佳	

※職名は 2020 年度時点のものです

2 地域問題研究所活動日誌

2020 年 4 月 23 日	運営委員会議 法経科共同研究室にて 研究員承認について、運営体制承認について、昨年度会計報告
4 月 27 日	所員総会 第一演習室にて 研究員承認について、運営体制承認について、昨年度会計報告
5 月 21 日	運営委員会議 法経科共同研究室にて 交流集会(昨年度実施予定分)の開催について、『地研年報』参照文献記載法について、今年度予算について、各担当から(年間計画など)
6 月 18 日	第 61 回研究交流集会 41 番教室にて 「明治期以降の農村居住環境整備の発展過程に関する研究」-特に明治初期から戦後開拓まで- (途中経過報告) 岩田俊二 (zoom より参加) 「公立・公的病院の再編統合と地域医療」

長友薫輝

「伊勢商人と捨て子」-長井家・長谷川家を例に-

茂木陽一

1. 諫早市：中心市街地の活性化に向けて-玉突き跡地活用による公共施設連鎖型建替え-
2. 立地適正化計画拠点を位置付ける-多核ネットワーク型都市構造を実現する拠点の形成-

小野寺一成

6月25日 所員総会 第一演習室にて
今年度予算承認について

9月17日 地研運営会議 地域連携センターにて
交流集会について、「地研通信」発行計画について、予算の組かえにつ
いて、『地研年報』刊行について、その他

9月30日 『地研年報』第25号発行 107頁

【論説】

地域社会を担う人材育成を目指した本学栄養教諭課程の学内養成および
教育実習の取り組み

阿部雅里

1970年代の大都市部における政治意識の変容-美濃部東京都政の支持基
盤を事例として-

川上哲

金融的収益の重要化と格差の変動の関係-資本収益率均等化の観点から-

田添篤史

【調査】

クラウド型 ERP の拡張

大畑智史

短期大学生のアイデンティティ発達と進路選択時の母親とのコミュニケ
ーション

高橋彩

【研究報告】

地域包括支援センターにおける「地域課題の政策提言」に関する研究
-2019年度「三重短期大学政策研究・研修」の成果報告-

武田誠一・松田佳浩・川岸健太郎・上村博一・工藤暢久

【実践報告】

「津ぶらんど化推進品目を使用した大量調理向けの献立の考案」

駒田亜衣・中井晴美

2019年度地域問題研究所活動記録

地域問題研究所概要

研究活動

地域問題研究所刊行物

2021年3月10日 第62回地域問題研究交流集会 開催 Zoomにて
テーマ「固有のニーズをもつ人の人権を考える」

講師：井上英夫先生（金沢大学名誉教授）

コーディネーター：長友薫輝（奨励研究員）

3月16日 第63回地域問題研究交流集会 開催 Zoomにて

テーマ「コロナ禍と高齢者の人権」

講師：鈴木静先生（愛媛大学教授）

コーディネーター：長友薫輝（奨励研究員）

3月22日 「地研通信」第137・138号発行 40頁

2020年 地域問題研究所研究員一覧

第 60 回地域問題研究交流集会報告
「地研通信」総目次
受入図書一覧
編集後記

3 地域問題研究所刊行物

地研通信

号数	発行日	内容	頁数
137・138 号 合併号	2021. 3. 22	2020 年 地域問題研究所研究員一覧 第 60 回地域問題研究交流集会報告 「地研通信」総目次 受入図書一覧 編集後記	40

地研年報

号数	発行日	内容	頁数
25 号	2020. 9. 30	<p>【論説】 地域社会を担う人材育成を目指した本学栄養教諭課程の学内養成および教育実習の取り組み 阿部稚里 1970 年代の大都市部における政治意識の変容-美濃部東京都政の支持基盤を事例として- 川上哲 金融的収益の重要化と格差の変動の関係-資本収益率均等化の観点から- 田添篤史</p> <p>【調査】 クラウド型 ERP の拡張 大畑智史 短期大学生のアイデンティティ発達と進路選択時の母親とのコミュニケーション 高橋彩</p> <p>【研究報告】 地域包括支援センターにおける「地域課題の政策提言」に関する研究 -2019 年度「三重短期大学政策研究・研修」の成果報告- 武田誠一・松田佳浩・川岸健太郎・上村博一・工藤暢久</p> <p>【実践報告】 「津ぶらんど化推進品目を使用した大量調理向けの献立の考案」 駒田亜衣・中井晴美</p> <p>2019 年度地域問題研究所活動記録 地域問題研究所概要 研究活動 地域問題研究所刊行物</p>	107

4 研究活動

【研究一覧】

研究員名	研究テーマ	研究概要
楠本 孝	「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」について	「川崎市差別のない人権尊重のまちづくり条例」は、我が国で初めていわゆるヘイトスピーチに刑事罰を科す条項を含んでおり、画期的なものであるが、それだけにその合憲性を巡って学会で議論されることは確実であり、場合によっては裁判で争われることも十分に想定される。そこで、同条例の成立過程や、類似法規及びその裁判例を検証して、同条例の合憲性を確認することを目的とする。
大畑 智史	租税分野における ICT 活用	近年、世界的に行政など社会の多くの場面で ICT 化の動きが強まってきたことはよく知られている。このような中で、もちろん、租税と直接的間接的に関係する ICT システムは数多く存在している。例えば、クラウド型 ERP、日本におけるマイナポータル、といった ICT システムは租税と大きく関係している。以上のような状況が、三重県の場合においても当てはまることは言うまでもない。本研究では、そうした ICT 化の租税の性質への影響について分析することを目的とする。この分析の中では、できるだけ三重県の場合の分析を考慮することとする。以上の分析は、そうした社会状況の中で租税の適確な施行のためには欠かせないものである。
田添 篤史	地域間格差が存在する場合の金融政策依存の問題点	現在のマクロ経済政策は、財政上の制約もあり金融政策に依存する形となっている。しかし金融政策によって決定されるマクロ的諸変数は全国に一律に影響するものであるため、地域間の経済状態に差が存在する場合には、各地域の経済実態を無視した影響を及ぼすことになると考えられる。昨年度はこれについてモデル化を行った。今年度は地域間格差に対して、金融政策の重視がどのような影響を及ぼすものであるかを実証的に検討する。
長友 薫輝	地域の医療保障・介護保障づくりの政策展開に関する調査～地域医療構想と地域包括ケアシステムの動向から～	地域医療構想と地域包括ケアシステムを両軸として、医療・介護供給体制の再編が進められてきた。新型コロナウイルス感染症対策としても、供給体制の再編がどのような姿となるのか、注目されているところである。実際に地域の医療保障・介護保障がどのように整備されているのか。これまで関わってきた秋田県鹿角市、福岡県北九州市における地域調査を行い、各自治体の今後の政策展開に貢献することを目的として研究を進めたい。
小野寺 一成	人口減少下での集約型都市構造再編と拠点形成に向けた研究（その2） — 地方都市における実践と課題 —	2018 年度まで在籍した、日本建築学会 都市計画委員会 地方都市再生手法小委員会から継続して、2019 年度より同委員会の「地方都市拠点デザイン小委員会」のメンバーであることから、引き続き地方都市再生に関する研究を行う。 近年、立地適正化計画制度に代表される人口減少に適応した都市構造再編のための計画制度が整備されている。しかし、人口減少に伴い表出する地区の空間構造の変更を時間的空間的に細かくマネジメントし、望ましいものへと誘導していくためには、単なる「縮小」ではない拠点論、計画論、ネットワーク論、制度論などの拡充が求められる。今年度は、その知見に有用となる全国の先進事例や調査報告文献などを収集するものとする。 また、三重短期大学が立地する津市においても、「多極ネットワーク型コンパクトシティ」を念頭に、都市計画マスタープランや立地適正化計画が策定されていることから、2020 年度の本研究は昨年度に引き続き、津市においても持続的に発展できるような都市構造の構築に向けて、単なる「縮小」ではない拠点論、計画論、ネットワーク論、制度論などの知見を得るために全国の先進事例などを収集することにある。

駒田 亜衣	津市における平成30年度特定健康診査・特定保健指導の解析と11年間の推移	<p>現在、「特定健康診査・特定保健指導」開始から12年が経過し、11年分のデータが蓄積されている。三重県津市においても同様であり、これまで平成20年から29年までのデータを毎年集計・報告してきた。昨年度の研究成果として、津市の10年分の特定健診結果を活用し、保健指導実施者のその後の状況を報告した。引き続き、蓄積されたデータの活用方法については課題のひとつとなっている。</p> <p>そこで本研究では、津市で実施された最新の平成30年度特定健診結果の解析と平成20年から11年間の動向（検査値推移や生活習慣の変化）を確認し、今後の健康づくりに役立てることを目的とする。</p>
武田 誠一	三重県における「地域共生社会」実現の課題	<p>「地域共生社会」は、地域包括ケアシステムを深化させた状態であり、これまでが高齢者中心であった支援体制を年齢にとらわれない、支援体制の構築を目指すものである。</p> <p>一方で、こういった考え方は、「我が事・丸ごと」や「断らない相談」といったフレーズで語られることが多い。ただ、その実態が何を指しているのかは明確ではない。つまりは特定の事業などを指すものではなく、各地域の独自性に依拠した実践にその価値が求められるものである。</p> <p>そのため本研究では三重県内における「地域共生社会」の実態を把握し、その特徴、課題などを整理する。</p> <p>本研究では、自治体が主導する「地域共生社会」のあり方を明らかにするのみならず、地域住民、介護職、福祉職、保健・医療職の果たす役割にも言及していく。</p>
北村 香織	障害のある人の地域医療サービス利用に関する研究	<p>障害のある人が医療サービス（代表的なものとして病院での診療）を利用する際には、多くの困難や不便が伴う。それは例えば、高額な医療費の支払いや病院などへの移動手段のなさ、また移動費用の負担、病院内での不安、医療従事者の障害への無理解等といったことがあげられる。今回は、特に「サービスの利用方法」に着目し、障害のある人が病気で診療を受けるまでに感じる利用しづらさはどこにあるのか、利用を阻む要因について分析したい。そして、具体的に地域医療機関や行政などができる改善点や工夫はどのようなものなのか検討する。</p>
高橋 彩	青年期における自律性の獲得と親への情報開示方略	<p>本研究は、社会的領域理論に基づき、青年の自律性の発達と親子関係について検討するものである。具体的には、高校生と大学生を対象に、青年が親からの自律性を獲得する方法の一つとして、開示方略（自分に関するどのような内容を、どの程度開示するのか）と親子関係との関連などを質問紙調査によって明らかにする。</p> <p>自律性の獲得は青年期の主要な課題の一つである。児童期には親の作った規則に従っていても、年齢とともにそうした親の管理を拒絶し、自分自身で意思決定を行うことが増える。青年期に親子間で葛藤が増加する理由の一つに、青年が個人の自由であると考えられる事柄に対して、親が規則を作って子どもに従わせようとすることがあげられる。社会的領域理論では、個人に決定権があるという判断は、個人領域の判断ととらえる。例えば、自分のお金の使い方や自由時間の過ごし方、友人の選択という問題は、個人の統制下にある代表的な事柄である。一方、ダイエットをするという問題は、自分の身体のコントロールという意味では個人領域から「自分の問題である」と判断できるが、「青年の健康に害があるから良くない」と自己管理領域からも判断できる。このように社会的領域理論は、私たちが物事を判断、推論するときに用いる正当化を、個人領域、自己管理領域、慣習領域（任意のルールや規範、マナーの観点から判断）、道徳領域（ルールの有無とは関係なく、他者の福祉、権利から判断）として理解する。青年が自分に関する様々な事柄をどの程度個人の自由であると考え、親の統制を拒否するのか、また青年の開示を促す親子関係の特徴は何かを明らかにすることは、青年期の子をもつ親へ有益な知見を提供できると考える。</p> <p>調査対象：三重県内と愛知県内の高校生、短期大学生、大学生</p>

相川 悠貴	運動が食欲や食事摂取に及ぼす影響	<p>【背景】対象や運動様式、対象者心理によって、運動が食欲や食事摂取に与える影響は異なることが明らかになってきた。エアロビック・抵抗性混合リズム運動、登山は、楽しく、身体に高負荷を与えられる運動であり、健康維持に有効な運動として知られている。</p> <p>【目的】エアロビック・抵抗性混合リズム運動が食欲と食事摂取に及ぼす影響を明らかにすることである。</p> <p>【方法】健康な人を対象に、安静後、60分のエアロビック・抵抗性混合リズム運動後、登山活動中の食欲と食事摂取を、交差試験により検討する。また、対象者は10人程度募集する。運動強度は心拍数の変動により評価する。心理尺度はPOMS2短縮版を用いて評価する。食欲、疲労はビジュアル・アナログ・スケールを用いて評価し、食事摂取は被験食を自由摂取させて評価する。</p> <p>【予想される結果】60分のエアロビック・抵抗性混合リズム運動後や登山はイライラ感や抑うつ感が減少する。その満足感と運動による疲労により食欲が減少し、食事摂取量の増加が生じないことが予想される。</p> <p>【本研究の意義】体重減量に対する効果的な運動方法を提言する知見になり得る。これは、三重県民や三重短期大学学生の健康増進に繋がる知見となる。また、食物栄養学専攻学生と実施することで、卒業後三重県の健康増進に携わる者に、運動と食事に関する知識を身につけさせる成果も得られる。</p>
-------	------------------	--

奨励研究員名	研究テーマ	研究概要
長友 薫輝	「相模原障害者殺傷事件」の根源を問う	<p>重度知的障害者のみを狙った犯行として知られる相模原障害者殺傷事件を、どのように私たちは受け止めて考え行動するべきか。脆弱な社会保障制度、問われるべき公的責任の所在、そして根底にある優生思想や差別的な対応について、少しずつ整理していきたい。元ハンセン病患者への隔離政策をはじめ、これまでの優生思想や差別にもとづく政策的対応がどのような状況をもたらしたのか、約20年ほど前から調査などを通じて関わっており、あらためてここで検討を加えたいと考えている。</p>

特別研究員名	研究テーマ	研究概要
岩田 俊二	明治期以降の農村居住環境整備の発展過程に関する研究 —特に明治初期から戦後開拓まで—	農村の居住環境整備史を耕地整理法の時代、土地改良法の時代を通して著すことを目的にしている。農村整備は昭和45年ごろから本格的に農政の課題となり実施されてきており、その経緯については『豊かな田園の創造 農村整備事業の歴史と展望』（農村整備事業の歴史研究委員会編、日本農業集落排水協会、1999年）等に明らかにされている。また、耕地整理や土地改良事業については『土地改良百年史』（今村奈良臣、平凡社、1977年）、『農業土木史』（農業土木学会、1979年5月）等が著されている。しかし、明治初期から戦後開拓あたりまでの旧耕地整理法の時代における農村居住環境整備の歴史についての著作は見当たらないので、特に明治初期から戦後開拓までの期間の農村居住環境整備の歴史について調査研究を行う。方法は同期間の農村居住環境整備の歴史について文献資料から通時的な分析を行うとともに、その分析の中から特徴的な事例地区を選択し、分析を行う。2019年度は明治初期の静岡式の田区改良事例として静岡県袋井市田原地区・磐田市旧富岡村の該当地区、石川式の田区改良事例として金沢市上安原地区の事例、明治期耕地整理法施行後の耕地整理の全国モデルとなった埼玉県鴻巣市常光地区の事例を取り上げ、居住環境整備の観点から分析した。2020年度は戦前戦後の開墾開拓地区の居住環境整備の整備方針を検証し、事例地区を選定し現地調査を行う。最終的な研究成果は農村居住環境整備の通史部分と特徴的な地区の個別史部分を併記し農村居住環境整備の歴史を明らかにするが研究の狙いは個別史部分に置く。
茂木 陽一	近世・近代移行期における捨子の比較研究（長崎県・三重県を対象に）	長崎・三重両県において、近世の大庄屋文書・藩庁文書（長崎では島原藩、三重では紀州藩・神宮領）、近代の県庁文書から捨子事例の収集を行い、両地域の比較分析を行う。

執筆者紹介

大畑 智史	本学法経科准教授
岩田 俊二	本学名誉教授・特別研究員
茂木 陽一	本学名誉教授・特別研究員
高橋 彩	本学生活科学科准教授

地研年報 第26号

2021年12月1日発行

編集兼発行者 地域問題研究所長
南 有哲

発行所 三重短期大学地域問題研究所
〒514-0112 三重県津市一身田中野157
TEL 059-232-2341

印刷所 合資会社 黒川印刷
〒514-0008 三重県津市上浜町2-11
TEL 059-226-4877

ANNALS OF
THE INSTITUTE OF REGIONAL STUDIES

TSU CITY COLLEGE

No.26 2021

[Articles]

The X Tax under the digital economy

..... *Satoshi OHATA* (1)

A study on the development process of rural living environment improvement
since the Meiji period Part 1

–Especially on the Meiji period–

..... *Shunji IWATA* (19)

Minomura-Rizaemon and his child welfare work

..... *Youichi MOGI* (41)

[Research]

Do high school students disclose information to their parents if their parents ask?

Perspectives of Psychological Independence and intimacy.

..... *Aya TAKAHASHI* (75)

Edited and Published by

The INSTITUTE of REGIONAL STUDIES

Tsu City College

Tsu, Mie, Japan